

会 議 録 目 次

平成 1 5 年第 2 回海田町議会 3 月定例会（第 2 日目）

平成 1 5 年 3 月 5 日（水）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	施 政 方 針		4
日程第 2	一 般 質 問		2 1
	（延 会）		9 9

平成15年第2回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成15年3月4日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 3月5日 (水) 9時00分宣告 (第2日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (20名)

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 岡 田 良 訓      | 2番  | 西 田 祐 三 |
| 3番  | 渡 辺 善 隆      | 4番  | 桑 原 克 之 |
| 5番  | 多 田 雄 一      | 6番  | 斎 木 貞 暁 |
| 7番  | 堀 間 禎 子      | 8番  | 西 山 勝 子 |
| 9番  | 宮 坂 二 郎      | 10番 | 崎 本 広 美 |
| 11番 | 原 田 幸 治      | 12番 | 前 田 勝 男 |
| 13番 | 住 吉        充 | 14番 | 山 岡 寛 次 |
| 15番 | 田 中 千 代      | 16番 | 佐 中 十九昭 |
| 17番 | 中 岡 長 一      | 18番 | 国 岡 光 明 |
| 19番 | 加 藤        公 | 20番 | 河 野 道 昭 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (20名)

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 岡 田 良 訓      | 2番  | 西 田 祐 三 |
| 3番  | 渡 辺 善 隆      | 4番  | 桑 原 克 之 |
| 5番  | 多 田 雄 一      | 6番  | 斎 木 貞 暁 |
| 7番  | 堀 間 禎 子      | 8番  | 西 山 勝 子 |
| 9番  | 宮 坂 二 郎      | 10番 | 崎 本 広 美 |
| 11番 | 原 田 幸 治      | 12番 | 前 田 勝 男 |
| 13番 | 住 吉        充 | 14番 | 山 岡 寛 次 |

15番 田 中 千 代

17番 中 岡 長 一

19番 加 藤 公

16番 佐 中 十九昭

18番 国 岡 光 明

20番 河 野 道 昭

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

## 8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 町 長             | 加 藤 天     |
| 助 役             | 松 岡 修 士   |
| 収 入 役           | 正 木 洋     |
| 企 画 部 長         | 中 野 潔     |
| 総 務 部 長         | 上 條 正 弘   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 富 田 征     |
| 建 設 部 長         | 池 乃 本 和 弘 |
| 参 事（広域行政担当）     | 佐 藤 隆     |
| 参 事（福祉保健担当）     | 因 幡 忠 志   |
| 企 画 課 長         | 永 海 房 雄   |
| 広 域 行 政 推 進 課 長 | 木 原 晴 彦   |
| 財 政 課 長         | 内 田 和 彦   |
| 総 務 課 長         | 久 保 伸 一   |
| 地 域 振 興 課 長     | 植 野 敏 彦   |
| 税 務 課 長         | 畝 光 美     |
| 住 民 課 長         | 上 村 直 樹   |
| 福 祉 課 長         | 貝 原 陽 子   |
| 高 齢 福 祉 課 長     | 青 木 基 秀   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 臼 井 真     |
| 監 理 課 長         | 因 幡 貞 男   |
| 建 設 課 長         | 児 玉 正 克   |
| 都 市 整 備 課 長     | 朝 倉 登 司 雄 |

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（河野）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員数は20名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第13に至るものでございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）日程第1、昨日に引続き施政方針についてを議題といたします。

これより、昨日の施政方針に対する質問を行いたいと思いますが、ここで議長よりお願いと確認をしておきます。さきの議会運営委員会決定事項でもお知らせしておりますように、議事の都合により具体の予算そのものに関するもの、条例案として提出されているもの、ほかに質問、質疑ができる場があるものについては、できるだけ設置を予定している予算審査特別委員会または一般質問の場で質疑、質問を行っていただきたいと思います。

それでは、これより町長の施政方針に対する質問を行います。質問があれば許します。崎本君。

○10番（崎本）済みません、町長の施政方針の中で、私、昨日気がついて、下水道部長と課長のところへ行って、ちょっと問い合わせたんです。そうしたら、私が指摘したところはもう認可を受けているから関係ないよと言われました。「ほんじゃ、そういうことは絶対か」と言うたら「絶対だ」と言うって、「帰って調べてこいや」と言うた。

「間違うとったら許さへんぞ」と言うたら、けさ、今聞いたら、「認可をまだ大部分が残っています」と。そういう発言を、こういう施政方針の中でそういうような簡単な、単純なミスを、抜かしとって、それが当然のごとく言われたら、これ、町長、どう思われます、町長の施政方針ですよ。

38ページの認可を受ける地域が書いてあるところです。三迫2丁目が抜けています。私も地元やから三迫2丁目が認可をいつ受けたか、そのぐらいのことはちゃんと調べて言うたはずなんです、それは大部分ができておると。ほんで「絶対か」と言うたら「絶対」と言うて、けさ聞いたら、けさ聞くまで、「あれは抜けておりました」と言うて、

断りも、断りも言うても何でもええんじゃが、そういう言葉も全然ないんです。町長、これ、どう思われますか、こういう施政方針。施政方針からこないなですよ。ほじゃから、昨日の工期延期願いじゃないんですが、間違っても当然じゃいうような考え、理由をつけて理由をつけて、その場逃れなことを、そらええよ、最初からこういう町長の施政方針からこんななんなんです。町長、どう思われますか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）三迫2丁目につきましては、確かに私、施政方針で2丁目を脱落させておいたことは間違いございません。これも今調べてみますと、一部まだ残っておるというようなことからということの説明を担当がしておりますけれども、そうであっても、やはりこれは入れるのは当然であったと、私は思っておりますので、今も注意したところでございますけれども、この脱落したことについては深くおわびを申し上げます。入れるべきであったと、こういうふうに思いますのでお許しを願います。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）今、間違うたったと言われました。この問題はこの問題でいいんですが、今も言い訳でしょうが。一部ではないでしょう、大部分でしょうが。私はそこを言いますよ。責任のなすり合いで、大部分と一部とは大きな違いがありますよ、わかります、町長。非は非じゃから、大部分まだできていない一部がなって、三迫1丁目のときに一部がかかっています。これは大部分がまだできていないんです。一部と大部分は違いますよ。これも認識の違いはお願いします。お願いしますと言うて、もういいですよ。いや、それだけ答弁のときに責任のなすり合いではなしに、非は非じゃから、大部分残っておる、これ、間違いですと言われた方がいいんじゃないですか。一部残っています、一部が残っていたから大部分に入れなけんと。大部分が残っておるのも入れなけんと、入れなけんの間違いじゃないじゃから、間違いでしたと言われた方がいいんじゃないですか、一部、言わんと。一部を撤回してください。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）脱落いたしておりましたことには大変申し訳ないと思います。お許しいただきたいと思います。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）次、ほんじゃ変えます。9ページの織田幹雄記念会館の整備のところで、基本設計を実施し、早期実現を目指すとありますが、今後の計画はどのようになってお

るか、ちょっとそれを1点、お伺いします。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）仮称織田幹雄記念館につきましては、当初予算の方でお願いしておりますけども、15年度予算で基本設計を行います。基本設計後、順序といたしますと、実施設計をして建設ということになるわけですが、建設につきましては、今の予定でいきますと16年以降にということになってくるわけですが、そうした場合に、基本設計をとにかく海田町の手で手がけておいて、できるだけ早い時期に建設着工していただくような手順でまいりたいというふうに考えております。

○議長（河野）ほかにございませんか。山岡君。

○14番（山岡）それでは、昨日の町長の施政方針演説の中で、大まかに見ましたら、非常に大型の予算を組まれた、その点につきまして、ちょっとお願いしてみたいと思いますが、大型の予算を組まれましても、今までの事業量からいきますと約18億5,000万ぐらいの増加になるわけですが、105億ですから、その中で、スタッフの皆さんがこの事業に対して何ができるか、対応ができるかどうか、その点についてお尋ねしてみたいと思います。

○議長（河野）総務部長。

○総務部長（上條）15年度は大きな予算を組んでおりますけど、人の問題、かなり負荷がかかってくるのは事実でございます。そこで、今広島市の方と派遣について協議しております、単独派遣で3名ばかりもらえないだろうかというような話を進めております。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）3名ぐらいで、今の18億余りの仕事がカバーできるとはちょっと思えないんです。と申しますのは、この施政方針の中には、退職された方のほとんどのカバーもされませんし、またそういう事業量が、ちょっとざっと見ましたら、海田町の特別会計の下水道事業が19億ぐらいの年間予算を組んでおられますが、そのくらいの事務量になるだろうと思うんです。そうしてまた合併の対策室なんかにかんがりの人を費やしておると、そういう面からいきますと、いろんな人事的な問題が出ると思うので、その点についてどうでしょう。メンタルヘルスを含めてお願いしたいと思います。

○議長（河野）総務部長。

○総務部長（上條）今、相互派遣で2名派遣しております、その部分が、相互派遣はやめて単独でいただくということで、計5名人員は確保できます。それと、これでも十分

かと言われましても、なかなか難しいとは思いますが、頑張っていくということでございます。それと、メンタルヘルス、メンタル面につきまして、今いろいろストレス時代でなかなかそういう方が多いという中で、それぞれ今年度も5回ほどマツダ病院の先生をお迎えして、いろいろ相談にも乗ってっておりますし、そういうストレス面のコントロールにつきまして、どのようにやったらいいかというような相談は今乗っておるところでございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）佐中です。まず、国と地方との関係の問題でお尋ねをいたします。

小泉内閣のもとで、ここに挙げられておる改革断行予算ということで、小泉内閣が誕生して以来のキャッチフレーズで今日まで来ておりますが、結果的には経済と財政の破綻がより以上に進んでおるというように私は判断をするわけです。

そうした中で、海田町の平成15年度の予算がこれらを踏まえて組んでおられますが、まず2ページ目に、聖域なき構造改革の考えのもと、簡素で効率的な行政システムの確立、そして時代の要請に即して行政の役割を見直すという基本姿勢です。その下に地方財政対策というのがございますが、地域公共団体に対しては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少すると、全くそのとおりなんです。景気が悪化しておるからそうなんです。それで、公債費の累増等により、過去最大規模の財源不足が生じる。財源不足が生じるから全国一律に市町村合併を押しつけて、これからの財源を乗り切ろうという政府の考え方なんです。

ところが、これらを踏まえると、合併特例債とそれから地方の財政対策、大いに矛盾をしておると私は感じるんです。なぜそうなるかということ、国は財政破綻となりそうだから合併をせよと、合併をすると特例債の発行が認められる。海田町でも240億4,000万の特例債が認められて、95%の充当率で、交付税は後年度にわたって70%でそれを補てんをしていくという合併の仕組みなんです。

ところが、合併をして特例債が認められると、起債をして交付税の先食いをするようになるんです。これがさらに財政を悪化をさせるもとになるんです。そうすれば、今財政破綻がさらに財政破綻になってくる。大きく見て、全国でこの合併がどんどんやられると国の破綻はどうしようもなくなるというのが私の考え方なんです、それはどうなんですか。まず、これを最初にお尋ねをいたします。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）ここへ国の予算等を掲げさせていただいておりますけど、これにつきましては、先般の予算編成会議で、国の財政課長からの内観をここに計上させていただいております。佐中議員がご指摘の点につきましては、十分そのご意見は理解できると思います。ただ、本町で予算を組む場合には、国の予算の編成方針、いわゆる本町で今回どこに着目しているかといったら、やはり行政の効率化であるとかむだな経費の削減とか、そういうものを踏まえて今回予算編成に当たっております。

それから、合併特例債の関係で、確かに市町村全国1,000の目標にすれば、かなり国の方は財政の支出が伴うというふうにおっしゃるのは当然だと思います。国の考え方としたら、やはり1つはそういった後年度負担、いわゆる特例債を認めるというのは借金でございますので、そののところにしましては、いわば構造改革を断行する上で大なたを振るうというふうに考えております。我々が国の財政なりいわゆる経済財政の仕組みについて言及するところは、正直申し上げましてないわけでございますが、そういった苦しい状況の中で、本町で、要は、住民の暮らし向きを向上させるための予算を特段の工夫を持って進めていかなくてはいけないという立場で、今回予算編成をさせていただきました。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）国の財政の破綻は、これまでむだな公共事業や大型公共事業、どんどん進めてきたその結果が国の財政の破綻になっておるわけです。今回、長引く不況のもとで、景気対策と言いながら、公共事業が、財源があまり確保できないから、公共事業もなかなか進んで、進むというよりも施策としてなっていないということにつながるわけですが、今回合併特例法のもとで、こういうことを国のそうした流れで乗っていくと、全国で大型公共事業がどんどん進むと。海田町だって52%が区画整理とJR高架だと。全国でこれをやると、ゼネコンが大もうけをする。そのお先棒を担ぐこうした仕組みになってくるんです。

ですから、財源を確保するのに、確かに単独の法人格を持っている海田町がそのことだけ考えればいいけれども、しかし最終的には、国民や町民に対して多大な負担を強いられる。現に、医療の問題にしても年金の問題にしてもいろんな社会保障にしてもどんどん切り捨てられて、しかも消費税が5%で今回大きな不況の引き金になったわけですが、16%という、こういう消費税の声が今年の1月ごろからどんどん出てきておる。特に財界を中心としたこうした声がはっきり出てきておるわけです。こうしたもとで、何

が何でも特例法に基づいて合併をしようとする。このことによって10年後、さらに後年度に特例債を支払うわけですから、たとえもらったとしても、国のそうした特例債は国民が支払うということになれば、先行き、今の財政が破綻をしておるのに、さらに超破綻だというように思うんです。このことによって、国民がますます苦しい目に遭う。こんな予算をもとにして、本当に海田町がこれで進んでいいのかどうか、私は非常に疑問に思うんです。特に、合併特例債を使って、しかも財政破綻に近い広島市に対して吸収合併をする、この方策そのものが私は非常に町民を、町長が福祉増進のために、向上を図るために合併をするという言い方をされておりますが、私は逆じゃと思うんですが、その点は町長のお考えを聞きたい。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）佐中議員さん、国家財政のことから大変にご心配の上でのご発言でございますけれども、我々とすれば、やはりこういう国そのものの財政の逼迫、あるいは県もしかりでございますが、そういう中で、やはり打ち出された1つの権限の移譲であるとか行政改革であるとか、いろんな制度の中で、これは海田町として考えた場合に、やはりこの財政支援についても佐中さんのようなお考えはあろうかと思っておりますけれども、今全国的に展開されておりますこの基盤の整備、あるいは権限移譲に伴う基盤の充実、こういうようなものを考えるときに、やはり海田町がこのまま単独で行政をやっていくことは非常に難しくなると。

そういうことから、やはりこの特例債を活用できて、そうして我々が計画しております10カ年の建設計画について、一日も早くこれをなし遂げて、そのことが住民福祉、住んでおられる町民の皆様にも一日も早くその利便、恩恵を受けていただきたいと、こういうような考え方からこの合併に向けての方向を考えたわけでございまして、国そのものにはいろいろとありましようけれども、我々はやはりこの時期にそういういろんな制度を活用しながら町の将来を考えていくべきであると、このように判断をいたして、こうして皆様にお示しをし、ご理解を求めているところでございます。以上でございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）合併問題、私は一般質問で出しておりますので、この程度にしておきますが、でも、町長のやり方、合併に対する町民に対する姿勢、違法ではないけれども、間違っておるというように、私は非常に思うんです。この問題については置きますが、気になるのはもう1カ所、区画整理の問題、これ、29ページになりますが、見てもらわ

んでもいいんです。このことについて、この表現の中で、地元の話し合いが全く抜けておるんです。まちづくりというのは、合併問題もそうですけれども、やっぱり住民と直接話をしながら一緒にまちづくりをする、この姿勢がこの区画整理の中でも抜けておるんですが、この表現はどのようにあらわされますか、お尋ねをいたします。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池乃本）この表現の中に、話し合いをするということにつきましては、具体的にそれを書いておりませんが、我々は以前から申し上げておりますように、地域の方々と話し合いをして物事を進めていくということにおいての姿勢は全く変わりがございません。今後も話し合いをしながら続けさせていただきたいということで考えております。特にこれからは、計画論から具体の地権者の財産やあるいは権利に関することについて直接踏み込んでいくということになってまいります。したがって、話し合いを重視してやっていくというのが基本でございますので、今後ともその点については話し合いを続けさせていただきたいと。また、地域の方々についてもそうしたことを認識していただいて、それぞれお話をお聞かせさせていただきたいということで、土地利用意向調査等も含めて、それぞれの方のご意見、ご要望、あるいはお気持ちをお伺いするよう努めてまいります。

○議長（河野）ほかにございませんか。原田君。

○11番（原田）11番、原田です。12ページのところに、学校施設整備の中に、中段あたりに、「海田小学校においては、耐力度調査の結果、基準を下回る危険建物と判断され、講堂を解体撤去」とあるわけです。今、海田公民館の青少年健全育成講座の中で、剣道教室、そこを使わせていただいておりますが、週に3回、小・中学生が約25名おります。これの練習場がなくなるよと。海田公民館のホールを使っていたんです。ところが、最大ときには子どもたちが120名おりましたけど、だんだん数が減少していった結果、ホールを週に2回以上、1つの教室が毎週押さえていくことについては、これはほかの講座生にご迷惑をかけているかもしれないということで、公民館を離れて場所をほかに求めたときに、海田小学校の講堂というのがあったわけです。これを解体撤去ですから、耐力度調査の結果が、木造建物ですから、おとどしの地震のときもしばらくの間、使用しないで下さいという通達があつて使わずにありましたけども、これの代替施設、子どもたちがここで、我々は剣道を通して人となりを教えるつもりではおるんですけども、この場所のことについてはここに触れていないわけです。これについて、たまたま今

加藤町長は海田町剣道教室連合会の会長という充て職ではありますけども、なっていたいておるんですが、この辺のご配慮についてお伺いしたいものです。

○議長（河野）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）ただいまのご質問、海田剣道教室の代替の施設でございますけれども、西中学校及び海田中学校の武道場を現在では考えております。練習日につきましても、これまでの曜日がすべてあいておりますので、そのあたりで、今度は講座の皆さんと協議をしてまいりたいと思います。

○議長（河野）原田君。

○11番（原田）海田中学校の武道館ですけども、海田小学校の講堂と、それでは耐震調査の結果はいかがでしょうかということが1つ問題があります。そこらもご配慮いただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）今ご指摘の武道館等についての耐震調査はしておりませんけども、ご心配の練習場ということで、これにつきましては今課長が答えたとおりなんですけど、将来的には、先ほどお答えしました仮称でありますけど織田幹雄記念館、この中身が剣道、あるいは柔道等もできるような施設を考えていきたいというふうに考えておりまして、そういったところを活用していただくということも1つの方策になってこようかと思えます。ただ、その間につきましては、やはり公民館とか先ほど課長が申しました武道館とか、そういった場所をご活用いただきながら、一日も早い織田幹雄記念館の完成を目指していきたいというふうに考えております。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）12番、前田ですが、まず3ページ。財調云々とうたっておるわけですが、これの残についてどのように考えておるのか、これに触れていないですね。町長、合併問題もその後のページに触れておりますが、これで合併ということになると、これの残したものをどうするか。要するに、そのまま持っていくのか、何かどのようなことかで考えておるのかというのがまず1つ、3ページ。

そして、次にフェスタひまわり、16ページにうたっておりますが、これは合併問題のときに廃止するんだと、合併すればこの祭りはなくなるんだということですが、これに膨大な予算をつけておるわけですが、これはむだじゃないかということで、何か別の考えはあるんじゃないか、この辺がちょっとわかりにくいということで説明願いたい。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）基金の残の使い道、使途のご質問だろうと思います。ご案内のように、合併スケジュールでは6月ごろに海田町、それから広島市の両議会で議決を経て、法定協議会を設置して、9月ごろに両市、町の議会の議決を経て、お互いに合併の意思決定をすることになるんであらうと思います。したがいまして、具体的には、その意思決定により最終的には使途を決定することになりますけれども、仮に合併した場合の使途として考えておりますことは、まず1点は、福祉センターが今年度建設するということでございますけれども、これが16年度にも延びるということでございまして、その財源に当然合併建設計画にのっておりませんから、その財源に当然持っていくということもございいます。それから、そのほか、要望の強い町道整備のための用地取得、あるいは工事など、いろいろこれから出てくるのではなかろうかというように考えております。

いずれにいたしましても、仮に16年の4月1日で合併するということになっても、その使途については十分15年度で対応できるものというように思っております。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）助役の説明では、福祉センター云々というような説明もそれで補充、充てんしていくんだと、財源の裏づけのない工事を着工するわけですか。当然それだったら予算は組んで福祉センターを発注するはずですから、そがないいいかげんな答弁では理解できません。もっと責任持った答弁をしてもらわな困ります。ですから、いわゆるその財調の残りというやつは町民の血税の結晶ですから、やっぱり町民に還元すべきであると、このように考えるわけです。今のような答弁では納得できないです。

それからフェスタひまわりについての答弁が抜けておるんですが、これはどなたがやるんか知らんが、あわせてもう1回願いたい。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）やはり財調の残りが7億程度、今回予算を通していただいて7億程度残ってまいります。したがいまして、それにつきましては、仮に合併するとした場合には町民の要望の強いものに使っていこうというつもりでおります。それから、ひまわりフェスタの関係につきましては総務部長より説明させます。

○議長（河野）総務部長。

○総務部長（上條）フェスタひまわりの予算が大きいんじゃないかというようなご質問でございしますが、フェスタひまわりは海田町を代表するイベントとして定着してきておる

わけなんですけど、実行委員会では手づくりの祭りを行うよう、今頑張っておられます。昨今、経済情勢が非常に悪い中で、寄付金等の収入見込みが極めて厳しい状況にあること、また、例年5月ごろ実行委員会を立ち上げられますが、今年はもう既に2月に実行委員会を立ち上げられておりまして、子どもから大人まで町民が一丸となって触れ合うことができるような祭りとして今後企画していかれるという中で、皆さんの熱意を十分感じまして、町としてもこれに対して支援をしていくものでございます。

○議長（河野） 斎木君。

○6番（斎木） 町長さんの施政方針で、7ページと4ページに触れて若干質問するわけですが、住居表示の問題で、名指しで課長と言いたいんですが、町長、わかることだから、私がここにお伺いして課長とお会いしたんです。あんた、町長、一人一人輝くまちづくりというええのを書いておるんじやが、それから14ページにはあいさつ運動、これに関しての施政方針の中でお尋ねしたいんですが、私がここへ尋ねて、某さんの住居表示をやってもらいたいと。どうも町民からこういう、何々さんから不平があると言うてきて、説明を受けて、私は納得したんです。その後、どうしたかという、これは住民に対して、町民のサービスということを常に町長さん、おっしゃるんですが、尋ねたら、電話で、わざわざ来たのに、わしは返事もない。「あれは電話で言いました」と言う。何を言っておるか。私はすぐ助役さんにどういう職員教育をしておるんかと。一人一人輝くまちづくりとか、町長さん、あいさつ運動とかいうことが職員教育その他に、課長職という人が電話で言いましたと言う。私がわざわざ来たのに返事もしやせん。尋ねたと。今言うたように電話で言いましたと。わしは、助役さん、あんた、何を教育しておるのかと。こういうことがあったわけです。

それは、市街化調整区域とかどうかでわしも納得した。だから、議員に対してわざわざ訪問してもこういう態度だから、一般の町民に対しては全部そういう態度を職員が、課長職だよ、とっておるんじゃないかと思う。何たることだと思う。あんた、常に町民サービスとかいろいろなことをおっしゃるが、その点について、町長、助役にわしは質問したが、どういう職員教育、それが管理職の教育をしておるかということ、はい、わかりました、言うて、助役さん、あんた、言うたが、私に。1年したら合併、合併、この問題は一般質問でやるが、合併、合併と言うて、ばかの一つ覚えのことを言いよる。そこらに対してもひとつどういう、町長、あんた、職員教育をやっておるか、答弁願いたい。以上。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）ただいまのご指摘、私、直に受けました。それで、直ちに職員を呼びまして、どういう状況にあったのかという事情を聞きました。それで、やはりわざわざ議員さんからあったのを電話で説明をしたということを聞きまして、それは直ちに行って説明すべきであるということで、直ちに行って説明をさせるようにいたしました。確かに、ご指摘のとおり、不適切なところがあったろうと思って、特に職員を注意したところでございます。

今後につきましては、やはり管理者というのは職員の模範にならんといけないということでございますので、全体の奉仕者として、町民、住民へのサービスをいかにやっていくかというのを常に考えて、相手がどういうことを考えておるか、あるいは相手がどういうように受けていただけるかというのを常に頭に置きながら住民に接するようにということを今後も指導していきたいというように考えております。一事例におきましては、大変住民の方にご迷惑をおかけしたというように思っております。以上でございます。

○議長（河野）ほかに。中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡です。10ページから11ページ、学校教育の問題、ちょっとお尋ねをしてみたいんですけれども、この10ページに、週5日制が昨年の4月から始まりました。その結果、学力について、私が聞く限りでは、かなり保護者の方からの不安の声を私も聞いておりますけれども、この方針では、おおむね良好というような表現がされておりますけれども、本当に実際これを信じていいんだろうかという疑問があります。その点について、教育委員会の見解を改めてお尋ねをしておきたい。

それから、11ページの道德教育の問題の中で、家庭や地域の教育力の向上という表現を使っておりますけれども、家庭や地域の教育力の向上というのが具体的にどういうことをやろうとしておるのか。家庭や地域の協力というのなら今までもやってきておりますし、わかるんですけれども、施政方針の中で家庭や地域の教育力の向上というのを、これは初めて経験するような文章なんですけれども、具体的にどういうことをやろうとしておるのか、発表していただきたいと思います。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）お尋ねの、学力についての住民の不安感というのをどのようにとらえておるか、あるいはおおむね良好というのはということでございますが、まず、施政方

針の中でも述べてありますように、昨年度の実施いたしました学力調査の結果で、県が想定しておりますパーセンテージをクリアしておるとというのが1点でございます。これは、数字的には6割を県は達成目標として、基準として挙げておったわけでございますが、それをかなりの程度上回っておると。全県のレベルからいいますと、完全にそこをクリアしておるとは言いにくい部分もございます。ただ、これにつきましては、採点そのものが非常に幅がございまして、許容といいましょうか、準正答という部分を県では示しておりますが、本町では準正答というのは正答じゃないと。高校入試等に例をとれば、準正答というのは、これは正解としては認められていないという視点から、かなり厳しく採点をしておりますので、そこらあたり、多少実数よりは、内容的には高いものがあるかというふうにとらえております。

しかしながら、個々の項目について見ますと、例えば読解力の問題、あるいは数学の分野でいきますと、例えば文章題の問題あたりについて、具体的にはまだまだ課題もございます。そういうところを今各学校で分析をしながら、新年度の課題として、それを踏まえながら力点を持ってとらえていくということでございます。したがって、その問題については学校現場も重々対応していっておると、あるいは対応していける状態にあるということが言えます。

2番目のお尋ねでございますが、道徳教育の中で、家庭や地域の教育力の向上についてということでございます。学校だけが、あるいは家庭だけがという言い方ではなくて、ともに手を携えて、あるいはその地域とも一体になりながらということでございます。

1つの例で申し上げますと、例えば今海田署からも新年度に向けて協力依頼といいましょうか、お願いが出ておりまして、学校とも連携をしながら、いわゆる問題行動、あるいは子どもたちの心の問題についてお互いが連携をしながら、行動しながら、地域に出向いていって指導していこうじゃないかというようなことも話題が出ております。

また、これについては中学校側も前向きで取り組むことにして、今方向が進んでおりますが、また、西中の方におきましては、これは県の道徳教育研究指定校という形で今、来年度取り組むことになっております。これは、いわば、学校の中での道徳の時間に取り組んでいって充実させるというだけでなく、いわゆる活動を通して地域に出向いていったり、保護者と一体になりながらという諸活動を通して道徳教育を充実させていこうということでございますので、ここらあたりも年間の取り組む計画の中にそういう具体的なものが盛り込まれていくことになろうかと思えます。いわば、学校教育が学校教育

育だけの教育課程の中で組まれるだけでなく、地域や保護者、あるいは関係者とも連携をとりながら総合的な取り組みをしていこうという意味で、家庭や地域の教育力の向上というものを図っていきたいということで考えておるところでございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。西山君。

○8番（西山）8番、西山です。地方財政が減といいますか、地方財政計画が1.5%の減額の中で、昨年同様、海田町におきましては、積極的な予算を組まれております。2点質問いたします。

1点目は、先ほどの中岡議員さんと重複するわけですが、子どもたちの学力が、調査結果、「全体としておおむね良好とされているところがございます」と書いてあります。先ほどの教育長の答弁で、確かに平均値ぎりぎりだったと私、記憶しているんですけども、それで良好と表記できるのかどうか。この文面にですけども、今教育長の答弁でも、教員の資質向上、教員に目を向けた対策というのが一言も入っていないわけなんです。

私、不登校にいたしましても、教員の質の欠陥によって随分不登校もあると認識をしている中であって、教育力も子どもたちに今後の指導の改善に課してまいるという、それより以前に、教員の資質向上をどのようにしていくかという視点が欠如していると思うんですけど、その点については、どのようにお考えになって書かれているかということで施政方針にされたかという。

もう1点は、5ページに、「任意協議会の結果は、24回の住民説明会を開催して住民には報告をいたしました」ということで、「このご意見、ご要望につきましては、今後の協議の参考とさせていただくとともに、必要なものについては合併までに実施したいと考えております」、この任意協議会が始まる前にも一度、町民に、合併に対しての説明会を開催されております。今予算に、この任協後の説明会にはこの予算はちょっと間に合わなかったかと思うんですけど、初めの住民説明会で、住民の方からご意見、ご要望があったものの中から、今予算に反映されている箇所を報告お願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）西山議員お尋ねの教員の資質の問題でございます。

教員のいわゆる教育力の向上という視点から研さんをすることは当然の責務でございますから、これは当然のこととして私どもはとらえております。しかしながら、継続して新年度もお願いをしております教育研究、教育推進奨励事業、予算を組んで毎年お願

いしておりますが、これはいわゆる先生方が資質の向上を図っていくためにもろもろの研究に取り組んでいたり、あるいはその資質の向上のために研さんを積む場をそこで与えていくという、そういうための事業でございます。その成果は、お互いの学校で交流し合いながら、一層資質の向上を図っていこうということでございます。

それから、各学校におきましても当然もろもろの研修がございます。県立教育センターをはじめとしまして、視察研修事業も当然ございますが、そういう中で研修をする場合もございますし、それから当然学校の中で、指導者を招いて授業の研究をしたり、あるいはその授業のありようについて研究をしたりというようなことは当然行います。したがって、その成果として、お互いにそれらを交換し合うという場も町内ではございます。

それから、今話題になっております小人数指導でありますとか、あるいは習熟度別の指導でありますとか、あるいはチームティーチングに関する導入をした指導でありますとか、こういう新しい指導法についても当然研究を進めてまいります。

しかしながら、そういう中でも、どうしても力量が十分でないという者につきましては、県教委とも連携をしながら、力量をつけていくために特別な研修をお願いをする場合もございます。これは、いわゆる教員の資質の向上のためには当然のことであるというふうに私ども、とらえておりますので、細かい部分についてはあえて先ほど触れませんでした。以上でございます。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）住民説明会の関係で、要望のあったものについての予算計上ということのご質問でございますが、予算の概要の中には、新規事業としてすべて掲げさせてもらっておりますけど、特段、そういう説明会で受けたものに対する予算については区別しておりませんので、予算委員会までに整理してまいりたいと思います。

それから、今回の場合は、地区説明会、1月7日から始めたわけなんですけど、2月の中旬ぐらいで予算を締めておりますので、その分につきましては、また例えば補正であるとか今年度の予算の残で対応できるものについては対応していこうというふうに考えております。

それから、後は、区分するとしたらPTAの関係の要望もございますし、町民の方々を代表されている議員さんの方からの地域の要望というのも出ておりますので、そこらを区分したような形でまとめていきたいというふうに思います。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）再質問いたします。先ほどの教育長の答弁の中で抜けていますが、平均値あったということが良好という言葉に変わっている、私は平均値ぎりぎりの場合、良好とは表現できないのではないかと考えております。その点は、成果を良好と書かれたのはなぜかと。もう1点、教育に、生徒の学力向上に教員の研修云々は当たり前のことでありまして、それ以前の教員としての人格向上の研修というものも私はそこに含まれないといけないと思いますが、今の教育長の答弁ではそれも欠如していたんですけど、その点についてはどういったお考えでしょうか。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）平均値が良好という意味ではなくて、いわゆるおおむね良好というように県では言い方をしております。いわゆる目標値を到達しておると、目標値を超えておるといいのでしょうか、そういう意味で、施政方針の中でもおおむね良好という言い方をしてもらっておると思いますが、そういうとらえ方でございます。

それから、教員の資質の問題、いわゆる人格の問題です。これは当然大事なことでございます。しかしながら、これはもろもろの体験、もろもろの研修、そういうものの中で培われていくものでございますので、いわゆる職場体験でありますとか、そういうふうな事業も具体的にはございます。それも研修の中の一環としてとらえておるわけですが、そういう中での、企業の中での体験をしていくことによって人間形成、人格形成ということも当然図っていかれるものだというふうに考えております。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）12番、前田ですが、ちょっと9ページ。この学校教育の方で探しておったら見当たらずで、織田記念館の中へ入っておるということで、これは合併問題でプールと織田記念館とつけてはだめだということで随分論をしてきた、こういう記憶があるんですが、なぜここに来てプールと織田記念館と一体として考えてきたのか、もうちょっと説明願いたい。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）織田記念館、当初、室内プールというような構想、考え方もあったわけですが、なかなか広島市のある基準の中で室内プールは難しいというようなことで、学校プールを別に離した物の考え方をせざるを得ないというようなことで、合併建設計画の中でも別々のものとして挙げております。織田幹雄記念館を1年でも早く実現を図

りたいということで、15年度の基本設計を組んだわけなんですけど、この中で、同じ検討していくのであれば、学校プールと合わせて、一緒に、例えば合築の方法もあるでしょうし、今までの考え方で全然別々の場所にそれを建設していくこともあるでしょう。そういったことをあわせて基本設計の中で検討をしてみたいということで、施政方針の方ではこういう表現をさせていただいております。

○議長（河野）ほかにございませんか。住吉君。

○13番（住吉）37ページの中段ですが、このようなことは予算特別審議会でいいのかなというように迷っておりましたけども、やはり重要な事項なので、本会議で取り上げて質疑をいたします。よろしくお願いします。

上から4行目、まず、「雨水環境につきましては、引続き中雨水幹線の整備を行います」ということで、「これにより、中雨水幹線は尾崎川から曙まで940メートルが完成します」と。非常にいいことなんです。ところが、これによって一挙に水が下流にあふれると、尾崎川沿いあたりは床下浸水を繰り返しておりますけど、それをまた一層、この点が厳しくなるのではないかと。すなわち犠牲を強いられるわけでございます。この点について、町長はどのような対策をお考えになっておるかということでございます。これは県知事管理河川ですから、県に対して強い要望をしてもらわなければいけませんけれども、いまだにまだ完全に、大雨の場合に排水ができる状況になっておりませんので、上の整備はいいけども下流の整備を忘れてはいけないよということでご質問をいたします。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池乃本）尾崎川につきましては、ご指摘のご心配、私どももしております。

これで、県の方が13年度におきまして、尾崎川に関する整備計画についての検討会を設けられまして、地元の地域の方々も含めて、いろいろと検討をさせていただいたところでございます。その中で、最終的には、ポンプの増強が必要であるという結論を出していただいているわけでございますが、この事業費が非常に膨大であるということから、私どもも防衛庁の方に直接お願いをしたり、県の方にもお願いをして、財源の確保、あるいは事業計画の実施計画に向ける努力というのを現在続けておるところでございます。

それから、来年度の方では、一応瀬野川から導水をいたしまして、水質の改善ということに県の方で取り組んでいただくというような手順になっております。浚渫を含めて、現況における大幅な洪水ということにおいてはまだ心配がないけれども、長い年月にお

いては、先ほど申しましたように危険があるということで、それらのことについて、今後とも県と協議をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（河野）ほかにございませんか。斎木君。

○6番（斎木）ちょっと2回目に立って申し訳ないけど、11ページに立派なことが書いてあるんやが、教育長さん。町長さんの施政方針の中で、公共心や他者を思いやる心をはぐくむことが重要であると。家庭教育のことも書いてあるんですが、久しぶりに私も午後2時ごろ、海田東小学校の運動会に行ったら、他の小学校、町外でも、敬老席とか来賓席に自治連合会長だけがいらっしゃって敬老席はだれも来ない、いらっしゃらないと。一体校長は、教育長は、ここにええことが書いてあるよね、公共心と地域に奉仕ということが。

わしも学校の教員、5年間、小学校、しましたけど、時代の流れと言え、今からそういう時代じゃから、ほじゃから、やっぱり敬老席と書いてあるね、ああいう席は。一体地域に対する校長先生は、教育委員会は、町長さん、どういうふうに、読み書きそろばんだけが1つの先生だという思想もあるかもわからん。ここには、公共とかそういう地域とかいうことが書いてあるんやね、町長さん。教育委員会の丸写しかどうかわかりませんが、そこらは教育長、ゼロなんです、おっていない、だれも。よその町外、広島市や地域におったら、敬老者がかなり喜んで来られる。そこらは一体どうなんじゃろうか。議長、ひとつ……。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）地域のいわゆる敬老者、あるいは地域のいろいろな関係者の方が学校へおいでいただいて、ともに子どもを育てていく、あるいはともに教育のありようについて語り合っていくということは、ご指摘のように非常に大事なことでございます。そういう視点から、地域の諸行事についても学校からも、あるいは学校の行事にも地域からという双方向での取り組みを教育委員会としてもお願いをしておるところでございます。

例えば運動会、体育祭、これには敬老席も設けてございますし、それからそういう方の当然ご案内も差し上げておるところでございますし、それから議員の皆様方にもご案内を恐らくしておっております。学校としては、そういう基本的な姿勢は持っておりますし、教育委員会としても大いにそれを進めておるところでございます。十分でないところがございます場合には、さらに一層督励をしてまいりたいと思っております。

○議長（河野）斎木君。

○6番（斎木）だが、教育長さん、あんたは回って見よるんか。ゼロの敬老席で、あんた、悲しいとか、教育審議会として、教育長としてそんな答弁じゃいけん。あんた、どう思うとる。あんた、残念なことないかい。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）ご指摘の点、非常に残念に思っておりますし、力足りないと思っております。一層督励したいと思っております。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質問なしと認めます。以上で施政方針に対する質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。10時20分、再開。

~~~~~○~~~~~

午前10時04分 休憩

午前10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第2、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受け付け順に順次発言を許します。13番、住吉君。

○13番（住吉）13番、住吉でございます。本日は1問だけに絞っております。質問事項として、町長の決められた合併期日について説得力のある説明を求めとなっておりますが、これはその質問の中の重点事項でございまして、全般的には合併に関する問題でございしますので、その点を強調しておいて質問に移ります。

現在、合併日を平成16年4月1日と定め、合併協議会などでもろもろの準備を進めてまいりましたが、合併問題調査特別委員会等では再三発言がありましたように、我々議会には全く相談なく、合併日を当初町長が定められております。そして、今はあたかもそれがレールに乗ったかのごとく順調に滑り出したかに見えますが、私はここに大きな落とし穴が潜んでおるように思えてなりません。町長には合併日を定める権限はあるものと認めますが、議会も合併については大きな権限を持っております。それは、ご承知のように、合併は議会の議決を得なければ成立いたしません。私は、町長の合併決断が遅いと言い続けた議員の1人でありますので、ここに来て、合併を否決させることはできないというふうに強く願っております。

しかしながら、町長が自分の任期に合わせて合併日を決められたということ、その段階では、すなわち平成16年4月1日の段階では、合併特例法の期限までにあと1年残っております。そして、我々の任期も1年残っております。なぜ急ぐのか、法定協議会等にしっかり時間をかけて審議すればよいではないかという議員の意見があるのもうなずけます。我々議員もあと1年の任期をいっぱい町民の皆さんのためにしっかり働いて、満足のいくよい条件で合併して、任を終えたいという気持ちも持っております。議員はそれぞれに大なり小なりの不満を抱いているものと思います。今は黙して語らずの判断だろうというふうに私は判断いたしております。これらの不満を解決しておかないで、あるいは解消しておかなければ爆発を起こす危険性があるというふうに思っております。

要するに、これらの不満を解消せずして評決に持ち込んだ場合は、これまでの本会議及び委員会等の情勢から判断いたしまして、数の上でも非常に厳しい状況にあることを町長はしっかり認識いただきたいということで、その点、不安を感じております。町長にとって現在の緊急課題は、合併日をなぜ平成16年4月1日に当初決められたのかと、大義名分の立つ理由を説明され、できるだけ多数の議員を納得させ、不満を解消されることにあると思います。町長は以上の点についていかにお考えか、お答えいただくと同時に、多数の議員が納得できるご説明を求めます。終わります。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）住吉議員のご質問にお答えいたします。

合併期日についての質問でございますけれども、広島市との合併につきましては、昭和45年に申し入れを受けて以来、海田町にとって大きな課題として考えられてまいりました。私も昭和59年に就任以来、避けては通れない課題としてとらえ、本町の財政状況やまちづくり事業の進捗状況を加味しながら、その時期を熟慮してまいりました。

近年、地方分権の推進や国、地方の行財政改革という国全体の大きな流れや本町が抱えるまちづくり事業や財政状況を考えますと、今まさにその時期が来たと痛感をいたしております。こうした中、合併推進の方向を表明したわけでございます。

期日の判断につきましては、まず町行政の責任者として合併推進を表明したわけでございます。その任期限内に実現できるよう最善の努力をし、住民の負託に応えるべきであるとの強い思いでございます。当初、合併特例法の期限であります平成17年3月も視野に入れて検討いたしましたが、仮に府中町、海田町、熊野町、坂町が同じ時期の合併を検討することになった場合、合併特例債の全体事業費は623億3,000万円になり、海田

町分は157億1,000万円となり、広島市と海田町だけが合併する場合の240億2,000万円より83億1,000万円少なくなります。他町より早く協議し、早い時期に合併を実現する方がまちづくりを進めていく上でもよいと判断をいたしました。また、1市1町で進める方が本町の実情や思いを受けとめていただけるということもございました。まだ幾つか調整しなくてはいけないものも残っておりますが、都市計画税の不均一課税、国民健康保険の増額世帯への減額措置、シルバー人材センター安芸出張所の海田への移転、自治会等への補助の1年間の経過措置、資源物回収奨励金、そうして合併特例債の枠、全額を海田町の合併建設計画への事業へ適用するなど、多くの事業についてそれなりに成果があったのではないかと考えております。

また、合併算定替が合併期日を平成16年4月1日とすることで、合併年度である平成16年度が含まれることから、本来15年間であるものが16年間になり、平成14年度の算定をベースに試算すると約3億の増加となり、住民の福祉向上やまちづくりが早期に実現できることを考え、平成16年4月1日をお示ししたものでございます。以上でございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）町長が平成16年4月1日に目標を定められたということを非常に懇切丁寧に説明をいただきましたけども、やはりたくさんこう並べられると焦点がぼけてしまうんです。町長はその点、どうもお話とか説明が得意じゃないなと前から思っておりますが、この間の地域の説明会でも、二十何回おやりになって、やっぱり下を向いて読んでおられるんです。誠に残念に思ったんですが、今日もそうなんです。やっぱり町長の信念をぶつけて、だからこうしたんだということを信念持って、だからぜひ協力してくれというふうなことが欲しいんです。今の説明では、本当にこれは何が重点であったのか、町長は何を目的にしてその日にちを定められたのかということをわからんことはないですよ、いろいろ並べたから、たくさん並べることもいいことですが、もうちょっと自信を持ってそこらはやってほしいなというふうに思います。

そこで、若干質問をいたします。今のことで、町長には助役以下、部課長、有能な補佐者がおられるわけです。こういう問題については、やはり補佐者をひっくるめた全知全能を絞って、結集して、その力を、こうなんだよということを打ち出してほしいなと思うんです。今ので満足はしませんので、将来、まだ日にちがあることですから、そこをしっかりと考えていただきたい。

それから、私が大変危機感を感じているのは、そっと町長に耳打ちをすればいいんですが、それでは町長、非常にのんびり構えておられて、危機感がないんじゃないかなと思うんです。今、議会の中を見ても、あるいは町の中を見ましても、今回でもそうですよ、14人の一般質問の中で8人の方が合併問題について取り上げております。それも大なり小なり不満があるから取り上げておるんです。そういう議会の中で、私は議員の皆さんと直接いろんなことを話しておるからわかるんですけど、議会の中の雰囲気は、これは危ないぞというふうに私は感じておるんです。町長はその危ないなという感じがないんじゃないかというふうに感じるから、あえて本会議にこんな問題を取り上げておるんです。だからもう少し危機感を持って臨んでほしいなということです。

それで、今、今回合併問題を出していない議員さんの中でも、さっき黙して語らずと言いましたけども、全然そういう発言をされない議員さんの中にも合併に関する不満、今の1年早くやられたことに対する不満は、合併問題調査特別委員会等でも表に出ないものが裏にすごいものがあるというふうに私、読んでおります。私だってその点是不満がありますから。だから、賛成する者でも不満があるんです。だから、黙っておる人にはそのもんが大きい不満が残っておるのではないかと。それを解決しなければいかんということを申し上げておるんです。

今の段階で、役場内はすべてが合併に向かって前へ前へと走っております。今回の15年度の予算案にしましても、もう合併を前提にして、すべてがその方向に向かっておる。ここで中止、ストップをかけるとか1年延期をしたらどういうことになるのかと、それを心配するわけです。大変な混乱を起こすし、町の職員はすべてがそういう方向で走っておるから、1年延ばしたら、職員の職務意欲は極めて低下するのではないかというふうに私は予測しております。そんなことをしっかり町長に認識してほしいなというふうに考えます。

それについて、我々議員もその点をしっかり把握し、自覚しなければいかんというふうに思っております。中には、財政的に大丈夫じゃないかというようなことをおっしゃるんですが、なかなかしゃべるわけにいかんですが、私が最近特に気づいて強く感じておるのは、平成10年度から今年度まで、5年間に町税の収入は1億円減収しております。交付税も1億円減っておるはずですが、5年間で合わせて10億円減っておるんです、減収になっておる。これは、今後も減り続けていくと思うんです。極めて危険な状況にある。それを、大丈夫だ、大丈夫と、広島市が借金しておるから、海田町はそれよりい

いからという状況にはないんです。先ほど、佐中議員と町長の質問、答弁の中でありましたけども、佐中議員がおっしゃる全くそのとおりです。政府の財政、経済に対する失政は私も認めます。だからといって、海田町がそのことを追求しておって、生き延びる道があるのかということです。町長、そこらはやっぱり皆さんに説得してほしいと思うんです。もう危険な状況にあるんだということ、だから合併しなければならないんだということをしっかりPRをしてほしいと思うんです。

そういうことで、ここで2つほど町長のご意見を聞きたいと思います。今の町長の危機意識について、どのように考えておられるのか。そして、今後、これはどのように取り組んでいくのか。それから、納得のいく説明は不十分であるということについて、どのようにお取り組みになるか。まだ時間がありますので、今後全議員を納得させて、いい方向に持っていくような努力をお願いしたいと思います。とりあえず、終わります。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）住吉議員さん、仰せのように、私、非常に言葉があまり上手でございませんので、本当に皆さんに訴える力が足りないのかもわかりませんが、仰せのとおり、この合併というものは、やっぱり海田町有史以来の大問題であると、このことは間違いなく皆さんもご承知のことであろうと思います。長年、先人たちが培われたこの町が、やはり時の流れとはいえ、大きな行政の一角に入るといようなことはこれまでになかったわけでございます。

対等2町というのは東海田、海田町がありましたけれども、今回の合併はいささか違うと、こういう認識は十分持っておりますし、今ここで国の方向だけに限らず、町財政を考えたときにやはり財政収入は減ってくる、あるいは交付税は減ってくると、こういう状況の中で、やはりこういう東部の中心にある町として、大きな基盤整備であるとか、また市の中でいろんな福祉行政等の格差であるとか、いろんなことを考えるときに、いつまでも今度単町でそれをやっていくことは、これは大変難しいことであると、こういうふうに判断をいたしておりますし、また、これまで皆様とともに任意協議会でいろんな協議をしてまいりました。ある部分には、まだ調整の済まんものもありますけれども、私としましたら、これが万一、法定協へは持ち込めないというようなことがあった場合には、広島市と海田町の信頼関係は大きく崩れる。崩れるということは、これから先に大きなまた影響があると、こういうふうに自分は判断をいたしておるところでございますので、それに向けて一生懸命全力を挙げて頑張ってまいります。よろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）今後の取り組みで、今の全議員が納得できるような説明ができる……（「質問というのは何回もできるんですか」と呼ぶ者あり）いや、質問に答えていないから。ええですね、わかりました、2つある。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）はい、わかりました。今後、そのような今の議会でもまだ十分理解をいただいておりますというご心配をいただいておりますわけですが、これは我々も庁内の中にも本部会などをつくって、この問題には精力的に取り組んでおるわけですから、皆さん方のご理解をいただく努力は引続いてやってまいらねばならんと。そうして、皆さん方の、願わくば全員のご同意をいただきたいと、これに向けて最大の努力をしてまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）今のご理解をいただく問題で、極めて重要な問題がもう一つありますので、再々質問をいたします。

というのは、議員の取り扱いにつきまして大筋では合意しておると。その中で、広島市長と海田町長が協議をして定める、決めるというふうなことになるって、一応議員としては町長にげたを預けておると、まないたの上のコイかもしれません。そんなことで、お任せしておるんですが、これは今後の法定協議会の中でまた変わっていくかもしれませんが、そこらのところに、やはり声には出ない大きな問題を抱えておると思うんです。町長はお伺いになっておるかもわかりません。

私ども、その点に、町長にお任せしておいていいのかなという感じも私自身もしておりますが、これまでの合併調査特別委員会の中でも若干意見が出ておりますけれども、住民感情の問題もあり、直接議員の問題でもあるし、金の絡む問題でもあるから、直接声に出しては言えないところがあるので遠慮しておるところがあるというふうに私は読んでおります。中には、今回の質問の中でその金なんか要らないというきれいごとを言われる人もおりますけれども、必ずしもそんなきれいごとでは済まないというふうに思っております。本当のことを言わなければわからんから。

それで、私は広島県東部の方に議員の知人がたくさんおります。これは教育を考える市町村議会議員ネットワーク広島という会に加入しております、東部の方が多いで

す。福山やら新市やら尾道の方の議員が。先日政務調査のつもりで、福山から特に新市の議員に会ってまいりました。その中で、今の議員に対する取り扱いはどうなのかということ詳しく聞いてまいりました。長々しゃべる余裕はありませんけど、聞いてまいりましたが、それが一番問題があったと。内海町あたりは小さいからあれですが、全議員を市会議員に残せというようなことが強かった。そして、新市は理解力があって、市会議員を2名、あとは地域審議員として残そうと。水面下の調整に非常に苦労したと言っていました。結果的には、1年2カ月の審議員ということの期間をもって、やっと落ちついたんだということ言っていました。

そういうことについて、全員一致で、それが決着をつけるような方向に町長、持っていけないと、またこれは問題がある。そんな不満を残しておいたら、最後の合併の判決のときにどういう問題が起こるかわからん、陰に潜んだ非常に厳しいものがあるというように私は読んでおるんです。だから、そこらを輕易な判断ではいかんと。やっぱり議会としっかり調整をされ、相談されてやるのが大切だろうと。軽々しくはいかないというふうに思っております。そんなことで、我が町の場合は、今のところは町長にすべてお任せした格好になっておりますけども、そこらのところは、町長は現段階でどのようにお考えになっておるかなということをお尋ねいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）住吉議員のご発言に対してでございますが、現段階でどのように考えておるかということでございますけれども、これにつきましては、議員さん、あるいは常勤特別職、いろんな問題がございます。ご承知のように、これは法定協議会において、市長、町長で協議をすると、こういうことになっておることもご承知であろうかと思えますし、ただ、そういう中で、私なりにやはり皆さんのご苦労のことも十分承知をいたしておるところでございますけれども、これも先ほど言われましたように、議員さんの中にもいろんなお考えがあろうということですが、私なりにはやはりご苦労に対し何らかの方法があると、こういうふうに思っておりますけれども、やはり議員さん方の意向をある程度お聞きしながら決断をしてまいりたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）16番、佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。合併問題について、幾つかに分けて、数点、お尋ねをいたします。

平成の大合併ということで、小泉内閣は、市町村特例法の期限切れを２年後に控え、政府主導の市町村合併の押しつけをさらに強めております。合併推進論者はいろいろな理屈をつけて主張されております。その大きな１つに、分権改革の受け皿に必要だというものですが、この地方分権が行政面で進む中、自治体が自主的に取り組む仕事の範囲が広がりました。今必要なのは、高齢者福祉でも少子化対策の保育行政でも学校教育でも、住民参加型でどう進めるかなど、自治体みずからが考えて実践をしていくことであります。いわば内向充実型路線をとることで、合併のような外向拡大型路線ではなく、市町村の地方分権の受け皿にはならないということであります。そこで具体的にお尋ねをいたしますが、質問１として、今町が進めている合併は自治の地方分権の受け皿にはならないし、これどころか地方分権の放棄でしかないが、どのような見解なのか、改めてお尋ねをいたします。

質問の２、２０００年４月に地方分権一括法が施行されたとき、私はようやく自立ができる道が開けた、自分たちでまちづくりができるという期待に喜んでおりました。ところが、分権があつという間に市町村合併にすりかわったわけであります。地方分権とは、それぞれの自治体の住民が議論を重ね、地域づくりをどうするのかを自主的に判断をすることです。地域のことは自分たちで決めるという自治意識が育っていかなければ社会はよくなっていかないわけです。ましてや、町長や議員が勝手に住民の意向を無視して決めることは許されません。町長は２００１年１２月議会で、自分の任期中に合併という発言をされ、合併を先に決め込んだため、町民の総意が全く入らないし、民意が反映をされておられません。市町村合併は、自治の区域にかかわる重要な問題であります。民意の反映は今後どのように取り組みますか、改めてお尋ねをいたします。

質問３、任意の協議会を審議する中で、多くの町民負担や一部町民サービス低下が明らかになりました。昨年７月、前後して行われた懇談会やアンケートの実施は、町民意の調査結果は不十分であり、その結果の信憑性は全くありません。今年になって、任意協議会等の内容を住民説明会で説明をされましたが、その後の住民の意識の実態を調査する必要が欠けております。アンケートなど実施して把握する必要がありますが、どのように考えておられますか、お尋ねをいたします。

質問の４、国の財政難を理由に、市町村合併が国や県の圧力により全国的に進められております。国、地方を合わせて、借金は現在７００兆円にも上り、国民１人当たり、赤ちゃんも含めて６００万円にもなります。だから、地方財政、構造改革だと称して合併を進め

ております。ねらいは地方交付税の縮小、削減であります。政府は約3,200ある自治体を1,000程度にすることを目標に、特に2,500ある町村をターゲットにして小規模自治体を切り捨てようとしております。問題は、なぜ財政危機が深刻になったかであります。歴代の政府は、公共事業の推進のため、自治体には地方単独事業の拡大を促してきました。それに起債を認め、その借金返済でも交付税で手当てをしてきました。改革というなら、この構造を改め、進まない地方への財源移譲を断行すべきであります。合併特例法で平成17年度以降、10年間で、全国の市町村合併特例債を活用して事業を進めることになれば、さらに国の財政悪化は進み、国民1人当たり1,000万円の借金に増えるのはそう遠くないと判断をいたします。我々の側も、今あめがあるから合併に乗りおくれるなど安易になっている面があります。本当のまちづくりはどうあるべきか、冷静に再考する必要がありますが、どのように考えられますか、お尋ねをいたします。

質問5、当初1,072億円の合併建設計画案で、最終的には836億円と削減をされておりますが、そのうちJR高架事業は345億円、JR高架事業関係です。いろいろ尋ねると、単町の場合は49億円の負担で済みます。市の場合の345億円から単町の場合の49億円を引くと、建設計画の総額は296億円水増ししたことになります。そうなれば、合併建設計画は実質540億円となります。広島市と合併をした場合、合併特例法に基づく特例債は240億円、海田町の投資的経費で、加藤町長、19年間の平均は年約24億円、10年間で240億円となると推計をできます。市になると、都市計画税と事業所税で、10年間で約70億円となります。いわば、特例債で240億円、投資的経費で240億円、都市計画税で70億円となり、10年間合算をすると550億円となります。広島市は特例債の負担部分以外は全く支出しないことになります。それどころか、公営住宅の引き上げや水道料金の引き上げ、広島市の借金は海田町の1人31万円から82万円の借金に膨れ上がり、これら多くの町民負担を押しつけ、町民犠牲の合併にしかならないが、どのように考えますか、お尋ねをいたします。

質問の6、町民要求は、アンケート結果でも1番に医療費、医療の施設、2番に福祉の施設、3番に文化施設、4番にスポーツ施設、5番に各種情報発信施設、6番に教育施設等とあります。これを無視して、JR高架事業、区画整理事業の2つで合併建設計画の約52%を占めております。町民要求を無視していることにつながりますが、どうですか、お尋ねをいたします。

質問7、出張所の設置について。当初設置を確約すると言い切り、次には、町民セン

ターは海田地区以外でも利便性が図れるので設置するという方針でありました。しかし、最終的には、設置には消極的になり、現在では可能性はほとんどありません。この出張所の設置について今後どのように取り組めますか、お尋ねをいたします。

質問 8、合併後における海田町の旧議会議員の取り扱いは、各首長が別途協議をして決めるという方針であります。地区審議会の委員を 1 から 2 年という取り扱いは、何の役割も果たせないわけであります。議員報酬の延長でお手盛りしかない。合併をしたら、議員の権能を町長は剥奪をしたのだから、資格はない者で、無報酬の扱いにすべきであります。先ほど住吉議員がこのことを、名指しまではしなかったけれども、私のことを言うておりますが、特別職も教育長も同じであります。どのような見解ですか、お尋ねをいたします。

質問 9、町長が自分の任期中に合併をするというのは、自分の都合で合併をするということになります。特例法の期限は平成 17 年 3 月 31 日までであり、この間、町民に十分説明をし、議論の時間を保障し、また意見を反映をさせるためには法定協議会の設置は来年の 5 月、合併の期日は平成 17 年 3 月までと設定をし、それぞれ 1 年延期をして、町長選挙で町民の審判を受けるべきであります。どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

質問の 10、合併特例法に基づく特例債は、広島市との場合は 240 億 4,000 万円と承知しておりますが、合併の条件で、複数の相手や、また政府の思惑で変化があり、現状ではどのようになっていますか、お尋ねをいたします。

質問の 11、2 月の初旬、片山総務大臣は合併特例法を延長する方針を検討しておりますが、事実はどうなのか、お尋ねをいたします。

質問の 12、広島市の財政は非常に悪化と聞いております。将来、不安なので、10 年後、15 年後の広島市の財政はどのように推計をされるのか、お尋ねをいたします。本日、答弁が無理であれば、市の財政局に来町していただき説明を求めたいと思いますが、この件もあわせてお尋ねをいたします。

最後に、障害者問題についてお尋ねをいたします。4 月から介護保険と同じように、障害者本人が利用するサービスを決め、サービス事業者を決め、サービス事業者を選んで契約する仕組みに変わります。国、自治体は、本人が負担をする利用料を除いたサービス費用を支援費として助成をすることから、支援費制度と呼ばれております。しかし、障害者福祉の支援費制度に移行した場合、本人負担がこれまでより重くなると考えます

が、実態はどのようになりますか、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）佐中議員ご質問に答弁をいたします。

合併問題についての質問でございますが、まず1点目の、今進めている合併は地方分権の受け皿にならないとのご質問についてでございますが、以前にも申し上げておりますとおり、地方分権が進む中、高度で専門的なサービスや都市基盤整備など、各種の行政需要に的確に対応していくためには、ますます厳しい財政状況が予想されます。こうした中、長期的かつ広域的視点から、連続立体交差事業や駅南口土地区画整理事業など、広島都市圏東部地区の中心的役割を担うまちづくり事業を計画的に進め、快適で利便性に富んだ生活環境を提供し、住民の福祉の向上を図るためにも、国、県の財政支援を受けることのできる合併特例法の期限内に広島市との合併を実現することが最良であると考えております。

広島市は政令指定都市として、県レベルの多くの権限を持っておられ、自主的な決定ができる自治体として、地方分権の受け皿としての能力を持っており、今後、市の一員として自治を進めていくことになることから、自治の放棄とはならないと、このように考えております。

次に、2点目の今後民意の反映につきましては、今年1月7日から実施いたしました住民説明会において、住民生活に密着した事項や皆様のご意見をお伺いし策定しました第3次基本総合基本計画に基づく合併建設計画素案について説明をさせていただきました。今後も町民の皆様に冊子等の配布や、広報紙やホームページ等で情報提供を行うとともに、町内施設への意見箱の設置やホームページの充実を図り、理解を深めていただけるよう努力をしてまいります。

次に、3点目のアンケート等の実施につきましては、今ご答弁申し上げましたように努めてまいりますので、アンケートの実施については考えておりません。

次に、4点目の、まちづくりについて再考する必要があるのではないかとのご質問につきましては、国は地方分権を進める中で、その受け皿としての基礎的自治体の体制強化のため、合併を推進しておられ、そのために合併特例債をはじめとする各種の財政支援が行われると理解しております。また、国は、現在の厳しい財政状況を受け、計画的に財政の健全化を図られているものと考えております。こうした流れの中、合併建設計画に基づく事業を実施することにより、広島都市圏東部の拠点としてのまちづくりを進

め、住民の福祉を図っていきたいと考えております。

次に、5点目の、広島市は合併特例債以外は全く支出しないことになることのお尋ねでございますが、まず、連続立体交差事業の事業費について誤解がありますのでご説明いたします。連続立体交差事業及び関連街路整備事業は、広島県が約345億円かけて事業を行うもので、事業に必要な国庫補助金やJ R負担金等は県に歳入され、事業費に充てられます。合併しますと、広島市に引き継がれることになり、事業に必要な国庫補助やJ R負担金等も広島市に歳入され、事業費に充てられることから、事業費の水増しではございません。

次に、財政推計について、過去の投資的経費を平均しますと、ご指摘のような額になりますが、今後10年間の財政推計による投資的経費は、合併問題調査特別委員会や住民説明会でも説明しておりますように、都市計画税を課税しなければ10年間で約108億円、1年平均約10億円、平成17年度から都市計画税のご負担をいただければ10年間で約181億円、1年平均約18億円となっております。したがって、合併特例債240億円、都市計画税、事業所税約70億円をプラスしましても、合併建設計画の額には届きませんので、広島市が合併特例債の負担分以外には全く支出しないというご指摘は当たりません。なお、合併をしませんと、合併特例債や事業所税といった財源は入ってきませんので、念のため申し上げます。

また、広島市の借金を負担することになるということにつきましては、広島市が市民の要望に応じて、それだけのまちづくりを進めてこられた結果であり、合併後も市民としてそれらの施設により、今よりも多種多様な行政サービスを享受できることから、公平に負担していかなければならないものだと考えております。

次に、6点目の、合併建設計画について町民のアンケート結果等を見無視しているのではないかとのお尋ねでございますが、これまでお答えしておりますように、合併建設計画は、第3次海田町総合基本計画に掲げられた事業の中から、その事業の優先順位等を考慮して、住民の代表であります議会の皆さんとも協議しながら合併建設計画の期間である10年間で実施可能な事業を計上したものでございます。

また、総合基本計画の策定に当たりましては、住民アンケートの実施、延べ22回に及ぶ各種団体との意見聴取、学識経験者や住民の代表等で組織する計画策定委員会、さらには議会の皆様にも全員協議会で説明するなど、住民の方々のご意見を反映させながら作成をいたしておりますので、町民要求を見無視しているとは考えておりません。なお、

ご指摘の医療施設など、各種施設につきましては、これまでお答えしておりますように、合併後は既に広島市で整備されている施設が市民として利用できます。

次に、7点目の、出張所の設置についての今後の取り組みについてでございますが、出張所の設置は、事務事業の比較検討段階から広島市に要望してまいりましたが、双方の見解の相違等からなかなか協議が整わなかった経緯がございました。第5回の任意協議会で、安芸区役所と海田町役場が距離的に近いことや、公共交通機関を利用すれば、安芸区役所で事務処理を行ったとしても利便性は低下しないため、出張所の設置は困難との説明があり、法定協議会に向けて再度調整することとなっております。現時点において、広島市の考え方に変更はなく、出張所の設置の可能性は極めて低い状況であります。少なくとも住民の利便が多い業務を処理する窓口機能を有するものの設置について協議してまいりたいと考えております。

次に、8点目の、合併後の議会議員及び特別職の身分の取り扱いにつきましては、議会からの意見をお聞きしながら、今後協議を進めてまいりたいと思います。これは先ほど住吉議員さんにお答えしたことも含んでおります。

9点目の、合併の期日を17年3月までとし、町長選挙で町民の審判を受けるべきというご質問につきましては、先ほど住吉議員にご答弁申し上げましたとおり、合併算定替等財政的に有利であり、町民の皆様の福祉の向上やまちづくりが早期に実現できることから、16年4月1日の合併が最良であると判断したもので、町長選挙は考えておりません。

10点目の、合併特例債についてのご質問でございますが、先ほど住吉議員にお答えしたとおり、合併の条件については、対象事業費は変わってくるものと考えております。

11点目の、合併特例法の延長につきましては総務大臣の表明についてのご質問につきましては、現在総務省では、特例法の期限内に議会の合併決議をしているものの、県、国の手続きが残っている場合には、交付税の合併算定替や合併特例債の財政支援を受けることができるよう、統一地方選後、地方自治体にその方針を示されると聞いております。

次に、12点目の、10年、15年後の広島市の財政推計についてでございますが、広島市においては、独自の財政推計として10年、15年のスパンでの財政推計をしたものはないと聞いております。しかしながら、昨年の合併建設計画の策定におきましては、計画期間を平成16年度から平成25年度までとしていることから、この10年間の財政計画を整理

する必要が生じ、広島市、海田町の平成14年度当初予算をベースに、国、県の財政支援策や行政制度の統一等に伴う歳入、歳出の増減を加味して推計を行ったと聞いております。

続きまして、障害者問題についてのご質問にお答えいたします。

これまでの行政がサービスの受け手を特定し、サービスの内容を決定する措置制度にかわり、4月から障害のある人みずからがサービスを選択し、事業者や施設との対等な立場に立った契約によりサービスを利用する支援費制度がスタートします。支援費制度移行に伴い、利用者の負担が重くなるのではないかとのご質問でございますが、利用者の所得によって、またサービスの内容によって異なり、施設におけるサービスについては、身体障害者、知的障害者、ともに本人負担額の最高限度額が引き上げられますが、知的障害者の扶養義務者負担額は引き下げられております。居宅でのサービスにつきましては、これまでホームヘルプ以外は定額負担となっておりましたが、すべて所得に応じた負担制度に切りかえられますので応分の負担となります。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）合併問題についてお尋ねをしますけれども、町長が合併を先に決め込んだために、我々も町民も大混乱をしておるんです。その中で、いろんなことを特別委員会で精査をしたら、町民に多大な負担がかかるというのが判明をしたわけです。その結果によって、町長が言う住民福祉につながるというのがありますが、高負担をさせて住民福祉というのは矛盾するんです。しかも、町長は広島市の制度がいい。それではあなた、何しとったんですか、今まで。広島市並みの借金をしたら、広島市以上にそういう制度が充実するわけです。お隣の府中町は、海田町よりもそういう問題ではいいですし、広島市との格差はほとんどないし、むしろ府中町が上回っている。なぜ今までそれをやらないのか、やっていなかったのか。議会にも責任があると言われれば、私もその責任の一端を負いますけれども、しかし、そのことを理由にして合併の条件とするのは、私は間違いだと思うんです。

こういうことがあるから、私は、町長が合併をするというのを撤回をして、そして今まであったことを町民にすべてをさらけ出して、本当に町民の暮らしにかかわる問題であるから、全部白紙に戻して町民の皆さん、どうですかというのを、町民投票しなさい、これは議会で否決されたけども、町長自身が出すことだってできるわけです。それを町

長はしない。そのしない理由に議会制民主主義、私は人民的議会主義と言いましたけれども、直接民主主義です。広島市と海田町の区域が同じになることによって負担が物すごくかかる。しかも今まで合併をしたところ、30年前に合併したところ、何回も言うようですが、あえて言いません。海田町とお隣の瀬野・矢野に比べれば、海田町の方がはるかに活力もあるし、いろんな事業が進んできておるんです。町長が言う福祉の面で、多少前後があって、これはありますけれども、そのとき、30年間で、町長、19年間町長をやってきたんだから、そういう問題をやはり借金をしながらでも町民の福祉の向上のためにやるべきであったと思うんです。そのことを理由にして、合併、広島市がいいからというのは、私は町民に説明できないと思うんです。まず、その点はどうかということですよ。

もう一つは、施政方針演説、これ、出してください、5ページ。具体的に私はここでお尋ねをいたします。まず1つ目は、真ん中の方ですが、「つきましては今後の協議の参考とさせていただく」というように言われるんです。方法として、どのように参考にするのか。もう決めてしまっておるから参考にするという、これでは民意が反映されない、行政の資格がないと思うんです。

2つ目、「必要なものについては」、これは何が必要なのか、どのように認識をされておるのか、その必要な項目は何なのか、お尋ねをいたします。

3つ目、「合併までに実施したい」、どのようにするのか。先ほど15年度の会計の中でやられると言いましたけれども、やることのできることもあるし、ないこともある。だから必要な項目は何なのか。これを明らかにせんかったら、口先だけで、議会を軽視する恐れがあるんです。だから私はそう思う。

それから、「今後につきましても住民の皆様には引続き冊子や広報紙、情報提供を行うとともに町内施設に意見箱」、ここで民意の反映を言っておられるんだと思うんですが、これでは、私は不十分というか納得できない。これは、まず民意の反映はどうするのか。これが足かせになっておるのが、期日を詰めて自分の任期中に合併をするというから民意の反映ができないんです。

それから、ホームページの合併に関する情報コーナー、ホームページで今までどのぐらいアクセスがあったのか。私はここで言うほどの、それは職員皆さんはそれなりのパソコンを持ってやっておられるから、それはそれなりの認識で過大の評価をしておると思うんですが、町民に対して、わずかだと思うんです。これで合併問題の情報を十分流

したという表現をしてもらったら私は困る。

それから、もう一つ、議員の手当の問題であります、その前に、合併の建設計画。私がいろいろ数字を並べたら、それは補助やそういう施策の費目が違うから当てはまらないという町長の答弁をいただきましたが、しかし、海田町は、広島市の財政よりもはるかに健全財政です。しかもこれまでの施策の中で、広島市よりもきめ細かな行政をやってきておるのはだれでもが認める事実です。

こうした中で、海田町が単独町政で行った場合、町長はそれから先のことを、交付税が減らされたり地方分権の受け皿だといろいろ言われるけども、海田町だけが税収の削減じゃないんです。日本全国同じような扱いでなるし、しかも地方交付税も同じような扱いなんです。海田町だけ何か取り残されたような、そういう言い方をすること自体が私は町民を迷わすのと、現行法ではそんなこと、なっていないでしょう、地方交付税が減らされたら。臨時財政特例債で補てんをするようになったり、いろいろ手だてを行っております。しかも、地方交付税は、国民が納めた税金の中から必ず地方交付税として対応しなければならない。地方交付税法があるわけですから、そう簡単に国が差金をするというようなことはありません。

私は、単独町政を行ったら、役場は広島県が主体事業主ですから、J R 高架に伴っての移転については保障をしてくれます。また、52%もかかるような建設計画の中で、大型公共事業を今10年間で進まなければならないということはありません。しかも区画整理がその中に75億負担をするという。住民の皆さんが非常に町長のやり方に対して不満を持っておられる。一緒にまちづくりをするために当初からやればいいのに、自分の考え方で推し進めているから、結果的にはこういう結果になってきておるんです。

私は、単独町政の方がよっぽど町民の暮らしを守ることにつながる。しかもお隣の府中町も坂町にしても、町長がはっきり反対ではないけど消極的な態度を示しておるじゃないですか。海田町だけがなぜ急いでいかなければならないのか。中国地方でかなりの、日本全国の中で進んでおるらしいけれども、関西以東、なかなか合併問題は進んでいないんです。四国だってそうです。それは、まちづくりはお金の問題ではなくて、本当の自治のあり方の問題だということを強調されて、今の国のやっていることは間違いであると、このことを的確につかんでおるからこうなんです。

先ほど、私が町長の施政方針の中でそういう質問をしたら、住吉さんは同感だと言う。だれが見てもそうです。国の金がないのに、借金を合わせて合併をせい、合併をせい、

その代わり借金を70%認めてやると。どうすりゃいいかということなんです。海田町だけがよければいいというものではなくて、日本全国がそのことによって崩壊をしてしまう。我々は末端の政治家ですから、町民のことも考えるが、全体の政治の成り行きも考えないかんです。しかもその頂点にあるのが町長なんです。

まず、この合併の建設計画、実質は540億円じゃないですか。広島県が345億の工事の中で、J R 高架です、49億、町が負担をすればいいのを、広島市になるとこれが全部行って八百何ぼになってくる。いろいろ町は言うけど、海田町、それだけ財源が確保できるような、そういう体質を持っておるんです。体力があるんです。なぜ、広島市にそんなに無理して行かないかん、住民を無視してまで。合併の建設計画、私は水増ししと思うんです、300億円。実質540億円じゃないんですか。まず、それをお尋ねをします。

それから、議員の手当の問題。町長、助役も教育長もそうです、収入役も。何の資格があって手当をもらわないかのか、合併をした後です。1年や2年の手当をもらったって、10年間もらうのなら十分監視ができるし、10年以降の15年ぐらいまでもらうんだったらそれは十分監視できます。1年や2年は広島市だってやりますよ。建設計画の八百何ぼ、それは100億、200億はそれは1年、2年でやるかもわかりません。その後、どのぐらい進むかというのはわからんわけでしょう。そのための地区審議員であれば、私は何の意味もないと思うんです。議員歳費の延長じゃないですか。

しかも、いろんな問題があっても議員が資格がないわけですから、調査権も発言権も提出権もないわけですから、これは廃止すべきです。何で受けとらないかんです。みんな、町民の、合併というのはそうしたものですよ。それをいろいろ色気を出して、1年、2年じゃ、もう3年じゃということ自体が間違いなんです。町長は、これから法定協議会の中で議員の手当の問題を協議していくと、意見を言うと言っているけども、筋が通らんじゃないですか。私は地区審議会の委員、無報酬であればいいですよ、今までと同じような手当を出すこと自体が間違いであるというように思うんですが、この点はどうですか。

それから、私はもう一遍、町長選挙をやるべきだと思うんです。住民投票もしない、アンケートも、今より条件が違う中で当初やったわけですが、7月。町民の意見が全く反映されていない。しかも、議会の中で議会制民主主義を強調されるということになれば、町民の直接の意思表示が全く反映できないんです。今からでも遅くないですよ、町長、町長が町民投票をやると。今全国的にそういうのが、しかも二十以上ではなくて中学生

以上であるとか18歳以上であるとか、町長が出してもいいわけですから、そうしてここまで利害得失が明らかになったのですから町民に審判をしてもらう。このことが一番納得もできるし、最良じゃないんですか。それがダメなら、町長選挙をもう一遍やるべきです。私はそのように思うんですけども、町長に圧倒的権限がありますから、町長、それでやるということになればまた別の方法を考えないかんし、町長の権限を、それを私はとるわけにいかんですから。しかし、町長の今のやり方は間違っておるということを私は声を大にして発言をしておきます。

それから、広島市の財政の問題。昨年の5月2日にNHKで、広島市の財政の問題、大阪市に続いて政令市の中ではワースト2、下から2番目で、もう赤字団体で、しかも政府からいろいろな指導を受けるというところまでいっておるんです。だから、広島市は、今のドーム球場だって百何億が追加ができない。今年度、来年度の予算で、140億の現マナが見当たらないんでいろいろ苦労されておるというのが私が知る範囲ではない、皆さん、新聞の中で知っておられると思うんです。

このように財政が非常に逼迫して、しかもかなりの借金を抱えておる中、いわば大型船が沈むようなのに、何でそんなのに町民を乗せないかんか。不幸につながると思うんです、私は海田町の町民の。私はこういう心配をしておるんですから、広島市の10年、15年のそういう財政の状況を、町長はさっき25年と言われましたね、16年から、これだけでもええから、私ども、議会に納得できるような説明をしてほしいんです。できんかったら財政局長ぐらい呼んで説明してくださいよ、させてくださいよ。そら、町民は、必ずそれは心配しているんです、大きな借金を抱えて。アジア大会であれだけアストラムライン・宇品の埋め立て、大型公共事業軒並みじゃないですか。

こうした中で、海田町が幾ら合併の建設計画だといって線路を上げること、必ず町民は、国民は負担増が待ち受けている。しかも今の障害者問題のように、福祉やそういう介護の問題などは金で買うような、そういう制度にずっと変わってきておる。年金の問題でもそうです。どんどん改悪がされて、将来不安じゃから若い者が掛けなくなった。そのことがまた大きく年金制度を崩壊をさせておるんです。このことを続けていいのかどうか。

私は、障害者問題で、先ほど町長が施政方針の中で、「支援費の支給決定に当たって、必要な情報提供を行う」、どのような方法でやるのか。それから、「きめ細かい対応に配慮する」、介護保険のように、介護のそういう認定をする者がおるのかどうか。機械

的に今の障害者手帳だけで処理していくのかどうか。特に、精神障害児については、個々に対応してその状況を判断をしなければならないけれども、ただ一律に支援費のそういう制度によって進めていいのかどうか、これをお尋ねを申し上げます。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）町長が選挙日の方向を定めたのは間違いではないかということについてご答弁申し上げます。

何も私事で選挙をしないとかどうか、そんなことは毛頭考えておりませんけれども、先ほどから申し上げますように、特例法の中で、特例法は17年3月、これはもうご承知のとおりでございますけれども、なぜ1年早くそれをするのか、あるいは町長が単独でそのような決断をなぜするんだということでございますけれども、このことについては、私も行政の責任者として一定の方向をはっきりと示して、またいろんなご判断をいただくということもまた責務ではなかろうかと、このように思っておりますので、別に私が16年4月と言ったことが誤っておるとは考えておりません。

それと同時に、審議会のことについて、これは私の方から答弁いたしますけれども、これ、やはりこういう問題につきましては、いろんな団体、各審議会、いろんな層の方からご意見をいただき、我々の考えをご説明申し上げ、そういう方々のご意見をいただきながら、これからの協議会等への反映、あるいは住民への皆様へのお知らせ、中でできるものはもう合併までにやっていこうと、いろんな考え方があって、そうしてご意見を伺っておるわけでございまして、審議会につきましても、これはやはり必要であると、こういうふうに考えております。

民意の反映につきましては、今のようなアンケート調査を全部やれとか、あるいは町長で、選挙で民意を問うこともどうだというようなことでございましたけれども、先ほど申し上げましたように、我々はやはり町長選挙については先ほど申し上げたとおりでございますけれども、全世帯へのアンケート、こういうことにつきましては、これまでもいろんな資料を広報を通じ、あるいはホームページ、いろんなもので、また各地域へ出での説明会等々、これまでもやってきておりますし、これからもいろんなものによって、皆さんにできるだけ資料をお届けをして理解をしていただくという、この努力は当然にしていかならんと、こういうふうに考えております。いずれにしても法定協議会には議会の皆さんのご承認が要るわけでございますので、私としてはやはり定めた任意協議会の中の大筋の合意、あるいはいまだ協議が整っていないものに対して最大限努力

をしながら、いい結果になるよう努力してまいりたいと、こういうように考えております。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）施政方針の5ページのご質問でございますが、協議の参考にさせてもらう具体的なものはどういうものかというふうなご質問だったと思います。

今現在、25日の最後の説明会を終えて、現在質問、要望、いろいろ今まとめておる段階です。全部で296件の意見、質問、要望をいただいております。それにつきましては、要は、今年度予算で対応できるものであるとか、それから来年度予算の件につきましては、先ほど西山議員にお答えしたように整理しておきたいというふうに考えております。

それから、協議の参考とさせてもらう意見の中には、主に今の水道の関係が非常にたくさん質問が出ました。現有施設をそのまま使ったらどうかという意見とか、料金が値上げする問題等がございました。水道料金の関係につきましては、今の法定協議会の中で決着つけていこうということになっておりますので、これは当然そういう意見を踏まえながら話し合いをするようになろうかと思っております。

それから、あとは、防災、行政無線の関係とか、要望としては道路の拡幅であるとか公園の設置であるとか新駅の設置であるとか、そういうふうなものも承っております。これ、早いうちに整理しまして、議会の皆様にも説明し、広報等でも周知していきたいというふうに考えております。

それから、ホームページのアクセスの件でございますが、海田町のホームページ、一旦入っていただいた数字はわかるんですが、そこから合併コーナーの方に行かれたという数字はちょっと今のところできないというか、できるようになっておりません。改善していきたいとは考えておりますが、意見としては、これまでに14件ほど入っております。

それから、情報提供、民意の反映ということでございますが、これは我々、事務担当として一番気になっておるところであります。まず、最大限の情報提供をして、それでその意見の収集の仕方についてはいろんな方法があると思います。積極的に取り組んでまいりたい、考えてまいりたいというふうに考えております。

それから、広島市の財政の問題でございますが、確かに広島市は政令指定都市の中でワースト2位というのは我々も聞いております。前回、特別委員会で、先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、今日的な財政状況の中で、10年とか15年の長期の財政推計と

いうのは非常に難しい。我々は、海田町でつくる場合にも、非常に先行き見えない中でつくるというのは非常に難しいんではありますけど、さっきの答弁の中で、合併建設計画をつくったときには、その財政計画というものをあわせてつくって示すようになっております。それにつきましては、これまでに資料としてお渡ししておる内容でございます。いわば、そういう借金体制のところに行ったときに、いろいろ町民の負担の問題なんかご心配なさっていらっしゃるんですけど、合併建設計画が果たしてそういう財政状況の中でちゃんと本当に履行できるのかというふうなご心配もあるんじゃないかというふうに考えております。

合併建設計画につきましては、これは広島市が、要は海田町と合併することによって、審議を尽くして約束をしたということになろうかと思えます。したがって、財政状況がどうであれ、要は、今現在広島市が大筋合意した合併建設計画の中身につきましては、広島市がそれはリスクを負っていくと、それはちゃんと着実に実施していくというふうな約束事になっておりますので、そういった面でご理解願いたいというふうに考えております。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（永海）合併建設計画、いわゆる連続立体交差事業及びその関連街路事業につきまして、水増しではないかというご指摘でございますけれども、これは、先ほども町長が答弁いたしましたように、要は、海田町の場合は県が事業主体ですから、県が行う事業費に対してその一部を負担するということで、その負担金だけを払うということになるわけですが、今度は合併をしますと広島市が事業をやります。その事業に必要な財源は広島市の財布に入りますから、その事業に必要な、入ってきた財源をもって事業に充てるということですから、これは水増しにはならないんじゃないかというふうに考えております。

それから、もう一つ、単独、海田町を通じていって、そういう投資的経費に体力があるではないかというご質問でございますが、これは住民説明会でも、要は合併をした場合と海田町で引続いていった場合に、合併建設計画の事業内容がどういうふうになるかということについてのご説明をさせていただいておりますけれども、やはり海田町で引続いていった場合には、連続立体交差事業や関連事業といったそういう県の事業に対する負担金が主になってしまいまして、そういう町の事業であります南口の区画整理事業も事業の完了期間を延ばさざるを得ない状況ですし、総合公園、あるいは町道の改良事業

といったふうなことも10年間の財政推計ではなかなか困難であるというふうな状況についてもご説明をさせていただくところでございます。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）まず、合併にかかわっての福祉制度全般のご質問でございます。

確かに、住民説明会でもご説明申し上げておりますように、メニューの数が圧倒的に広島市の方が多いという状況でございます。それではなぜそこらに手をつけてこなかったのかというふうな全般的なご質問でございます。確かに、これまで広域的な行政機関の中で、広島市も含めて周辺市町の中で、その福祉メニュー等についても全般的に比較し検討していく期間がございました。その中で、各町とも圧倒的に広島市が多いという事実がわかっておりましたけれども、これまで何回か本会議の中でもご議論がありましたけれども、非常に町のレベルで規模の問題といいますか、それによるサービスになかなか手をつけかねるという問題があったと思います。総体的には、近隣町の中で、海田町のみが、じゃ、その町レベルの中で、それじゃ非常に福祉サービスがおくれているのかというふうなことをすれば、一部にはいろいろご議論があるにしても、そんなに遜色がないサービス事業を展開してきたというふうに考えております。

それから、いま一つ、最後に、支援費にかかわる障害者の問題で、施政方針にありますような本当にきめ細かな情報提供なり、きめ細かい配慮の行き届いた支援費制度に移行ができるのかと、こういうご指摘でございます。今、福祉課の方で訪問調査等を行っておりますので、それにつきましては福祉課長の方から説明を申し上げます。

それから、精神障害者等、それじゃ、精神障害者の問題が、これは支援費制度ではないのでありますけれども、精神障害者の問題についても合併に絡めて、非常に数年前に一部権限が町におりてきて、専門的な面で、対応が町としては非常にもどかしい面があると。それについても町でできる範囲で、相談事業とか一般の講座とかを開いて、精神障害者に対する一般の人にも理解を求めていくということを努力はしてまいりましたけれども、なかなか専門的な面で非常に不得手な面があると、そういうことになると、市においては、県と同レベルの専門的機関なり相談等の専門職を持っておりますので、そういう面では、そういう町では非常にもどかしい面の障害者に対するサービスも広がってくるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（河野）福祉課長。

○福祉課長（貝原）それでは、今の訪問調査等についてお答えします。

まず、周知方法ですが、支援費制度につきましては、「広報かいた」11月号に掲載するとともに、身体障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方全員にパンフレット等を送っております。また、現在サービスをご利用になっている方につきましては、同時に申請書と申請方法についてのご案内もしております。その中で、申請がおくれている方については個別に連絡等もして、現在サービスを受けておられる方については全員申請をいただいております。さらに、新規についても申請をいただいております。

それで、1月にまず施設の訪問調査をいたしました。それから、2月に居宅サービスの関係の訪問調査に伺いました。これは、当初、社会福祉協議会、あるいは保健センターの保健師等ともに行っていたので、調査をする予定にしておりましたが、聞き取り調査票を作成する段階でその内容を十分協議して、その中で保健師等の意見をちょうだいいたしました。その聞き取り調査票を持って、福祉課の担当が2名ないし3名で訪問調査をいたしました。それで、現在のところ、サービス低下につながらないことをチェックしておりますが、これでサービス低下が考えられる場合は、保健師等伴って再訪問をしたいと考えておりますが、現在のところ、サービスが下がる方はいらっしゃらない予定です。

それで、特に、先ほど精神障害、知的障害が来年度から町が担当することになりまして、知的障害者の方28名申請されております。それと、障害児の居宅サービスも新たに加わりますけど、新たに訪問調査をさせていただいて、本人また家族の方と実際にお会いして話を聞く中で、本当に実態を知ることができました。これは、これからの情報提供なりいろんなサービスの相談について生かしていきたいと考えております。

○議長（河野）暫時休憩をいたします。再開は13時から。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 48 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。佐中君の一般質問を続行いたします。佐中君。

○16番（佐中）大体はぼまとめますけれども、議員の手当の問題、地区審議員として1年から2年でほぼ議会の中でそういう意見がまとまって、町長はそれを受けて、今からどうするかという問題ですけれども、実際はでも考えてみたら、議員としての全くの権

能はないわけです。地域の皆さんの要望を応えるための審議員、しかし要望を聞いたとしても、実際その窓口で発言権があったり、また調査権があったり、修正権があったりすれば、それはそれなりの役割は果たすかもしれませんが、しかも1年、2年のうちでそれが、すべて合併の建設計画を監視するというようなことも全くないわけで、私はまさに議員の歳費の延長、しかもそれに則って、三役や教育長のお手盛りと言わざるを得ないんですけれども、やっぱり合併と同時に廃止すべきなんですが、その辺のお考えを再度お尋ねを申し上げます。

それから、建設計画、それはもう10年でもいいんですよ。合併の建設計画、いろいろ住民から要望があった問題について、アンケートの中に先ほど私、医療施設の問題とか福祉とか文化施設、あるいは福祉の問題でもう少しという要望があったにもかかわらず、合併の建設計画の中には児童館の建設と保育所の便所の建設、これが福祉の1億数千万のこういう合併の建設計画しかないわけです。これでは住民の意見を聞いたとはいえないんです。この問題について、2点だけ絞ってお尋ねをいたします。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）審議会の方のお話でございます。

審議会につきましては、当然今から審議会を設置する場合の要綱とか役割とかというものを決めていくようになろうかと思えますけれども、当然合併後の円滑な広島市の一体化とかそういうことを考えますと、合併建設計画以外の事務事業について、実際にスムーズに引き継がれていくのかどうかというのをやはり見届けていただいて、調整なりあるいは意見、具申、これ、権能という話がございましたけれども、その辺も今から役割、権能、要綱を定めるときに検討はしないといけないと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、そういう円滑な合併というのが進んでいくのかどうかというのは、ある一定期間はやはり審議会において見届けていただいて、調整なりそういうものを指導をしていっていただきたいというように我々、考えておるところでございます。

建設計画については、担当の方からご説明を申し上げます。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（永海）合併建設計画の特に福祉施設の関係についてでございますけれども、これまでもお答えをさせていただいておりますように、やはり福祉施設については、広島市の中にそういう施設があると、合併後には市民としてそういう施設が使えるということで、そこらあたりから、今の合併建設計画の中で各事業の10年間での実現性、ある

いは優先順位を考慮して計上をしたというものでございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）最後に、25日間にわたって住民と話し合いをされました。そして、さきの答弁の中で296件の皆さん方から要望をいただいたと。これには昨年の六、七月からの要望も入っておるかとは思いますが、こうした要求について、私どもは監視をする必要がございます。議会としての役割があるわけですから、特別委員会が後ほど、予算審査のために開かれる予定でありますけれども、それまでに296項目をまとめて、資料として、この本会議の名において提出をしていただきたいというように動議を提出いたしますが、議長、取り計らっていただきたいと思います、よろしくお願いをいたします。

○議長（河野）では、資料提出について整理してくれますか。企画部長。

○企画部長（中野）先ほど申し上げました296項目につきましては、要望すべてではございません。要望もあるし意見もあるし、一般的な質問というのもあります。それ、今、おおまか、ここにございますけど、質問の内容等、そういうものの項目だけなら出せると思いますけど、それについての、その意見に対してどういうふうに今後対応するかまでは、今ちょっと各部の方に資料を投げて、その方針を出してもらうようにしていますので、それが14日の締め切りで今皆さんの各部のところに回しておりますので、予算特別委員会までにはその内容を……（「じゃなくて、その項目は出せようが」と呼ぶ者あり）だから、項目なら出せると思いますから。

○議長（河野）それでは、特別委員会までに項目だけを出していただくように要望いたします。10番、崎本君。

○10番（崎本）10番、崎本でございます。前置きはあれにしてからに。

町長の施政について。1点目、現在、任意協議会が終わり、合併に関する住民説明会は行われていますが、今まで住民の意見や議会の意見を重視せず、行政主体で合併が進められてきましたが、海田町にはどのようなメリットがあったか、合併まで1年余りだが、海田町の将来を町長はどのように考えるか、また、どのような抱負を持っておられるか問うものでございます。

2番目に、海田町スポーツセンター建設計画を海田町独自で計画をし、町民に利用してもらう施設をつくり、活力と健康で明るいまちづくりを考えるが、町長はどのように思われるか問うものでございます。以上です。よろしくお願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）合併によってどのようなメリットが海田町にあるのか、あるいは将来どのような町にしようとしておるのかというご質問であったと思いますが、それについては、合併の必要につきましては、以前から申し上げておりますとおり、海田町と広島市安芸区を含む広島都市圏東部地区は、実質的には1つの都市としての様相を呈しており、広島市と一体的な行政を進める必要がございます。こうした中で、行政区域が違うことから、福祉や保健などの行政サービスが違うことや、また長期的かつ広域的視点から、連続立体交差事業や駅周辺整備などの都市基盤整備を一体的に推進することが難しい課題がございます。また、現在、国、地方の財政状況は大変厳しい状況であり、海田町におきましても税収の伸びが見込めない中、国からの交付税が削減されるなど、今後さらに財政運営が厳しくなると予想されております。

こうした状況の中で、合併特例法では、合併特例債をはじめとする各種の財政支援策があり、合併することにより、これらの財政支援を受けることができ、各種事業が予定どおり進められ、住民の福祉の向上が図られること、また、広島市が既に整備されている各種福祉制度や施設など、より高度で専門的なサービスを市民として一体的に利用できることが最大のメリットと考えております。

抱負につきましては、合併建設計画が実施されることにより、広島都市圏東部地域の拠点としてのまちづくりを進めてまいりたいと考えております。それと、なお、この大きな合併建設計画以外に、これから皆さんにまたお諮りをいたします15年度予算についても、これ以外で日常生活に皆さん、行方問題もたくさんあります。そういう課題につきまして、やはりできるだけこのことを合併までに片をつけておきたい、整理をしておきたい。もちろん用地等があれば、またそういう問題もございますけれども、そういうものの解決をついたり、またつけることに努力したりしながら、日常生活、やっぱり明るく安全な町をつくっていくために、最大の努力を来年度も続けてまいりたいと、そして皆さん方が幸せに明るい生活ができるように努力をしてみたいと、そのようなまちづくりをしたいと、こういうふうと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）担当部局といたしまして、2点目についてご答弁申し上げます。

2点目の、スポーツセンター建設計画についてのご質問でございますが、これまで平

成16年4月を合併目標とする状況のもとに、スポーツセンター建設につきまして、広島市と協議を進めてまいったところでございます。その結果、スポーツ施設を含む仮称織田幹雄記念館として、合併建設計画に盛り込むこととしておりますが、早期実現を目指して、基本設計につきましては海田町のうちに実施したいと、こういうふうに考えております。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）町村合併の根拠は、町民の自主性のものであって、町民のそれぞれが納得しなければならないということです。町民はみずから地域社会に誇りをもって生活しているから、町民のことを考え、町民の生活にかかわり深い事業を考え実行しなければ、町民の期待に備えることはできないと思います。

そこで、今まで町長が言われたことは、私はここへ集約をしますと、何一つ町民のために、「私は、町民の意見や要望を聞いて今後協議の参考にさせていただき、必要なものについては実施します」と言っておられますが、いまだに任意協議会で、前に議員らが何十項目のものを要望いたしました。要望を出せと言われまして、要望を出しました。それを協議の中で何一つ取り上げてもらうことはありません。これは現実です。それを町長は、この今の施政方針とかあれでは「実施したいと考えております」、説明会でも「町民の意見を重視し、それを協議の参考にさせていただきます」ともう最初からそう言われますが、議会のこの議員の20名がいろいろなことを要望したことは、今の任意協議会で何一つ、広島市との協議の中に入っておりません。入っておりませんし、受け入れられておりません。

それで、今の海田町に出張所の設置の問題でも、町長と助役は12月の定例会で、一般質問に対して、海田町役場の跡地は無理じゃが、東海田公民館、西小、やると確約されました。それにもかかわらず、25日の任意協議会の中では「だめだと言われました」と、そういう回答が帰ってきました。それから、「現在まだ協議調整中です」と言われましたが、先ほどからの意見を聞きますと、ほとんど無理というようなことが答弁でもありました。私が言うのは、町長、よく聞いてくださいよ、町長も助役も、定例会で皆様に言われました。言われて、これがだめなら町長みずからの責任がありますから、助役も、なぜそれを広島市の市長と面と向かって、納得がいくまで協議されましたか。されたなら、その協議の結果を、いつ、どこで、どういう協議をされたか、明確にお答えください。

町長にはその責務がありますよ、責務が。確約ということはどういうことですか。わしの進退をかけてもやるというのじゃないんですか。それができんかったら、今の言われる合併を延ばして、やってもらえるまでやると。それから先ほどの答弁で、町長の答弁は、私はあれじゃが、私ら町民は錢金の問題で合併するんじゃないんです。わかっています。海田町がどんだけよくなるか、海田町民がこの先どういう生活ができるか、そのための合併か、合併じゃないかを選ぶんです。錢金じゃないんです。熊野や坂やどうのこうの言われましたが、それに一緒にしたら、海田町は80億分拾うたと、そういう問題じゃないでしょうが。ほんじゃ熊野や坂は、海田町みたいに今の高架事業もなし、窪町の開発事業、道路の工事も海田町みたいにええつとないんです。そういうことを考えたら80億何じゃかんじゃは問題じゃないでしょうが。海田町が独自でどんだけできるか、町民のためにこんだけの施設をやって、ほんじゃ合併すればええじゃないかと、そういう根本的な、これに計画が載っていないから私は言うんですよ、この計画に。

町長は地元説明会のところに、この計画をちゃんと見て、15年度、町長、施政方針を見てから言うてくれと言われましたが、この中に、そういう海田町独自の合併までせないけんということは載っていないでしょう、私が言うのには。いいですか。今の前だけ一緒に行きます。今の私が言う海田町町民センター建設計画です。これには13年度、臨時議会までやって補正をつけています。この海田町スポーツセンターの計画のあれに対して、14年度、臨時議会で補正予算をつけています。それを後回しにして、この海田町福祉センターか、これがなぜ先になるんですか。この海田町福祉センターなんて耐用年数は50年、鉄筋コンクリートだったら耐用年数50年ありますよ。この海田町福祉センターは、耐用年数まだ23年しかたっていない。この一覧表を見たら、海田町老人福祉センターと、古い施設がいっぱいあります。海田町福祉センターは、これ、23年というのは新しい方ですよ、まだ。これを先やる必要がなぜありますか。まだ、これ、13年度補正予算までつけて、建設計画、やります、言うて、補正予算つけたのが先じゃないんですか。

今の福祉センターのプールと駐車場をとったら、今の施設で十分できます。老人福祉センターに駐車場がなかったら、高齢者企業団が使っておったところを駐車場にしたら何ぼ違いますか、20メートルもあれば、10メートルもないでしょうが。そこらの町長、計画はどうなっているんですか。この海田町老人福祉センターを建替えて、福祉センターの計画は13年度にはまだ上がっていません。なぜこういうものを突如わかしてきて、

海田町民が長らく言い続けてきた海田町スポーツセンター、海田町の中学校のプール、あれを何年保証、やりかえを待っていますか。

新しくするから、新しくするから、補修はずっと、修繕工事は延ばし延ばしでしょうが。なぜこれを早期実現せんのですか、教育長。そこら、根本が間違っておるんでしょうが、私が言うのは。もうちょっと海田町全体のことを考えて、町長、実行しなければ、町民は何もついてきませんよ。だから私が言うように、町民の生活にかかわり深い事業を考え、町民の期待には沿えないと。そのため、残った事業を完全に仕上げるのが町長の最大の責務じゃ、責任じゃと思います。その点、町長、どうですか。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）まず、1点目、議会の要望を取り上げていないのかというご質問、それから出張所の問題につきまして、私の方からご答弁申し上げます。

議会から提出していただきました要望につきましては、これは庁内部でもよく議論しながら、広島市とまた協議、調整しながら、それぞれの要望につきまして、理由を付して議会へ回答をしたところでございます。例えば、文化センターの建設については、合併したら隣接の安芸区民文化センターが利用が可能になることから合併建設計画には計上しないとか、あるいはCATVの導入については民間が整備主体になるものであって、出資とか補助金の支出ということで、合併建設計画には計上するべきものではないというようなそれぞれ、それなりの理由を付してご説明したところでございます。結果的に、計上が少なくなりましたが、その辺はご理解をいただきたいと思います。

それから、出張所につきましては、これは最後、広島市長、市の助役のところへ12月16日に町長と私がまいりまして、最後まで残った問題は都市計画税の減免の話、それから出張所の設置の問題、この2点が残ってまいりました。これでどうにかやっていただきたいという話で、強くお話をしたところでございますけれども、都市計画税については住民の負担というものがあるので、これは考えましょうということでしたが、ただ出張所に関しては、出張所というのは非常に基準上からいうと難しいと。したがって、連絡所的な機能を有する、やはり住民の皆さんに直接関係のある例えば住民票であるとか印鑑証明であるとか、そういう住民の皆さんが一番多く使われるものについては、何らかの形で窓口的な業務を行う物を何らかの形で検討しようということで、一応協議が整ったということでございます。ということで、ご理解を賜ればというように思っております。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）崎本議員がおっしゃるように、人間、銭金だけじゃないわけですが、けれども、やはり我々のように行政を執行する上には、やはり財源というのは大変大事なものでございます。世の中それだけでというわけではありません。ただし、事業をやっていくのには、また皆さんの要望に応えていくのには、やはり財源というのは大変な必要なものでございまして、このことも当然に我々は頭に置いて、これからの事業執行、あるいはこの合併の問題も当然でございますけれども、財源の確保、またそれによっていろんな事業が進捗して、一日も早く住民の皆様がやっぱりその協議していくいろんな事業が早く進んで、それを協議できるということもまた大切なことであると、こういうふうに判断をいたしておるわけでございます。

それと、そういうことから、今の福祉についてはまた担当部長の方からご答弁しますが、けれども、先ほども申し上げたように、いろんな説明会の中で要望が出ておるじゃないかと、当然ありますし、そのこともお伺いに行ったわけでございますので、これは15年度の中に、でき得るものはできるだけ取り入れて今のうちにやっておこうということから、来年度の予算はかなり思い切った予算をしていただいたと、こういうことでございます。福祉センターにつきましては、部長の方から答弁させますけれども、我々とすれば、これから来年度予算、審議いただく中で、また十分ご指導、ご理解を得たいと、こういうふうに思っております。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）老人福祉センターの建替え問題についてご質問いただいております。

これは、これまでもご説明を申し上げてきたところでございますけれども、もともとこの施設建設は第2次の総合基本計画の時代から、社会福祉センター整備構想として引き継いできた、それを第3次の総合基本計画の中にも総合福祉センターの整備ということで、はっきりとその建設に向かっていくということを明らかにし、それをほぼ平成11年、あるいは12年ぐらいには一部構想づくりのための予算を計上して、それをお認めいただきながら検討を進めてきたものでございます。そういうことで、にわかにこう出てきたというふうなことではございません。そういう相当年月をかけながら、構想を練ってきたものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、老朽度の問題でございますけれども、確かに今の適化法の適用でいきます

と、今崎本議員の方のおっしゃったような年数になりますけれども、この総合基本計画整備構想の中で何点かあった候補地の中で、実現の可能性とか年度の問題、それらを含めてその候補地の中から選択をしたという経過がございますし、今老朽度チェックについて県と適化法適用についても同時に協議を進めておりますけれども、相当老朽度が進んでいるということはございます。

それから、これまでも老人福祉センターについては、利用者が3万五、六千人の利用者がありまして、非常に障害者の問題とかいうふうなことで、いろんなご要望があったということで、これをできるだけ早くに整備をしたいということで、これは何度か説明を申し上げておりますけれども、そういうふうなことでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（河野） 教育部長。

○教育部長（山本） スポーツセンターの建設計画につきましては、第3次総合基本計画の中で盛り込んでおったものでございます。ただ、膨大な建設費がかかること、あるいはランニングコストが膨大にかかるというようなことで、なかなか実施計画の中には乗せにくい事業であったわけですが、住民の方々の要望もあるというようなことの中で、今年度、平成14年度予算の当初予算で、基本構想、基本計画に着手してみようかということで、検討に入らせていただいたというような状況でございます。そうした中で、合併というもののの中で、これを合併建設計画の中で、あらかたを具体化して、建設経費あたりも明確にしながら、合併建設計画の中で実現をさせていきたいというふうな考え方で今まで進んでまいりました。先ほどもご答弁をいたしましたように、できるだけ建設計画の中で1年でも早い着工、建設をとすることを思いながら、平成15年度の予算では基本設計まで手がけておくということで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（河野） 崎本君。

○10番（崎本） 私は、今の第3次基本構想、それじゃなくて、私が言うのは、町長、こちらは言い訳じゃけん、また、あれじゃが。はっきり言い訳じゃないんですか。町民のために、あんたらに聞いておるんじゃないだ、町民のためにどちらが優先して大事かということを町長に聞いています。どっちを先、取り上げんといけんかったか。町民の皆さんにちょっと聞いたら、いいですか、今の使用者数が3万何ぼ、言うて、午前中、午後、同じような人が来られても50人は50人です。足せば100人です。そんなことはちょっと言われんでも調べてわかっています。そうじゃなしに、中学校のプールが老朽化して、

もうほとんど使えない状態が続いています。いいですか。それを10年も何にもほったらかしにしておいて、それと今のまだ築23年のあれ、県にも申請して、まだ早いのが、よろしく願いますという施設とどちらが大事ですか、どちらが利用数が多いんですか。アンケートの問題じゃないでしょう。常識の問題でしょう。

町長の施政方針を聞いていますよ、わし。何も来年の予算について言い訳を聞いているんじゃないんです。町長の考えで、合併したら町民にこれだけ利用回数が多い、これを町民のために何とかわしがつけて、合併しようという気があるかないかですよ、それ。何も、海田町の財産がいっぱいあるんです。それを手つかずにそのまま持っていかなども、今から後、町議員の方からの質問でもありますが、町の財政で使える金があったら、先行投資して先やればいいじゃないですか。議会の皆さんが反対するわけじゃなし、町民が喜ぶことやったら、率先して優先的にやったらいいんじゃないですか。そこを私は聞いています。それが町民の意見を反映させることでしょうが、どうですか、町長、その意見に対して、反対ですか、どうですか、言うてみなさいや。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）どっちが大事なかということでございますけれども、いずれも私は大事じゃないと思うておりますけれども、やはりこの学校プールも、これまでは町民プールとして利用しておったわけでございますけれども、今現在、やはりこのプールの使用の方法についても、市の方の考え方とすればやはり町民プールというのはなかなか難しいと。中学校プールにしないとい、こういうようなことも出まして、やはりこれまで我々は便利よう使うてきた、町民の皆さんも学校も一緒に使ってきたわけですが、やはり市の方の1つの考え方とすれば、各学校にプールが1つずつ必要だと。だから、あそこを学校プールにしないとい、こういうような市の考え方もあるわけでございますが、そういうことで、プールにいたしましても、今日までも補修はしてきたわけでございますけれども、いずれにしてもその所属がちょっとそういう状況も起きてまいっております。

そういうことから、プールが何も必要ないとか順位が低いとかいうことじゃないんですけれども、これまでも補修しながら使ってきたわけですが、これからセンターも含めて十分に考えてやっていかならんなど、こういうふうに思うておりますが、それでは、プールの方はちょっと教育委員会の方から答弁をさせます。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）ご指摘のように、町営プール、大分傷んでおりまして、ただいま町長

がお答えしましたように、補修をしながら今まで使ってきております。そうした中で、崎本議員がご指摘のように、老人福祉センター、あるいはスポーツセンター、どちらが大事かというようなことでございますが、我々としてはどちらも大事であり、今回、町の方針としましては、高齢化社会を迎えるに当たって、老人福祉センターを単町のうちにという決定であったというふうに考えております。

いずれにしても、住民の皆様はそういったスポーツセンターあたりも望んでおられるのは事実でございますので、先ほどから申し上げますように、基本設計を15年度で、皆様のご意見もいただきながらしっかりしたものをつくって、1年でも早く広島市に建設をしていただくよう、これから働きかけてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）私は、町長に言うのは、私の意見は町長に十分わかっていないと思います。要するに、広島市が合併した後に、合併するのにスポーツセンターというものは安芸のスポーツセンターがあるから、海田町からあそこを使いなさいと、必要じゃないということが言いたいんですよ、わかります。そういうものだから、海田町が町の間に町民に役立つ、合併したら難色を示すような施設を先、なぜつくらんのですか。福祉センターや何じゃかんじゃやったら、今から高齢者があって、合併してもどうしても海田町に福祉センターが要るんだったら、小さいながらも福祉センターはつくってもらいますよ、わかります、意味が。スポーツセンターは最初から難色があるから、海田町が合併するまでに着手をなさいと、私はそこを言うところなんです。その意味が、町長、わからないでしょう。合併してからつくってもらえるんだったら、私は言いません。

ただ、合併したら、広島市は海田町にスポーツセンターというものは難色を示しておるからあそこを使いなさいと、難色を示しておるから、私は海田町独自で、今の町の財政を使うてでもいいんです、30億要ろうが40億要ろうが、今の場合だったら使うてもいいんです。町長、何も町の財産、町所有の財産がありますが、それを何も手つかずで、広島市に、合併するところに持っていかんでもいいでしょうが。その財産を有効利用してやればいいじゃないですか。その決断が町長にはできるかできんかの問題です。わかります。何も福祉センターの言い訳、聞いとるんじゃないんです。町長の姿勢を聞いていますから、私は。そうでしょう。

それから、出張所の問題も、いいですか、出張所の問題、よう聞いてください、12月

の定例会では前向きでやるんだから、町長、町長自身のあれにかけてやればいいじゃないか、広島市長と。わしはここまで町民と約束をしておると、どうにしてでもやってくれと。そこまで話し合うてから、今の12月の議会でも発言されたのはまだ結構です。11日、合併で、支所をやりますというその答弁をやっております。それから16日、行って、だめじゃ、言われたから、負け犬じゃあるまいが、しっぽを巻いて帰っちゃだめです。そうじゃないですか。わしはここまで言った、町民の代表としてここまで言ったと、これだけはぜひともやってくれと、なぜそういう態度ができんのですか。

報告会の中には、いいですか、「まだ課題にのっていますから調整します。皆様のご期待に沿うよう今協議、調整しております」と言うておられます。今の答弁と全然違うじゃないですか。難色を示しておるからどうも無理じゃと。何ですか、その態度は、その答弁は。全然違うじゃないですか、説明会の際の答弁と。出張所をやるんなら、出張所がだめじゃから利用してもらえろ施設ならどうのこうの、全然それは違うじゃないですか。そこのところ、お願いします。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）出張所の関係でございますけれども、出張所に関しましては、住民説明会においても多くのご意見をいただきました。その回答につきましては、出張所というのは難しいかも知れませんが、少なくとも住民の多くの皆さんが利用される住民票の交付であるとか、あるいは印鑑証明の交付であるとか、そういうものができるような施設については設置していただくように交渉してまいりますというお話をしております。これについてはいささかも変更はございませんで、今後も引続き、少なくとも、先ほど言いました住民票の交付とかそういう直接住民の方が利用する分については、強く交渉をしていくことといたしております。それでご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）プールの問題でございますけれども、これは仮称ではございますが、織田の記念館を来年度基本設計をやらせていただくというふうに考えておるわけで、これから皆さんにまたお諮りするわけでございますけれども、その中で、プールの配置等もやはりあわせて考えていくべきであろうと、こういうふうには思いますけれども、織田記念館の基本設計はお願いをいたしております。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）もう最後ですが、今の、だめならだめと、なぜほんじゃ確約しますと、

確約という言葉はどのような言葉ですか。ほうじゃから、だめならだめ、だめと言われましてなら言われましたというて、なぜこういう場でもちやっとそういう言葉が入っていないんですか。だから、今度、法定協議会でも、法定協議会を設置したら、この中の、答弁の中にもありますが、今度はまだ住民じゃ議会の意見は軽視されます。なぜかと言うたら書いてあるんじゃないですか、海田町の長と広島市の、長で協議して決めると。

そうしたら、法定協議会、入ったら、町民や議会の意見はほとんど重視されませんよ。だから私はやかましく、今の法定協議会に入る前に、やっぱりこういうことはきちっと決めておかなくは、今の織田記念館や何のこともどういうふうなことをやるときちっと決めてもらう、決めてもろうても決めたことがだめになりますからあれですが、きちっとやってもらわなかったら、合併、あれに書いてありますから、あとは海田町の長と広島市の長で協議して決めると。そうしたら、いよいよ町民や議会の意見は重視されません。だから、先ほどから住吉さんかだれかの言われましたように、あとは議会の議決を得なかったらできん、ただそれだけです。それだから、法定協議会に入る前に、町長、しっかり町長の意見を議会でも町民にわかるように説明をしてください。どうですか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）今、言われましたように、大筋合意したもの以外で協議に入っておるもの、残しておるものについては当然、いきなり法定協でそれを協議するのではなくして、それまでに、我々も一生懸命その協議が我々の思う方向にできるだけ近いものになるように最大の努力をするのは当然であろうかと思えますし、また、その経過をこれから現に議会で説明しろということでございますが、それは当然やらせていただきたいと思います。

○議長（河野）5番、多田君。

○5番（多田）5番、多田でございます。2点ほど質問をいたします。

まず最初に、地域安全のために。この件につきましては、町長の施政方針の中に防犯パトロール隊をつくるということがございましたので、おおむね私のこの質問が通っているということですが、内容について質問したいので、一応述べさせていただきます。

全国的に犯罪が急増しており、警察も対応に追われているのが実情です。検挙率も年々下がってきております。地域としても犯罪を起こさない町づくりを通して、以前のような治安のよい日本と言われる国づくりを目指すべきだと考えます。12月議会のときに、

海田署の警察官の増員を県に要望していただくように申ししておりましたが、多分していただいたと思いますが、すぐには実現できないかも知れません。そこで、県が雇用対策でパトロール員を雇用し、犯罪防止にかなり効果を上げておられるようなので、町でも何人か雇用し、町内をパトロールしてはどうか。通学路やスーパー、ゲームセンターの巡回、駐車禁止車両への注意、違法看板、違法ビラの撤去、ひったくりが多発しているので、夜間のパトロールなどやっていただきたいことはたくさんあります。町長のお考えを問います。

2番として、合併について。その1の、地域での説明会でのことですが、これはまたさきの崎本さん、それに佐中さんの質問でもありましたように、資料が提出されるということなので、これはよろしゅうございます。

2番、合併建設計画のそれぞれの完成目標はあるのか。年次別計画は立てているのか。というのは、この次の3番、絵にかいたもちにならないように、どのような保証があるのか。市の財政が厳しいので、そういうことでございます。

4番、建設計画の細かい点についての住民代表を入れた小委員会をつくって、必要性も合わせて十分に検討すべきだと考えるがどうか。

5番、あまりにも性急に進め過ぎて、我々議員も細かいところまで勉強する暇がない。ましてや、住民は、説明会やパンフレットを見ても理解できないと思います。国の指示や財政改革、安芸区の総合的な開発、どれも大切なことかもしれませんが、住民に直接関係ないことでもあります。法定協議会を延期して、時間をかけて検討すべきだと考えますがどうでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）1番につきましては、先ほど大体おおむね聞いたということでございました。多田議員のご質問でございますが、再度、申し上げておきますが、地域安全についての答弁について、町内パトロールの実施についてでございますが、本町でも各種の犯罪が多発をいたしておる状況であります。このため、平成15年度の予算で、広島県緊急雇用創出基金を活用いたしまして、防犯パトロール事業の実施を計画しております。これは約4名で、午後6時から午前0時までを4人でパトロールすると、今のところ、そういう計画をいたしております。

次に、合併についてのご質問でございますが、まず1点目の、住民説明会での住民の意見についてでございますが、合併建設計画素案につきましては、これに掲げられてい

る事業を財政の厳しい広島市が本当に実施してくれるのかという事業実施を心配される質問や、新駅設置の要望、また今まで給水制限を一度もしていない水道施設を廃止することへの不安などのご発言がございました。また、その他としては、図書館をはじめとする施設が合併後、今までどおり使用できるのかといった公の施設の取り扱いについての質問が多数出てまいりました。いただいたご意見、ご要望につきましては、今後、協議の参考にさせていただくとともに、必要なものは合併までに実施いたしたいと考えておりますし、また、先ほど企画部長の方からご答弁申し上げましたように、その内容につきましては、まとめたものをお知らせすると、こういうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、3点目の、合併建設計画が絵にかいたもちにならない保証はあるのかとのお尋ねでございますが、合併建設計画は法定協議会でその原案を作成し、県知事から異議ない旨の回答があれば法定協議会で合併建設計画を定め、法務大臣及び県知事に送付し、送付を受けた総務大臣は合併建設計画を国の関係行政機関の長に送付することとなっております。しがたいまして、合併建設計画は10年間でいただけ、これだけの事業を行うということを経県、あるいは住民に表明することであり、財源の裏づけもあることから、住民の方々の事業へのご協力がいただければ実現できるものと考えております。

ちょっと前後になりまして、誠に申し訳ございません。2点目でございますが、前後して恐縮です。本当に恐れ入ります。

合併建設計画の完成目標及び年次別計画でございますが、合併建設計画は、これまでお答えしておりますように、合併後の海田地区のまちづくりの目標や方向を基本構想として定め、これに基づいて具体の事業計画を作成し、10年間で実現することにより、速やかに広島市との一体化を促進し、地域の発展と住民の福祉の向上を図ろうとするものでございます。

しがたいまして、海田総合公園や新開蟹原線といった今事業を行っているものにつきましては、事業認可を受けている期間内の完成を目標として、また他の事業につきましても、その事業の重要性や優先順位を考慮して、広島市の財政計画との整合性を図りながら調整を行っているところでございます。また、年次別事業計画についても同様でございます。

4点目の、合併建設計画の事業について、住民代表を入れて検討すべきではないかとのお尋ねでございますが、佐中議員にお答えをいたしましたように、合併建設計画は第

3次海田町総合基本計画に掲げられた事業の中から、その事業の優先順位等を考慮し、住民の代表であります議会の皆さんとも協議をしながら、合併建設計画の期間である10年間で実現可能な事業について計上したものでございます。この総合基本計画の策定に当たりましては、住民アンケートの実施、延べ22回に及ぶ各種団体との意見聴取、学識経験者や住民の代表で組織する計画策定委員会、さらには議会の皆様にも全員協議会での説明、あるいは議会の議決を経て、定めております。また、今回の住民説明会でも合併建設計画素案について説明し、ご意見を伺っておりますので、住民代表を入れた委員会をつくって再度検討する考えはございません。

次に、5点目の、法定協議会の延期についてでございますが、今回の任意協議会において、大筋合意を得ました各種行政制度の取り扱いや、今後のまちづくりを示す合併建設計画素案につきましては、任意協議会前にも、委員の皆様には協議状況や調整方針案の説明をさせていただいているところでございます。この協議事項につきましては、1月7日から実施しました住民説明会において、町民の皆様のご生活に密着した事項、合併建設計画素案について説明をさせていただき、合併について理解を深めていただきたいと思いますものと考えております。

また、法定協議会の設置の延期につきましては、先ほどからご答弁申し上げておりますとおり、平成16年4月1日の合併が最良であると判断したもので、今後の事務手続きを考えますと、法定協議会設置の時期を延期することは考えておりません。以上でございます。大変失礼しました。

○議長（河野）多田君。

○5番（多田）防犯パトロール隊につきましては、夜間のパトロール中心ということでやられるようですが、これはどの辺を回られるんですか。全町を4名が必ず毎回回られるんでしょうか。それと、警察官の増員を海田署に言っていたんでしょうか。要望を県の方に上げていただいたかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

それと、合併につきましてですが、確かに国や県に建設計画が上がって、公表されるわけですから、市もそれを実行するということは責務があると思います。ただ、我々合併特別委員会や総務文教委員会でいろんなところに研修に行かせていただいて、合併建設計画についていろいろ勉強いたしましたが、実行されている部分もあるし、だめな部分、いろんな理由があるんでしょうけど、実行できなかったという部分がかなりあります。そういう面で、確実にこれを全部実行していただけるかどうかということをだれ

が保証するんかということで、住民説明会でもそういう意見が出たと聞いておりますが、町長さんの方は、市議会議員が2人出られるんでその方にやっていただくと、監視をしていただくというようなお答えがあったそうです。

ただ、私、もし市議会議員に私になったとしても、2人の市議会議員でほかの60人を相手にして、果たしてそれが強く言えるかどうか。これはもしもの仮定の話ですから、これは言えないと思いますが、ただかなり難しいんじゃないかとは思いますが。絵にかいたもちになる可能性もないことはない。

今でしたら、海田町と広島市の関係ですから、それはいろんな要求を出して、向こうも真摯に受けとめてくれるでしょうが、いざ一緒になったときに、残られた部長さん、課長さんが広島市に入られるわけですから、その方々と市議会議員の2人の人でいろんなことを監視していくのにはかなりきついなという印象は持っております。その辺で、これはもう絶対だという保証があるんでしょうか。そこら辺がちょっと私も、住民の方も多分不安だと思うんです。

それと、住民代表を入れてというのは、この合併建設計画の中に、例えば町道の拡幅とかいろんなのがたくさん出ておりますが、これを果たしていくから、住民の方として、これ、本当に大事なのかということを住民の方に1回聞いてみた方がいいんじゃないかと思うんです。というのは、私が言うておりますように、学校の施設の改善もまだ調整中ということになっておりませんが、学校なんかの建替えなんかでも、非常に住民からの要望が強いわけです。ただ、それを抜きにして、例えば合併記念公園なんかでも本当に必要なかどうかということが、多分住民の方に聞かれたら、それはあるにこしたことはないけど、学校とどっちが大事かと言われれば、それは学校の方が大事よと言われるんじゃないかと思うんです。三原市でしたか、任意協議会のときに住民代表を入れて、小委員会をつくられて、建設計画の細かいところまで必要性を含めて、優先性も含めて検討されたというのを聞いたことがあります。

私、合併特別委員会でも1回提案したことがあるんですが、流れてしまったんですが、そういう面で、今からでも遅くないのですから、住民代表の方を入れられて、建設計画について一つ一つ詰めていったらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、法定協議会ですが、今この方の予定でいきますと、法定協議会、6月の議会で設置が決まって、6月の半ばか7月に入って法定協議会を開かれるんだと思うんですが、その後、9月の議会で議決を得ることになりますと、法定協議会から2カ月

ぐらいしかない計算になります。細かいことを法定協議会でやられるかどうかわかりませんが、法定協議会がもし延びた場合、ずっと延びて9月議会で議決ができない場合、そういう場合、どうなのでしょう。12月になって、それはずっとおくとくると16年の4月1日ということは不可能になってくるのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）要望書の提出につきましては、本年1月24日に海田警察署の方に伺いまして、署長の方に直接お会いし、要望書を提出しております。また、パトロールする場所につきましては、町内一円を予定しておりますが、特に犯罪多発地域や夜間青少年がたむろしている場所を重点的に行う予定にしております。なお、実施に当たりましては、海田警察署の方と事前によく協議をして行いたいと思っております。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（永海）まず、合併建設計画が確実に実施されるのかということでございますが、合併建設計画、法定協議会で決まりますと、これは両方の首長、それから議長まで含めてそれは署名をするということですから、これはお互いの首長、それから議会が約束をしたということになってこようかと思えます。それで、広島市の方にお聞きしましたら、合併の事業については、予算計上する上で、これは合併建設事業ですよというふうな表示をして財政当局の方にそういうものを出すというふうなお話を聞いております。

それから、住民代表を入れて再度合併建設計画の協議をしてはどうかということでございますけれども、今回の住民説明会の中で、そういう町が考えております合併建設計画の素案について特段の異論もございませんでしたし、これをこういうふうに変えたらどうかというふうなご意見もございませんでしたので、住民代表を入れて検討するということは考えておりません。

○議長（河野）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原）それでは、法定協議会を設置した後のスケジュール的に、9月の議決ができなかったらということでございますけれども、そういう事態になれば、適時適切な処置をしながら、16年4月というのは迎えるスケジュールをやはり決めていく、相互で協議して決めていくということになろうと思えます。

○議長（河野）多田君。

○5番（多田）警察署の方に要望書を出されたというのは私も聞きました。警察署、署長にお聞きしましたが、署長の方に、私の方に出されてもなかなか難しいということでは

たので、県の方に私は出してほしかったんです、県の公安委員会の方に。署長は「大変うれしくは思いました」と言っておりました。ただ、その署長の方に出されても、署長が県の方に要望されるんでしょうが、県の方に出してもらって増員をということの方がより効果的だと思うんですが、いかがですか。

それと、住民説明会で、合併建設計画の素案についていろんな意見が出なかったというのはしょうがないと思うんです。これ、後から出てきた配る分ですけど、あのときにかなり厚いのを配ってもらいました。あれをいきなり配られて、それをぱっと見て、それですぐにこれはどうなのかとかいう質問をできる住民で、それはよっぽど関心を持って、ふだんから合併について考えておられる方以外は難しいんじゃないですか。それは、前もって配って、1週間前に配って、見とってくださいねということで、意見を聞きますからというふうに言っておられれば、それはわかるでしょうけど、これ、ちょっといきなりこんなものを見せられても、圧倒されて、多分意見は出ないと思うんです。

うちの話ですが、PTAなんかでもいろんな紙を配っても、見とっていないですよ。ね、親の人は、保護者の人が。ましてやこんな厚い本を、ここに来られるわけですから、かなり関心があるとは思うんです。地区の説明会で多分20人ぐらい来られたんでしょうけど、それはあの地区で、何百人の中から20人来られたわけですからすごく関心があるとは思いますが、これ、いきなり見せられても、それはなかなか難しいですよ。

だから、提案なんですけど、これは1回全戸に今配られたわけですから、これ、配った後に全戸アンケートをとるとか、もう1回説明会をするとか、そういうこと、大変でしょうけど、説明会を何回かやられて大変だったとは思いますが、そこら辺はいかがですか。これは、これ、全戸に先、配っておった方がよかったんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○議長（河野）総務部長。

○総務部長（上條）まず、警察官の増員につきまして、県の公安委員会の方へ要望をされたらどうかというご質問でございますが、まず所轄の警察の方へ要望書を出したわけですが、公安委員会の方がより効果が高いということでございましたら、公安委員会の方にも要望書を出していきたいと考えております。

○議長（河野）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原）説明会での資料を事前にということで、これは、冒頭、説明会でもおわびを申し上げておるんですけれども、12月25日に終わり、取り急ぎ取りまと

めて、とにかく住民説明会をしてということで、資料をとにかくそろえようということ  
が主眼でございましたので、なかなか事前にというのが統一できなかったという面はご  
ざいます。確かに、説明会の中でも、分厚い資料を一遍に見せられてもというご意見も  
ございましたので、その後、進める中で、自治会長さんあたりにも事前にどうでしょう  
かというのもありましたけれども、いや、だれが来るかわからんのに預かっておっても  
というようなこともございましたので、とりあえずそこらをおわびをしながら、また、  
かいつまんで説明をさせていただくということでご理解をいただくようにさせていただきました。

○議長（河野）多田君。

○5番（多田）それが、結局、町長さんが言われるように、16年の4月1日ということに  
先に日付が決まって、それをさかのぼって予定を組むと当然そうなるわけです。だから、  
任意協議会ももうちょっとじっくり検討されて、5回ではなくて6回、7回とやられて、  
それに住民説明会もこれを先に配って、住民の理解を、理解を得るかどうかそれはわか  
りません、だけど、一応配って、見ていただいた上での説明会をするべきだったと思う  
んです。

とにかく16年の4月ということが先にあるので、それをずっとさかのぼっていくと、  
確かに今こうやって、こうやってというスケジュールになるわけです。だから、今住民  
の方から、こういうふうな法定協議会を1年延ばしたらどうかという請願の案内が配ら  
れております。法定協議会を1年延ばして、もっと住民の意見を、これを配ったわけ  
ですから、これを見られてどう思われるか、住民投票をされるのが一番いいとは思って  
ますが、そうでなくてももう1回住民アンケートをとるとか、そういうことをして、法定  
協議会を1年延ばすということは、当然町長選挙があるわけですから、町長選挙で町民  
の真意を問うということも必要だろうと思うんです。

こういう住民運動が起きつつあるということも、やっぱり性急にどんどんどんどん、  
議会はともかくとしても、行政サイドのあれでずっと進んでいくというのは、住民の間  
に不満が徐々に募ってきておるんだと思うんです。その辺のお考えは、多分聞いても法  
定協議会はそのままとされるんでしょうけど、そういう運動も起きているという  
ことでいかがでしょうか、その辺、もう1回、住民アンケートをとるとか、そういうお  
考えはないですか。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）住民の意見を聞くということでございますが、これは非常に重要なことでございまして、私どもも住民の方々に聞かせてくれというような要望があれば、出向いって説明を行いますし、要望もお伺いします。また、先ほども申しておりますように、町内施設に意見箱、あるいはホームページの充実によりまして、住民の意見は十二分に今後も聞いてまいりたいと思います。それから、やはり16年4月ということ、これは先ほども町長の方から申しましたが、1点は、合併特例債の有利な取り扱いというのがございます。それから、1市1町の方が本町の実情を、思いをよく聞いていただけるという部分、それから合併算定替が16年4月1日であれば3億程度増えるというようなもろもろの事情がございますので、住民にとってそれだけ早くまちづくりができてくるということで有利であろうというように考えております。その辺もご理解いただきたいと存じます。

○議長（河野）4番、桑原君。

○4番（桑原）4番、桑原でございます。本日は4点ばかり質問させていただきます。

その大きな1問、予算、財政問題について。（1）厳しい財政、経済環境下における財源確保の見通し等について問うものでございます。その小さい1番、平成14年度における自主、依存財源歳入見込額はいかがでしょうか。町税、地方交付税、国庫支出金及び町債の各歳入見込額について問うものでございます。小さい2番、平成15年度歳入、歳出予算規模及び自主、依存別財源確保の算定見込額はいかがでしょうか。町税、地方交付税、国庫支出金及び町債の算定見込額についてはどうですか。

（2）合併関係予算についてでございます。これは町長のおっしゃっている16年4月付で合併した場合のことを想定して質問させていただきます。①法定合併協議会の設置経費など、合併準備経費に対する特別交付税措置や合併建設計画の作成、その準備等に要する経費を対象とする法定協議会への合併準備補助金等、いわゆる合併準備関係予算の内容とその収支はいかがですか。②不確定要件、要因に係る合併関連予算の計上に当たり、その積算算定上の考え方はいかがですか。③合併直後の臨時的経費に対する交付税措置や普通交付税の算定上の特例措置としての合併算定替というんですか、それと平成15年度予算との関係の有無いかな。あるなしで結構でございます。

大きな2番の合併問題についてでございます。これは、今日、午前中以来、多くの議員の方から問題がありました。その回答の中にもいろいろ重複点があるかと思いますが、けれども、系統的に質問させていただきます関係上、質問させていただきます。

(1) 本年1月から開催された地区別合併に関する住民説明会の実施結果の状況とそれに対する町長の所見を問うものでございます。(2) 5回にわたる協議の結果、作成されました広島市、海田町合併研究協議会、これ、任意協議会のことでございますが、これにおける合併建設計画素案をはじめ、各関係協議書、これはすべて行政サイドで一方的に作成されたものでございます。これをいかにして民意を反映させるのか、問うものでございます。(3) 上に述べました(2)の協議書等をもとにして作成、配布されました膨大な住民説明会資料の内容を住民が理解することは、時間と情報の提供不足から見て至難のわざでございます。今の多田議員もおっしゃっていましたように、これはよほどのことでないとできないわけでございます。かかる状況下において、いつまでに、いかなる方法で民意を反映させるのか。(4) 海田町は、合併先例の市町村に比較して、また今までの住民への情報の提供不足や合併事務の進め方があまりにも性急であることから、合併協議事項に民意を反映することは到底おぼつきません。これは町長の合併スタンスにもとるものであり、また合併後に禍根を残すことになりかねないので、合併時期を市町村合併特例法の適用期限まで延長すべきであると考えますが、再度町長の所見を問うものでございます。(5) 近隣市町村をはじめ全国的に広がりつつある地方自治法上、地方自治法第74条以下に書いてあることでございますけども、直接請求について町長の所見を問うものでございます。

大きな3番、海田市駅南口土地区画整理事業についてでございます。(1) 合併問題、財源の問題等、当該事業環境は不確定要件が多く、かつ流動的であることから、当分の間、事業を棚上げしてその動向を見定めるべきと考えますが、町長の所見を問うものでございます。(2) 土地区画整理審議会は、審議事項について事前に勉強する機会を設けるという名目で、町長名でもって招集文書により勉強会を開催しております。審議会の性格上、また行財政改革の見地からもこれは廃止すべきと考えますが、町長の所見を問うものでございます。

大きな4番、町行政の取り組み課題についてでございます。指名競争入札の参加についてお尋ねします。(1) 指名競争入札に参加させない者の要件として、海田町物品調達に係る指名競争入札に関する指名除外措置要綱第2条、指名除外第1項、別表第1の各号に掲げる措置要件のほかに、これ、18項目あると思うんですけども、それ以外に除外措置要件がありますか。(2) (1)で述べましたような指名除外措置要綱は、指名競争入札実施の都度、事務手続き等について適用されるものでございますか。また、同

要綱第8条に該当する事項のあったのか、なかったのか、有無についてはどうですか。

(3) 指名競争入札に係る課題、及び改善点はございませんか。これは助役の1月31日の回答とも関連してきますのでお尋ねするものでございます。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）桑原議員ご質問、1点目の予算、財政問題についてのご質問にお答えします。

まず、第1点目につきましては、自主財源が52億8,100万円、依存財源が34億9,000万円と見込んでおります。次に、町税につきましては41億4,600万円、地方交付税は7億7,700万円、国庫支出金は5億5,500万円、町債は11億9,200万円と見込んでおります。

第2点目の、15年度予算の歳入歳出予算規模につきましては105億2,100万円として、その財源確保の見通しにつきましては、歳入の基幹をなす町税収入をはじめ、地方交付税や交付金が減額となるなど、厳しい財政状況にあって、未利用地の売却、有効活用や国、県の補助金制度を活用するとともに、財政調整基金、公共施設等整備基金、土地開発基金などの繰入れにより財源の確保を図ったところでございます。

次に、自主、依存財源別財源確保の算定見込額でございますが、自主財源を58億2,200万円、依存財源を46億9,900万円と見込んでおります。自主財源の基幹をなす町税のうち、個人町民税につきましては、14年度課税状況調べの課税標準額を基礎に、対前年度比1.9%の減額で、法人町民税につきましては、14年度の歳入見込額を基礎に1.9%の減で、固定資産税につきましては、対前年度比で、土地は地価の下落により2.7%の減で、家屋は評価替えにより0.2%の減で、償却資産の設備投資は4.6%の増で、軽自動車につきましては、自家用車、四輪乗用車の伸びを前年度より約150台増加すると見込み、3.9%の増で、町たばこ税につきましては、健康管理等による売り上げ本数が減少するものと見込み、14年度の収入見込額を基礎に0.4%の減で、入湯税につきましては、14年度の実績を基礎にそれぞれ算定をしております。

次に、依存財源のうち、地方交付税につきましては、基準財政需要見込額から基準財政収入見込額を差し引いた額に調整率を乗じたもので算定をすることとなっておりますが、15年度におきましては、事業費補正や段階補正の算定方法の見直しが14年度に引続き行われるとともに、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じることとしております。基準財政需要額のうち、経常経費にあっては14年度とほぼ同額と見込み、段階補正の見直し分を減額し、投資的経費にあっては、9.0%程度の減で算定

をしているところであります。

次に、国庫支出金につきましては、事務事業のうち、対象事業費に交付要綱等により定められた交付率を乗じたもので算定しております。次に、町債につきましては、起債対象事業費に充当率を乗じたものを算定基礎としております。その中で、福祉住宅整備資金貸付事業債は充当率100%で、道路整備事業債につきましては充当率90%で、公園整備事業債につきましては、対象事業から国庫補助分を除いたものに対し75%で、都市計画事業債も対象事業から国庫補助分を除いたものに対し55%で、福祉施設整備事業債、水路整備事業債及び義務教育施設整備事業債につきましては充当率75%で、また減税補てん債は、恒久減税による税収見込額に4分の1を乗じたもので算定をいたしております。

次に、臨時財政対策債につきましては、算定方法の変更がなされ、これまでの振替対象費目の単位費用の積算から振替相当額を控除する方法を改め、本来の積算に従った単位費用をもとに振替前需要額を一旦算定し、別途、臨時財政対策債発行可能額については、発行可能額を算定するための単価を設け、これに各団体ごとの人口及び経常経費に係るその他の諸費の係数を乗じて算出し、その上で普通交付税の算定に用いる基準財政需要額を求める方式に変更することとなっております。

こうした考えのもとに、15年度における臨時財政対策債の発行額は、全国の臨時財政対策債の発行予定総額に各団体のその他の諸費に係る需要額及び同額の全国シェアを乗じたものにより算出することとなっており、県において、県内の市町村の数値の推計がなされ、県から指示された数値でもって算定をしているものであります。

次に、15年度の町税、地方交付税、国庫支出金及び各歳入見込額につきましては、町税につきましては41億1,000万円、地方交付税は4億4,000万円、国庫支出金は4億9,300万円、町債は27億6,100万円と見込んでおります。

次に、合併関係予算についてでございますが、1点目の、法定合併協議会の設置経費など、合併準備経費に対する特別交付税措置については、任意協議会を設置した平成14年度から特別交付税措置されておりますが、平成15年度予算では、14年度と同額を予定しております。

次に、合併建設計画の作成、その準備等に要する経費を対象とする法定協議会への合併準備補助金につきましては、国庫補助金の市町村合併推進体制整備費補助金として500万円が交付されます。

次に、合併準備関係予算の内容とその収支につきましては、議員、職員の視察研修等旅費として240万4,000円を、合併の手引作成費用として172万円を、法定協議会負担金として500万円を予定しております。

2点目の、不確定要件、要因に係る合併の関係予算の計上に当たり、その積算算定上の考え方でございますが、先ほどもお答えしましたが、合併準備関係予算として予算計上しております。

3点目の、合併直後の臨時的経費に対する交付税措置や普通交付税の算定上の特例措置としての合併算定替と平成15年度予算の関係の有無でございますが、合併に伴う支援措置としての合併算定替や合併補正につきましては、合併後の存続団体に交付されるもので、15年度予算には何ら関係するものではありません。

続きまして、合併問題についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の、住民説明会の実施結果についてでございますが、先ほどもお答えいたしましたように、全体的に肯定的であったと感じております。2点目の、任意協議会での合併建設計画の内容は一方的に作成したものであり、民意をどのように反映させるのかとのご質問ですが、合併建設計画は第3次総合基本計画に掲げられた事業の中から、その事業の優先順位等を考慮し、合併建設計画の期間である10年間で実現可能な事業について計上したものでございます。この総合基本計画の策定に当たりましては、住民アンケートの実施、各種団体との意見聴取、学識経験者や住民の代表で組織する計画策定委員会、さらには議会の皆様にも全員協議会での説明、あるいは議会の議決を経て定めており、住民の方々のご意見を反映させながら作成しております。また、今回の住民説明会でも合併建設計画素案について説明をし、ご意見を伺っておりますので、民意は反映されていると考えております。

3点目の、説明会資料の内容を住民が理解することは、時間と情報の提供不足から見て難しい、民意をどのように反映させるのかとのご質問ですが、これまでも平成10年4月に、合併問題検討資料の全戸配布、平成14年1月から合併の必要性、広島市との制度比較等について広報に掲載し、5月には合併検討資料を全世帯に配布しております。また、ホームページに合併に関する情報コーナーの開設など、情報提供してまいりました。質問などのある場合にはお電話していただくとか、町の施設に設置しておりますご意見、ご質問票に記入いただいて投函していただくとか、今後も呼びかけていきたいと思っております。

4点目の、合併時期を合併特例法の適用期限まで延長すべきだとのことご質問ですが、先ほど住吉議員のご質問でお答えしたように、平成16年4月1日の合併が最良と考えておりますので、適用期限までの延長は考えておりません。

次に、5点目の直接請求についてでございますが、地方自治法に規定する直接請求の制度は、地方自治法における議会制民主主義を補完し、住民自治の理想を実現するための一方式で、住民に直接自己の意思表示をする機会を保障する制度であると認識しております。このような制度に基づき、条例制定や解職の直接請求があった場合は、地方自治法に定める手続きに従い対応してまいりたいと思います。

続きまして、海田町市駅南口土地区画整理事業についてのご質問にお答えします。

まず、第1点目の、事業を当分の間、棚上げして動向を見る必要があるとのことご意見でございますが、10年間、合意にたどり着けないという事実については、我々としても重く受けとめており、地権者の皆様のみならず、国や県からも、あるいは町議会の皆様からもご指摘を受け、責任の重さを常々痛感しておるところでございます。町といたしましては、今後皆様との合意形成を図りながら、早くこの事業が完成できるようあらゆる努力をしなければならないと思っているところでございます。こうした立場から、地権者の皆様に合意にたどり着けない原因は何かを繰り返しお尋ねし、話し合いにより、一つ一つ解決していきたいと考えているところでございます。繰り返し申し上げておりますとおり、海田の町を将来ともに発展させるためには、海田市駅周辺の都市的発展の基盤をつくっておかなければ、次の時代になってからでは困難であると、このように考えており、皆様への協力をお願いしているところでございます。この時期に一步でも前に進んでおきたいという町の思いをぜひとも地域の皆様にご理解をいただきたいと考えております。

次に、第2点目の、土地区画整理審議会における勉強会の廃止についてのご質問でございますが、この勉強会は、審議会委員さんに次回の審議事項の内容を事前に勉強していただき、公正かつ円滑にご審議いただくことを目的に実施したものでございます。なお、実施に当たっては、他地区の事例等を参考にし、事務局からご提案させていただき、審議会の同意を得て行ったものでございます。勉強会を廃止すべきであるとのことご提案でございますが、委員さんの中には勉強会を続けてほしいという方も多数いらっしゃいますので、この件につきましては、審議会の中でよく協議をしていただきたいと考えております。

続きまして、町行政の取り組み課題についてのご質問に答えします。

まず、1点目の、海田町物品調達等に係る指名入札に関する指名除外措置要綱第2条、第1項、別表第1の各号に掲げる措置要件のほかに、除外措置要件があるのかとのご質問でございますが、別段ありません。2点目の、指名除外措置要綱は指名競争実施の都度、事務手続き等について適用されるのかとのご質問でございますが、その都度、適用してまいります。次に、同要綱第8条に該当する事項の有無についてはどうかとのご質問でございますが、これまで、この条項により定めたものはありません。

次に、指名競争入札に係る課題及び改善点はないかとのご質問でございますが、指名競争入札は、信用、その他適当であると認める複数の相手方を指名して、入札の方法により競争をさせ、地方公共団体に最も有利な条件を提示する者との間に締結する契約方法であり、これからも適切に運用してまいりたいと思っております。以上でございます。よろしくをお願いします。

（「議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）はい。

○17番（中岡）桑原議員の1項目めの質問は、ほとんどこの平成15年度予算の概要の中に載っておる問題が多くあります。したがって、この一般質問の中で議論すべき問題ではないと思いますけれども、議長、よろしく取り計らってください。

○議長（河野）次の質問が出たときに言います。桑原君。

○4番（桑原）再質問をさせていただきます。まず、予算のことですけれども、いろいろ今から順序立てて申し上げますので、その理由も申し上げます。よく聞いていただきたいと思います。このたびから再々質問だけで終わるのではなくて、ずっと質問できるようになりましたので、効率的に回答もお願いしたいと思うんです。その辺、よろしくお願いします。

まず、予算ですけれども、質問いたします。今からいろいろと事情を説明しますが、今後、予算特別委員会なんかに、予算編成資料を検討資料として、前年度の当初予算の比較だけではなくて、前年度の実行見込予算額をメインとして加えるべきではないかということです。それは私の経験上申し上げているんですけれども、新年度、15年度の予算編成上、過去の実績、特に前年度の実績見込額は、その傾向、趨勢等を見る上で極めて重要であります。これが整備されていなければ、効率的適正な予算はおぼつきません。それは皆さん、ご存じだと思います。それが全然示されていません、今まで。当初予算

の比較だけです。

例えば、決算ベースで、平成11年度一般会計、13年度までの町税の動向を見ますと、毎年度大体1億ずつ減少しています。ずっと減少してきておるんです。それを当初予算だけで比較すると、そういうことはわからないわけです。したがって、自主財源も毎年度1億1,000万円ずつ減少しております。これをカバーするために、依存財源が各年度ごとに変動が見られるわけです。全体の収納済み額から同様に、毎年度1億円ずつ減少していることがわかります。それはご存じだと思います。それから見て、やはり新年度の予算編成のときに考えるべきではないかと。ですから、14年度の実績見込みを尋ねているわけです。毎年尋ねているわけです。そういうことで、今申し上げましたように、前年度の実行見込予算額を前年度、14年度の当初予算とあわせて、むしろ実績見込みの方が重要なんですから、それを議員の検討資料の説明会のときに提出すべきではないかという質問です。

2番目、毎年度、一般会計節別内訳表というのが出ています。これ、一覧表を見たら、一覧表みたいに見えるわけですけど、それ、便利かもしれません。だけどそれは形式的なことであって、これにかえて、歳出予算の科目ごとに、予算額を縦にとって、それがどのような財源でカバーされるかという、それを横にとって、そういう対歳出予算額に対する財源充当表みたいなものを、これはどこの予算関係の書籍を見ても載っているはずなんです。当然やっていると思うんですけど、それを検討資料の中にぜひ上げていただきたい。そういう考えはないでしょうかということです。町長にお尋ねします。

ですから、横には一般財源、それで特定財源の分担金なり負担金なり、国庫支出金がどうなるこうなる、その関係の組み合わせ、マトリックスをつくってほしいということです。それ、やっておられるわけでしょう、当然。それを議員の方にもちゃんと説明するときに提出してもらいたいということです。そういう考えはないかということです。

それから3つ目、過去に予算の健全性を図る意味で、昨日も質問いたしましたけれども、実質収支額を使用すべきではないかということです。決算書には載っているわけです。特に、実質収支額というのは予算規模が大きいと実質収支額も大きくなるわけです。だから、そういうことを防ぐ意味で、実績収支比率を載せるべきではないかと。やっておられるんでしょうから、それを出せばいいと思うんです。まず、それを質問いたします。

それから2つ目、合併問題でございます。合併問題についてはいろいろご回答があり

ましたから、今の町長のご回答も簡略にやっていたようにございますけれども、私は、本議会での一般質問では、さきの12月議会のパターンと全く同様に、本年1、2月に行われた合併に対する住民説明会における町長の所見、それから今まで行政サイドのみで進められてきたいろんな合併関係業務、手続き等の民意の尊重、反映の手法とか考え方、それから3つ目には、町の内外における合併関係の環境の変化等に対して、町長の所見について確認をしたわけです。12月議会で回答いただいたものとほとんど変わっていません。それは、昨日からの行政報告なり施政方針でも答えられたとおりで、確認ができたわけです。

そこで、事例をもって町長にお聞きします。いろいろ12月の議会のときに、町民の人にわかりやすくという意味も含めて、情報のこと、説明会のこと、アンケートのことをいろいろ合併先例市町村と比較しながら、1年間の総括的な意義を込めて質問させていただいたわけです。その回答はちょっと的外れで、行き違い等で全く不本意なものでございました。それで12月議会の議事録を何度か読み返してみたわけです。それで判断したこととあわせて町長にお伺いするわけです。

皆さん方も議事録を見ていただきたいと思うんですけども、これは決定的なことなんです。私の質問に対して、議事録の73ページです。町長がおっしゃっていることは、再質問とかの回答も含めて、「町長が住民の意見を十分に聞かんうちに、唐突に、自分が任期の中で責任を持ってやりたいということを言うたと、これは逆さではないかと。やはり皆さんの、盛り上がって、そういう方向を決めるべきであろうと、こういう桑原さんの意見でございますが、私はそうではございません」というようなことを書いてあるわけです。そこで、その次に、町長は「行政責任者として、やはり自分がこの合併が必要であるという方針を出した上で、これに対していろいろなご意見を承りながら進めていきたいというふうに考えているわけで」、ここからが大事なんです、「初めからいかがいましてしょうかというようなことではなく」と書いてあるんです。これが先例市町村と全然違うところなんです。

先例市町村長が、みずからが何百回と出歩いて説明会を開いて、当初から積み上げてきたのに、この回答から言えば、「初めからいかがいましてしょうかというようなことではなく」とおっしゃっているわけです。「やはり自分自身、責任者として考え方を明確にして、その上でいろいろなご意見を賜っていきながら、これをまたいろいろな協議の中に生かしていきたいというふうに考えているわけで」とおっしゃっているわけです。

そういう言い方をなさっているわけです。そこが大きく違うわけです。

それで、私は、ほかの、今質問申し上げました第1点の再質問の1つは、まず説明会のことからまいります。説明会は、去年の9月の議会で、79ページに、「任意協議会で協議される諸制度の取り扱いや合併建設計画案が明らかになってから、住民の皆様に提示していきたい」とおっしゃっているわけです。9月にですよ。もう我々と協議する時点でできているんだから住民に流されてもいいんじゃないですか。そういう案が明らかになったら住民の皆さんに提示していきたいと書いておられるんです。それ、全然やっておられません。この2月から膨大な資料をつくって、説明しておられます。そういうことの、おっしゃったこととやっておられること、全然違うということ。

それと、それで第1問が、施政方針の5ページなりの説明会なんかで、今回474名で、大体1.6%ぐらいの人しか集まらないわけです、説明会に。その1.6%の人が集まった席上でいろいろと問題があったと思うんです。なぜ低調であったかということについて考えておられませんか。そういうことは1つも書いておられないわけです。なぜ低調なのか。

それともう一つ、「合併におおむね肯定的であったと感じております」とおっしゃっているわけ。1.6%の人で、3万人の中で474名でしょう。それで、いかにしておおむね肯定的であったと思いますとおっしゃっているのか。それをちょっと知らせていただきたい、お考えを。

それと、随分後退しているんです、おっしゃっていることが。当初は、1昨年になるか、9月以前のことは申しません、それ以降にしても、民意を尊重し、民意を反映していくと口癖のようにおっしゃったんです。それが、何と参考にしたいになっているわけです。民意を尊重して反映させていきたいということから、今度は参考にしていきたいで終わっているんです、皆。これ、参考にするということは、参考にならんなら何もしなくていいというようにとれますよ。そうじゃないですか。

それで、こういうことを踏まえて、私は第2問として、町長は一昨年の9月以降、前におっしゃっていたようなこと、それからそれ以降の町長の言動が全く食い違っていることというようなことを考えまして、一昨年の12月議会で合併するとおっしゃったけど、その前から、はなから、住民のことなんかの意見を聞くようなことは考えておられなかったんじゃないかというように思うわけです。これ、何回も読み返すとそうとしかとれないです。そこを聞きたいんです。だから、今読み上げたように、「初めからいかがい

たしまししょうかというようなことではなく」というようなことをおっしゃっているわけですから、それはどう見たって、今まで「住民に案ができたなら示しますよ」と言いなっていて、全然示さないでずっと来て、それで最後は住民意向、民意をいかにやるんかといえ、ば、「いや、それは参考にします」でしょう。全然違うじゃないですか。それは町長がおっしゃっているんです。それで、今日、質問、みんなしても、みんな黙っておられたんでしょうけど、参考で終わっているというのはもう民意の反映どころではないですよ。もう意見をとった何だと、アンケートをとったりしても、質問があっても参考にならんと思えば全然取り上げないのと同じでしょう。それ、民意を反映する気は毛頭なかったんじゃないですか。そういうことです。

それから、もう一つ、情報のことです。これは12月の議事録の64ページから65ページにかけていろいろおっしゃっています。だけど、今までの議事録を全部こう見ていきますと、情報とは何ぞやということは一遍質問しました。情報とは何ぞやというのは、これを見る限り、印刷物の配布をもって情報と考えておられるんです。印刷物を配布するだけです。読まんやつはあほだという、読まんやつが悪いんだみたいな考えです。それが1つ。

それから、内容が、合併の今後のスケジュールのことだの事務手続き等の進捗状況がどうだの、結果報告とか連絡事務的なものが主体なんです。中身が、広島市と海田町の配布年度の、47年から配布なさったといってもその年度年度の、配布した年度の統計の比較論だけなんです。ほかに何にも出ていません。ただ比較しているだけです。これは悪く言えば、施設の利用機会の拡大を広島市に依存して、施設を依存して使えばいいじゃないかみたいなことで、海田町の行政はどうなっているのかと言いたいです。海田町の逃避的行政につながるんじゃないかと。役場の職員の人も合併の方に向いてしまって、今日も大分手抜きがあるというようなご意見を申し上げられた議員がおられますけど、本当にそういう傾向が強いんじゃないですか。要するに、比較論だけに終わったのををもって、しかも印刷物を配布して、それで情報だとおっしゃっている。そんなのは先例の市町村合併した町長なんかの首長に対して失礼だと思うんです。全くそれと180度あべこべの話です、こんなの。

もう一つ、それから、説明会での情報というのは、任意協議会で決まったことを説明することが情報だと考えておられるんです。それだけのことです。分厚いのを渡して、それで、これも町長がおっしゃったことを言っているんです。「不足している情報とは、

広島市と合併したときのサービスや負担、まちづくりを現在市と協議中のもの、任意協議会で未決定なものが情報不足として思っています」と、そういう回答をなさっているんです。それが今言った64ページから65ページ、見てご覧なさい、そういうようになっている、おっしゃっているんだから、うそを言っているわけではないですよ。それを情報というのは、私はおかしいと思うんです。

だから、町長の考えておられるその情報が今申し上げたように比較論とか何か、スケジュールとか何かそういう形式的なことばかりで、私が情報というのは、将来海田町が統計実績等によって分析して、海田町の将来展望、今例えば人口どうだの、この前、5項目、示されたでしょう、合併に伴う地方分権の話とか少子高齢化とか財政運営、広域行政とか住民のニーズの多様化みたいなこと、そういうことについての海田町の将来についてのあり方、展望、そういうものをつくって流さないことには本当の情報ではないと私は思っているんです。ただ比較してこうなっています、こうなっています、それは情報でも何でもありません。だから、将来展望をちゃんとやって、そういうファクターのもの、情報を整理して、そういう資料を皆さんに配らないととてもじゃないが間に合いませんよ、これ。配った、配ったと言って、もう住民はただ比較表を流されて本当の海田町の将来、どうなるんかということ、全然わかっていませんよ。それで、47年から流しているというのは、本当にどういう考えでそんなことをおっしゃっているのかよく私にはわからないから、その辺をもう一度ご回答ください。

それから、直接請求のことです。昨年の12月議会からかなり環境の変化がございました。町長もご案内のように、今も触れられましたけども、広島市は常設住民投票条例を市議会に提案しました。今、その市と合併するんです。町長はそういう市長がやっておられるそのやり方、考え方、そういうことについてどういようにお考えですかというようなことを聞きたいためにこういう質問をしたんです。何も民主主義がどうだのこうだの、そんなことはわかり切った話です。そのほかに、黒瀬町長の直接請求の問題もあったでしょう。それと町と議会との確執なんかの問題もありました。市町名がどうだのというようなこと、場所がどうで、いろいろと市民の盛り上がりというんですか、沖美町の発着夜間訓練の白紙撤回みたいなこともみんな市民の動きがもう防ぎ切れなくなっただけです。音戸町や倉橋町は延期したでしょう、合併を。そういうような、12月以降、かなり直接請求的なものの動きが出てきたわけです。それについて、単に直接民主主義やへったくれだの議会主義だどうだのというのではなくて、そういう動きをどのように

受けとめられますかということの質問なんです。

この1月10日に窪町の説明会がありました。その席で、一住民から質問したわけです。住民投票についてどう思うかということに対して、今おっしゃったようなことを申されました。私はやりたいんだけど、法的に難しいよとおっしゃったんです。そうおっしゃったですよ。ちゃんと皆覚えていますよ。いや、本当です。だから言っているんです。市長が市のサイドから、議会が言っているんじゃないです、市が常設住民投票条例を出したんです。できないことはないじゃないですか、やろうと思えば。それ、いろいろ研究に研究を重ねて、新聞にも書いてありました。法的効果は認めないみたいなことを書いてあって、でも出てきたら、効果、そのまま出すというようなことも皆、詳しく書いてあったでしょう、あれ。お読みになったでしょう。その辺についてどうお考えですかということなんです。そういう直接請求のうねりが、幾ら町長が何だかんだ言って、民意を反映していないとか何とか言ってやりますよと言っても、このままだとどうしようもないです。それを皆、今まで、私が言っているのではなくて町長がおっしゃったことを、今までのことを積み重ねて質問を今言っているわけですから、もう一度お答え願います。

それから、区画整理事業です。私、最近、経済後援会にかなりあちこち行きました。今デフレスパイラルでもう大変だと。舛添講師なんかも来たんですけど、そういうような話を聞きましても、今デフレスパイラルというは何だというようなことから始まって、結局所得が落ちたから消費が伸びないんだと。所得が、月給やボーナスが落ちたのに生活費はやっぱりやらないといけない。ローンはだけど減らない。生活は苦しくなるばかりです。デフレとは物価が下がるからいいようなものですけど、借金は棒引きにしてくれるわけではないですから。それから商品は減る、企業は売れないから価格競争で下げようと思う、価格競争をやる、安くなります。土地もえらい安くなっています。土地も安くなれば株価も下がって、もうえらいことになっているのはご承知でしょう。それで、ますますコストダウンしないとといけないから、リストラやったり賃下げをやるわけです。それで、銀行は銀行で貸し渋りだ、貸しはがしみたいなことまで新聞に出たりして大変です。失業率は、倒産のために上がるばかりというような、今とてもじゃないけど、いろんな事業をやるのはそんなに簡単にできるものではないよということをどの人も言っているわけです。それに今度、イラク戦争のときは、北朝鮮の問題が出てきたら、これ、一遍に日本の経済に影響すると言うんです。それはもうすぐさま影響するだろう

という、石油がストップしたりして。

そういう事業を進める環境自体が今おかしくなっているんです、本当。だれも手が出せないような状況になっているんです。それを簡単に、意向調査を聞いて、住宅地がどうだの商業地がどうだのと簡単にそういうように言ってほしくないんです。それすらも、とてもじゃないけど決められないでしょう、将来わからないんですから。土地は下がってどうなるかわからないし。そういう社会環境もあります。

それと、2つ目には、海田町の行政そのものです。話し合いを今からして何とかというのは今までの話であって、もう実施条例が出てやっているんでしょう、どんどん。何で話し合いをするんですか。覚書とか議会での発言、県庁の再評価委員会で保留、3党合意書でもうやめろと言うのにその後続けてしまって、行政主導、一方的に事業決定をして、実施条例までつくってやっているわけですから、これは窪町の住民にとってはもう全く行政に対して不信です、不信と怒りというのか焦りというのか。同じ海田町民でありながら、何でこんなこと、町長はやるんかと言いたいんです。それで口では話し合い、話し合いと、何を話し合いするのかと言いたいんですが、それがまず第1点。

それから、第2番目に、町長はもう幾らあがいたって次に選挙に出られるかどうか知りません。でも1年ちょっとでしょう。1年ちょっとの任期で何ができるんですか、こういう危ない時期に。焦ってやること、ないじゃないですか。合併というようなことにも問題、今なっているのに、何でそんなことを急いでやるんですか。責任とってもらえますか。

3つ目に、商業地のを決めるのに商工会の意見が全然反映されていないじゃないですか。商工会に行っているいろいろ聞いても、そんなことは前にあったけど今は何もないよというような話です。それで商業地を決めるとか何とか、ひどい話じゃないですか。

4つ目には、将来のことを考えたとか変更がないようなことを言いながら、施政方針の29から30ページのところに、減価補償金対応用地買収等に伴う公共用地の確定及び都市再生、土地区画整理事業補助金の導入等による資金計画の変更等と書いてあるんです。言っている先にもう変更しているじゃないですか。どんどん変わるんですよ、このように。いつ変わったのかわかりませんよ、そんなこと。でも、書いてあるじゃないですか、こういうように。また、変更しているじゃないですか。何を言っているんですか、本当に。それで、その変更等に伴い、事業計画や実施計画の変更業務を実施するとともに、仮換地指定業務や物件調査事務業務を行っていくと、そういつて書いてあるんです。そう

ということです。だから、横浜市長なんかもとっくにやめてしまって、廃止条例を出されたんです。では最後の結論。

○議長（河野）ここで執行部の皆さんにお願いをしておきます。先刻、ご存じだろうと思いますけども、今回から一般質問の回数制限は撤廃しております。時間は45分というのは、これは残っております。今までのように3回目で何とか言ったら終わりよというのでなしに、もう3回もと、そんなのでなしに、1回目からわかったというような目が覚めるような答弁をしていただきたい。このように努力していただきたいと思います。休憩。それでは休憩しよう。3時40分まで。

~~~~~○~~~~~

午後3時23分 休憩

午後3時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。4番、桑原君の質問に対する答弁から始めます。町長。

○町長（加藤）合併についての答弁をさせていただきますが、私が一昨年の12月議会の質問に、町長は日にちを決めて、そして皆さんの意見を聞くというのはおかしんではないかという大体趣旨であったように思います。これにつきましては、当然私は町の執行者として、こういう立場におらしてもらう者が、やはり自分としての考えをはっきり申し上げて、それに対していろんなご意見をいただくと、こういう方が私は正しいと。何も私の方から言わずにいかがいたしましょうかというのは、先ほど桑原さんもおっしゃいましたが、どうがええかいな、どうがええかいのと言うのは、私はそうではないと、自分の考え方を明確にして、それに対していろんなご意見をいただくのが正当であると、こういうふうに考えております。

それと、説明会について肯定的であったということを町長は言ったが、これは説明会24カ所やりまして、出席者が474名でございました。その中で、大体おおむね肯定的であったと、こういうことを言うたわけなんでございます。それと、もう一つ、町長は、私は住民投票をやってもええんだがと、こういう発言があったというご質問でございましたが、これは全くございません。はっきり申し上げておきます。あとはそれぞれまた担当から答弁させます。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田） それでは予算の関係についての再質問にお答えします。

まず、1点目の、予算説明資料に前年度の実行見込予算額を加えたらどうかということですが、この予算説明資料につきましては、地方自治法施行例規則の様式に基づきまして定めたものでございます。また、ご指摘の資料については、物理的にも無理でございますので、現段階ではそういうものを資料として加えるつもりはございません。

それから、2点目の、節別の財源内訳をあらわすべきではないかというご指摘でございますけど、予算資料につきましては、款、項、目ごとの財源内訳を書かれておりますので、あえてまた節ごとの財源内訳をあらわすつもりもございません。

それから、3点目の、実質収支額を使用すべきではないかというご質問でございますが、実質収支額につきましては、決算において歳入歳出を差し引いた後の額でございますので、予算でございますので、その実質収支額を使うこともございません。以上でございます。

○議長（河野） 広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原） 9月の答弁で、合併建設計画案や取り扱い等が明らかになったら説明会ををすると言うが、やっていないではないかということでございますけれども、1月7日から実施しておりますこの24回の説明会でその素案の説明、それから取り扱いの説明をさせていただいているということでございます。

○議長（河野） 企画課長。

○企画課長（永海） 海田町の将来がどうなるかわからないということでございますが、海田町の将来展望につきましては、議会で議決をいただいております第3次総合基本計画に、ちゃんとこういう方向で進めるべきであるというふうに定めております。また、今回の合併建設計画の中でも、この総合基本計画のそういった方向を踏まえまして、まちづくりの目標であるとか方向を定めておりまして、その総合基本計画に掲げられた事業の中からまちづくりの事業を計上しておるものでございます。

○議長（河野） 総務部長。

○総務部長（上條） 直接請求等についてのご質問でございますが、常設型の住民投票条例等につきましては、議会の役割、存在意義までに及ぶものでございます。行政と議会は車の両輪でありまして、議会制民主主義を否定することにもつながるものでございます。これまで町長が答弁しておりますとおり、議会制民主主義のルールに則って、地方自治

法に定められる直接請求制度の手続きに従いまして、とり行っていきたいと思っております。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池乃本）区画整理事業についてでございますけれども、仰せのように、現在の社会経済情勢、デフレスパイラル、あるいは経済情勢という状況の中で、簡単にはいかないぞというご指摘、私どももまさにそのとおりだというふうに思っております。そこで、地元での対応でございますが、片側で、住民の意思を無視するなということをおっしゃっていただいて、片側では、説明会や話し合いの場へはおいでいただけないということでございまして、私どももほとほと対応に苦慮しているというのが現実でございます。（「努力が足りないわ」と呼ぶ者あり）その点も確かにあるというふうに思います。

それで、このような状況の中で、皆さんの意向を把握できず、最悪の場合、事業が前にも後ろにも進まなくなってしまう恐れがある、こういうことは十分に受けとめているわけでございます。そして、最終的には、仰せのように事業がとんざした場合、どうなるのかということもお考えいただきたいというふうに思うわけです。この町のまちづくりの基本であります東部地域の拠点都市としての発展を目指すという理念、総合計画以来のこれまで積み上げてきました各種の施策は一体どうなるのかということについても考えていかなければならないというところでございます。

そうした中で、改めて私ども、お願いしたいのは、厳しい社会情勢の中で、いつまでも引っ張っておくわけにはいきません。このままでいいというまちづくりの方針ではなくて、やはり総合基本計画に掲げましたように、拠点都市を形成していくんだという理念のもとで、駅前区画整理もぜひとも進めさせていただきたいという考え方でおります。ぜひご協力をお願いしたいというふうに思います。

それから、1年ちょっとで何ができるのかというご指摘でございました。事業計画に従って年次別で進行して、現在広島市ともそうしたすり合わせをしながら進めておりますので、1年で完結するというものではございませんで、継続性のある事業でございますから、引続き取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、商工会の意見を聞いたかということでございますが、商工会のご意見を伺うにも、まずは地元の方々のご意見をお伺いしたいというふうに考えておるところでございます。

それから、資金計画の変更等については、担当の方から答弁をさせていただきます。

○議長（河野） 区画整理事務所長。

○海田市駅南口区画整理事務所長（大久保） 事業計画の変更でございますが、これは15年度に予定しております。変更の内容といたしましては、都市再生土地区画整理事業補助金の導入等に伴う資金計画の変更でございます。これは軽微な変更でございます。したがって、土地利用計画の変更等は考えておりません。以上でございます。

○議長（河野）（「ちょっと議長」と呼ぶ者あり） 答弁の漏れがありますか。発言はだめよ。答弁の漏れだけ。（「いやいや、ちょっと発言をしたい」と呼ぶ者あり） 答弁漏れはないですか。（「答弁に対してちょっと問題があるから言っているんです」と呼ぶ者あり） それは問題はない。（「全然回答になっていないです」と呼ぶ者あり） 14番、山岡君。

○議長（河野） 14番、山岡でございますが、4点ほど質問させていただきます。

合併までの課題と整備体制づくりについてをお願いいたします。平成14年7月、広島市と海田町の任意合併協議会が5回によって行われました。何件かの協議事項を引き継ぎ、整理することは大筋の合意となったが、それを受けて1月7日より住民説明会、町内24カ所で開催をされております。また、職員に、合併についての説明会を4回されたと聞いております。いずれも町長の強いリーダーシップを期待しております。そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

1、第3次基本計画の中で挙げている海田市駅を中心とした公共交通網の整備、充実、歩行者通行の快適性の確保、いわゆる社会生活基盤の整備は合併までにどのように考えているのか。また、何を具体的に行うのか。今まででは駅からの周辺部への交通網が改善されていないと思うが、町長の考えを問うものでございます。

2、広島市長選で指摘されていましたが、市の借金は1兆円ともそれ以上超えているとも言われておりますが、合併建設計画を果たして履行できるのか、多くの町民から指摘をされておりますが、問題がないか問うものでございます。

次に、海田町老人福祉センターの建替えは昨年より急遽浮上しましたが、この計画に伴い、日の出公園の形を変更されるようであるが、今までの説明ではいい建物ができるとは思いません。どちらも中途半端になるのではないかと思います。1つの考えとして、日の出公園を廃止できないのか。また、そのような場所になぜ町長は建替えを計画したのかを問うものでございます。

次に、役場跡地はどうなるのか。今もって具体的な計画がないと聞きますが、海田町があったというあかしは残さないのか。最初に議論し、結論を出すべきでないか。今から協議、検討ということでは、今までの合併建設計画、いかにつけ焼き刃的なもので、いいかげんかと思うんですが、どうですか、お尋ねをいたします。

次に、職員に対して、合併の説明会をされたと聞きますが、職員の処遇はどのようになるのか。合併後、職員が常駐する施設が少ないと思う。どの程度残るのか。海田町が広島市の中で残れる主張はどのようにされるのかをお尋ねをいたします。

次に、町民から相談を受けるんですが、以前は合併をすると税金が高くなり、いいことないと聞いていましたが、実際合併すると都市計画税が新たにかかるようになり、四、五割、固定資産に対する税が上がる。デメリットを具体的に説明していないので、合併することがすべてバラ色ではないと周知する声が必要と思うが、これらの件についてどう思ってお尋ねをいたします。

次に、広島市の水道についてお尋ねをいたします。広島市との合併協議で、海田町の水道施設すべて廃止をされます。今日まで夏場の渇水期でも一度も断水したことのない、このたび瀬野川国信において、大規模工事について、海田町の水道を廃止と言いながら、町民から批判の声が高いし、むだではないかと問い合わせが多いと思いますが、水道事業について次の点についてお尋ねをいたします。

1、取水施設の増設は、監督官庁、県保健所と協議をされているのか問うものでございます。2、瀬野川の水利権、変更手続きの申請は要るのか。水質には変化はないのか。これらの工事による施設の変更、増設はないのか、問うものでございます。3、県受水はいつまで契約されているのか。合併による変化があるのかを問うものでございます。

次に、教育についてお尋ねをいたします。広島市の合併に向けて、事務レベル協議で任意協、建設計画素案ができました。教育環境の改善、充実、児童、生徒の推移を見きわめ、学校規模の適正化など、将来の子どものためになる青少年の健全育成、学校、家庭、地域が協力して取り組まなくてはならないと思います。教育委員会の次の点をお尋ねをします。

1、合併を検討される中で、広島市の学校環境など、教育委員会、校長、先生、PTAで広島市の同規模校に研修、合併前、後の学校比較視察の実施をされたかどうかお尋ねいたします。次に、児童、子どもの減少、東広バイパス道路、議会でも再三質問しておりますが、特に西小、西中の取り扱いについて、自衛隊移転、学区の再編成はどうす

るのかを問うものでございます。次に、3番目として、教育予算編成に当たり、各学校の要望、PTAの陳情等などがどのように取り扱いに反映されているのか、14年度の件数と実施をされた件数についてお尋ねをいたします。

次に、公園についてをお尋ねいたします。海田町緑の基本計画によると、街区公園、ちびっこ公園等について、町内4地区に区分されておりますが、南地区に運動機能もある海田総合公園が整備をされております。合併建設計画にも多額の予算計上があるが、現在の公園利用者状況と借地公園の取り扱いについてをお尋ねいたします。

1、総合公園施設利用者数、来園者数、ちびっこ公園の利用度の状況と管理はどのように把握されているのかをお尋ねいたします。2、三迫公園は借地なのに計画決定されているが、地主からの返還要請があれば応じるのか。他の同様の公園についてはどうか。また、計画決定の取り消しは可能かを問うものでございます。3、海田町の都市公園には、計画策定されていない公園があり、法的にその必要はないかを問うものでございます。4、合併による地権者はそのままの条件で広島市に受け継がれるのか。JR、県の河川敷等の公園はどうなるのかをお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）山岡議員ご質問の1点目、2点目、4点目につきましては私から、3点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

合併までの課題と整備等体制づくりについてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の、駅周辺部の社会生活基盤の整備についてでございますが、JR海田市駅周辺部については、連続立体交差事業や関連街路事業及び区画整理事業を一体的に整備するとともに、交通利便性の向上を図るため、JR海田市駅のターミナル機能の強化、公共交通機関の利用促進を図ってまいりたいと考えております。合併までの限られた期間内に、目に見えるほどの整備はできませんが、連続立体交差事業等の関連街路である青崎中店線については、駅北口の東側の用地買収が、関係権利者のご協力により順調に進んでおり、引続き県と連携して事業の推進に努めてまいりたいと考えております。また、合併後においても推進されていくものと考えております。

次に、2点目の、合併建設計画は履行できるかとお尋ねでございますが、多田議員にお答えいたしましたように、合併建設計画は法定協議会でその原案を作成し、県知事に事前協議を行い、県知事から異議ない旨の回答があれば、法定協議会で合併建設計画を定め、総務大臣及び県知事に送付し、送付を受けた総務大臣は合併建設計画を国の関

係行政機関の長に送付することとなっております。したがって、合併建設計画は10年間でこれだけの仕事を行うということを国や県、あるいは住民に表明することであり、財源の裏づけもあることから、住民の方々の事業へのご協力がいただければ実現できるものでございます。

次に、3点目の、海田町老人福祉センターの建替えについてでございますが、仮称海田町福祉センターの建設計画について、現在考えている建設予定地では、日の出公園、新しい施設、ともに中途半端な施設になるのではないのかとのお尋ねでございますが、建設予定の仮称海田町福祉センターは、今後急速な進行が予測される高齢化への対応するため、現在の老人福祉センター機能を継承し、利用者ニーズを踏まえた施設規模、機能を備えた新たな保健福祉施設として整備することを考えております。

また、福祉施設を日の出公園と一体的に整備することにより、高齢者や児童をはじめとする地域住民の触れ合いと交流の機会を創造するとともに、この施設利用の多様性や広がり確保を確保することができるものと考えております。いずれにいたしましても、地域住民の方々にとりまして利用しやすい施設となるよう、運営面を充実させていくことが必要であると考えております。したがって、日の出公園の廃止は考えておりません。

次に、現在地に施設を建替える理由でございますが、これまで長年の懸案事項でございました社会福祉施設の整備につきまして、第2次及び第3次海田町総合基本計画に位置づけ、平成13年度には総合福祉センター建設に当たっての基本条件を整えるための基礎調査を実施し、建設候補地についても検討を行ってまいりました。

その結果、現在地について、老人福祉センター利用者のなじみが深いこと、老人福祉センターと公園に隣接した民有地の取得が見込まれたので、施設と公園の一体整備が可能となったこと、福祉施設の性格上、交通の利便性が高く、国道2号や県道矢野海田線から中店小学校線を経由するアクセスで、車両による利用が容易であること、また周辺にある幼稚園や痴呆性高齢者のグループホームとの連携がとりやすいなどの理由により、現在地を選定をいたしましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目の役場跡地利用についてでございますが、この付近は古い木造住宅等が密集し、道路、公園等の都市基盤は未整備で、防災上の危険性も高いことから、貴重な公開空地として防災上の安全を高めるとともに、子育て環境の向上を図り、安全で快適な居住の場としていくため、公園として整備をしていくことといたしております。具体の整備の内容については、広島市は、住民のワークショップによりその案を固めている

ことから、この公園についても同様の方法で、地域住民の方々の意見を聞きながら進められるものと考えております。なお、合併建設計画は事業認可を受けているものは除いて、大まかな事業内容に基づいて概算の事業費で計上しており、具体の整備内容は合併後に広島市で検討されるものでございます。

5点目の、職員の処遇等についてでございますが、合併後の海田町職員の配置については、職員にとりましても重大な関心事でございます。ご承知のように、活用される公共施設の状況によりましても、職員配置のためのポスト数は異なっております。このため、本町施設の利活用を明確にしていくとともに、職員の処遇という観点からも、こうした施設に本町職員を基本的に配置してもらうよう要求していきたいと考えております。

また、広島市との事務協議の中では、海田町職員の配置に当たっては、家庭の事情等により配置を考慮する場合もあるとの認識を示しております。今後広島市との具体的な協議に当たっては、こうした点を踏まえて、海田町での勤務状況、勤務内容、通勤距離、家庭環境等を総合的に判断しながら職員配置をするよう強く働きかけていきたいと考えております。

次に、6点目のご質問につきましては、平成14年5月に全戸配布しました「みんながつくる21世紀の海田」の合併のデメリットの項目に掲載して、お知らせをしているところでございます。また、合併研究協議会だよりを配布し、皆様にお知らせをするとともに、1月から実施しました住民説明会におきましても、新たな負担や合併により制度が廃止となる事項等について説明をさせていただきました。なお、3月には説明会で使用しました資料を冊子にして全世帯にお配りをしたところであります。また、今後につきましては、「広報かいた」の「合併したらどうなるの」シリーズの中でお知らせすることといたしております。

続きまして、水道についてのご質問にお答えいたします。現在、行っております国信取水せい改修工事につきましては、既設の能力が低下したため改修を行っているものであり、取水せいからの取水量の確保とよりよい原水を確保するため実施しているものでございます。

まず1点目、取水施設の改修につきましては、水道法第10条の事業の変更に当たらないため、協議、変更認可等必要はございません。2点目、瀬野川の水利権、変更手続きにつきましては、河川管理者の許可を受けております。また、水質について変化はあり

ません。また、改修工事に関連して他の施設の変更、増設等はありません。3点目の、県受水の契約期間につきましては、現在は平成23年度までとなっております。また、合併した場合、水道事業に関する権利及び義務を含め、すべて広島市に引き継がれることになります。

続きまして、公園についてのご質問にお答えします。まず1点目の、総合公園の利用者数についてでございますが、平成13年度実績は、来園者が7万7,509人で、そのうち施設利用者は1万7,786人となっております。なお、各施設の利用状況については、平成13年度の主要施策の効果に関する説明書をご参照いただきたいと思います。また、今年度実績は1月末までで、それぞれ7万7,289人と2万477人が利用され、来園者は昨年度同時期に比べ、約27%の伸びを示しております。総合公園以外の公園については、数字的なデータは調査しておりませんが、地域のコミュニケーションや憩いの場などに広くご利用いただいております。

次に、公園管理についてですが、総合公園については、所長以下職員も常駐し管理しております。樹木の管理については造園業者に、また軽易な作業などについてはシルバー人材センターなどに委託して管理を行っております。その他の公園は、地元の自治会、老人会、子ども会、シルバー人材センターなどに清掃、管理を委託しております。維持、管理面では、自治会などからの報告やパトロールなどにより施設の状況を把握し、必要に応じて修繕などを行っております。

次に、2点目の、三迫公園の地主から返還要求があった場合の対応でございますが、現在は土地の賃貸借契約により公園としてお借りしておりますので、契約期間の満了や契約期間中であっても、正当な理由がある場合には返還すべきと考えていますが、三迫公園は住民の皆様に長く親しまれ、必要不可欠な公園となっておりますので、引続き存続していただけますよう現在交渉を行っているところでございます。他の同様の公園としては明神公園や昭和公園などがありますが、これらの公園についても同じ考えでございます。また、計画決定の取り消しは可能かとお尋ねですが、基本的には困難であると考えております。

しかし、現在の公園に近い場所に同程度以上の面積を有する公園を確保するとともに、適正な変更理由などがあれば代替案をもって廃止、新設の都市計画法上の手続きを経れば可能と考えます。

次に、3点目の、海田町の都市公園には都市計画決定されていない公園があるが、法

的にその必要はないのかとのお尋ねでございますが、都市計画決定の意義は、事業を円滑に推進するとともに将来的に公園として担保するために行うものでございます。したがって、本町が既に所有権を有している場合や完成している公園などは、都市計画決定をする必要はないものと考えております。

次に、4点目の、合併による地権者はそのままの条件で広島市に引き継げるのかとのお尋ねでございますが、都市公園については細かな調整はできておりませんが、すべて広島市に引き継いでもらうことになっております。J R、河川敷については、固定資産税の免除や占用料の免除で借地しておりますが、広島市も同様の取り扱いになっております。

それでは、3点目につきましては教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）教育についてのご質問、3点ございました。

1点目の、同規模校への視察研修につきましては、教育委員会としまして、合併を控え、学校施設の整備及び教育内容の充実を図りますために、私を含めまして職員、事務局の職員でございますが、あるいは校長、教頭等で広島市や近隣の小・中学校の視察研修を実施いたしております。今後も引続き、機会ありますごとに研修を行いまして調整をしてまいりたいと、こういうふうに考えております。また、各学校のPTA及び町PTA連合会におきましても、合併後の組織のあり方でありますとか活動等につきまして、今後広島市PTA協議会と交流を深め、対応していくように考えております。

2点目の、自衛隊官舎の移転に伴います西小学校、西中学校区の再編成につきましては、平成13年の12月定例会でもご答弁申し上げておりますとおり、教育委員会といたしましては、保護者や地域の方からの通学区域の見直し等についての特段の意見もいただいておりません。また、そういう状況でございますので、通学区域を現在変更するという考えは持っておりません。なお、その後の状況に大きな変化はございませんけれども、昨年9月の海田市駐屯地業務隊の説明では、自衛隊官舎の移転の時期は平成16年3月ごろで、13棟の官舎すべてを矢野へ移転する予定であると聞いております。

官舎がすべて移転した場合の海田西小学校及び海田西中学校の学級編制の予測でございますが、現在自衛隊官舎の児童生徒数は、海田西小学校が83名、海田西中学校が22名でございます。官舎移転後の平成16年度の予測でございますが、海田西小学校の児

童数が210名で、学級数は現在と同様に1学年1ないし2学級の編制で推移する見込みでございます。海田西中学校におきましては、生徒数は258名で、学級数は1学年2ないし3学級の編制で推移する見込みでございます。

次に、3点目の、学校及びPTAからの要望が教育予算にどのように反映しているのかということでございますが、PTA連合会からは、毎年年末に、次年度に向けて教育環境改善整備にかかわる要望書が提出されまして、要望の内容により、町及び教育委員会の関係各課において検討の後に、説明会を開いて結果を回答しておるところでございます。この要望のほとんどは、通学路及び日常生活の安全確保に関するものが多いでございます。平成14年度に提出されました要望書におきましては、33件の要望がございましたが、学校そのものに直接関するものはございません。

また、学校からは、各学校長が次年度の効果的かつ円滑な学校運営を目指して予算要求を行います。ただし、これは限られた財政状況の中での予算編成でございますので、予算要求時にそれぞれ優先順位をつけております。件数ということになりますと、各学校から上がってくるものは、細かいものを含めると膨大な数になりますので、ここらあたりを予算額で比較いたしますと、平成15年度当初予算案につきましては、職員の人件費を除きまして、小学校費は約4億5,000万円で、前年度に比べ1億6,800万円、59.7%の増額予算となっております。中学校は1億8,200万円で、前年に比べ6,400万円、54.7%の増額の予算となっております。以上です。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）それでは再質問をさせていただきますが、今、町長からいろいろ説明があったんですが、この1月に職員の勤務評定を実施をされたということを聞いております。この評定評価はどのように生かされるのか、結果は職員に周知をされたのか、昇任、昇格、公平にされ、これらを開示するのが当たり前だと思うんですが、その点について質問をいたします。

次に、職員の身分、給与はいつの時点で広島市と合わせるのか、また、はっきりするのか。と申しますのは、1月の末に職員に対しての合併の説明会が4日間あったと聞いておりますが、私たちが町内で、職員がいただいたものと比べたら、全く同じものが職員に配付をされて、それで合併の説明になっているというふうにあるんです。私たちの町民と町の職員というのは全然ちょっと立場が違いますので、職員用のそういう合併に対する心構え、取り組み、今後の方針、そういうことがなして入っていなかったか、そ

れをお尋ねいたします。

次に、老人センターの問題でございますけども、現計画はいろんな問題があるように思います。公園がある。議会通信の中で、1月29日だったと思いますが、公園の変更説明会があるというふうに我々の広報に来ております、議会通信で。そのときに、どのぐらい来られて、どういう説明をされて、理解が得られたかどうか、その点についてお尋ねしてみたいと思いますし、また、今現在計画しておられる老人センターの人件費、今後計画した施設に対して、プールの水代、電気代は年間どのぐらい経費が要るのか、わかればお知らせをしていただきたいと思います。

次に、今日の朝からも何回も、合併問題に対する説明会が十分でないということもあるんですが、結局、庁全体として一体感が欠けている。その点について、どんどんどんどん進めというようなことも何遍も言われておるわけですが、十分な説明がないと思うんですが、町長はどのように感じておられるか、お願いしたいと思います。

それで、広島市のとの任意協議会以前までにこれはしっかりやっておかなかったらいけなかったのが、逆に任意協が済んで、結局説明会なり、職員にもされたかということが大きな問題ではないかと思うんですが、その点についてどういうふうに思いますか。

次に、水道の水利権の問題でございますが、河川には県とか建設省、今の国土交通省ですね、いろいろと権利のかなりの厳しいたががあったように聞いておるんですが、今は町長のお話では全然ないというふうに聞くんですが、今回の瀬野川の取水に対して、海田町が広島市の水道になった場合は料金が3割アップということが非常に町民に、水道の料金が高くなる、都市計画税は高くなる、ということが合併の一番ネックになっておると思うんです。そこらを、今現在、海田町も施設に対して、町長の説明では取水に対しても水源に対しても全然問題がないということを言われるんですが、広島市の方の五日市が合併されたときの経緯を調べてみましたところ、八幡川の水源から五日市が使っていた施設をそのまま広島市が引き継いで、現在も使っておられるんです。

ですから、海田町も蟹原、国信とありますが、水道の施設の工程と申しますか、急速ろ過とか貯水槽があって、蟹原がありますが、急速ろ過装置でしたら、現在の検討課題の中で国信だけでも、新しい施設で今回5,000万もかけて川を掘って、取水の準備をしておるわけですから、国信だけの施設でも残す努力ができないか。そういう1つの検討を、蟹原は皆さんご承知のように、高潮のときには、年に1回か2回しかありませんけど、潮が上がってくる。過去にも海田町の水道には潮があったということも聞いております

けど、そういうことは国信はないわけですから、残すのでしたら、ひとつ国信に、予備の水源として海田町の水を守ることが努力ができないか、この点についてお尋ねをしてみたいと思います。

教育の問題について再質問いたしますが、けさほども出ておりましたが、教育改革が叫ばれておりまして、民間人からの校長なり指導力のない教員は淘汰するんだと。子どもには未来の投資が必要である。合併建設計画の教育予算の額が非常に少ない。私のところに投書が来ております。説明会を聞きにいった、建設計画ばかり見てみたら、駅前投資に430億とか大きな予算を組んでおるけど、教育予算が約10億円だと。公園に61億円の建設計画の予算も組んでおられる。

先ほどの公園の問題も含めて、非常に公園はかなりあるんです。あるのに、まだ、今言われるように、町長、今言われた役場の跡地も記念公園にしたいとかいうのがありますが、公園も確かに結構なんですけど、教育の現場をあずかる教育委員会がいかに教育を徹底して、海田町は教育の町だというぐらいやっていただきたいという要望が、投書がうちのところに来ております。「あの予算を見てからびっくりした。情けない」と。公園を61億つくっても、今総合公園にも約35億円もかけて立派なのができてる。まだこれからもキャンプ場じゃ何じゃ、いろんな土地を買い取ったり側道をつけたりしてすごい金を投資しておる。

その点について、教育予算が、それから例えば今、県の教育方針が心の教育ということをやっている、教育長をうたって、教育改革をやっているわけなんです。今日の町長の施政方針演説の中に、心に響く道徳教育についてということが載っているんです。教育長に、心に響く道徳教育についてちょっと二、三例を挙げて説明をお願いしたいと思います。

五日市が佐伯区になったときに、今からもう十何年前ですが、五日市が当時発展途上で、人口も7万、8万と増えておりましたが、当時の教育予算、合併建設計画の中で、5年間で170億を計上しておるんです。そういうデータもあるわけですし、海田町の、先ほど崎本議員からもいろんな施設の関係で23年じゃ、37年じゃというのがありましたが、なぜそれらを織り込んで今回の合併建設計画をされなかったか、それについてお尋ねいたします。

それから、今、教育長の答弁がありましたけど、広島市の施設へ行ってみた。教員とかPTAとかいろんな、行かれたというんですが、それでは市教育と県教育の違い、それについて市の教育制度、県の教育制度に違いがあれば2点か3点、ちょっと指摘をし

てください。

それから、公園の問題でございますが、今町長から七万何人とかいうのがありましたけど、町内の利用者がどのぐらいで町外の方がどのぐらいということを把握ができていくかどうか。ただ来さえすれば町民だと思っておるんでしょうか、そこらの点について、一緒にちょっと考えていただきたいんですが、そこらの点、町外と町内の把握ができていくかできていないか、お願いいたします。

それから、今、西中・小学校の件で、私は再三この学区編制の件について、執念を持っておるんです、はっきり言いまして。とにかく学区編制からしなくてはいけないというのが、今の東広バイパスができて、同じ町が二分されたり、今度の住居表示の問題でも100メートル先が曙町、こっちが何町、昭和町というふうに、そういうものを直すために、合併までに整理をしとかなければいけないと思うんです。そのためにも学校の校区の変更、利用者、文句は言わない、文句は言わんですよ、生徒は。しかしながら、今16年に矢野にそういう自衛隊の官舎ができる。私は今を逃してできんのじゃないかと思うんです。逃れるのは何ぼ逃れたっていいです、教育長。わしがおる間はせんのだと言えどもいいのかもしれませんが、それでは教育じゃないと。その点について、今その町の道路によって分かれた、分断した地域の再編成と、それと学校の教育の校区の変更を合併までにするのがあなたたちの仕事ではないかと思うんですが、その点についてお願いしたいと思います。

それともう1個、お願いいたしますが、今、ようやくかなりいろいろ役場の跡地の問題で、皆さんから、町民から聞かれるんです。海田町の役場はどうなるのか。連続立体交差事業で用地買収がどんどん始まって、ほとんどもう詳細について入り込んで、測量とか賠償の問題、損害の問題をやっておられるんですが、海田町の跡地に公園ができる。今日もいろいろ出ておりましたが、織田幹雄記念というのがありました。この前の議会にも、私は、海田町のひまわり大橋に織田幹雄先生の顕彰碑を建てたらどうかという提案をしましたけど、恐らくこれも頭になんないんじゃないかと思うんです、何か言いやがったなとぐらいしかないとと思うんですが、私は今町長の答弁の中で、海田町のあかしになるこの役場の跡地、熊野神社もあります、織田先生の生家もこれから500メートル西に寄ったところにあった、墓地も上にあります、そういう条件のもと、学校の一角に、記念センターも結構ですが、この役場の跡地の公園に織田幹雄先生の顕彰碑を建てることをお願いしたいと思います、その点についてひとつ答弁のほどよろしくお願いします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）山岡議員の職員の処遇についての再質問にご答弁申し上げますが、まず、1月に行われました勤務評定についてでございますが、これにつきましては、現在評価の最終調整を終え、昇任あるいは昇給等について検討中でございます。それで、職員の処遇なり給与調整、これはいつの段階ではっきりするのかということでございますが、市との協議の結果、15年度に入りまして本格的な協議に入らせていただきたいと思いますということでございますので、現在給与台帳等の引き渡し、それによります差異計算の準備を広島市の方でやられますので、その準備を整えております。そういうことで、この秋口ぐらいにはそういう計算なり調整なりがはっきりしてくるのではないかとということで、今年間の広島市とのフローの調整について協議に入っておりまして、近いうちにそのフローが出てくるものと思っております。以上でございます。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）それでは、まず1点目の、日の出公園の都市計画変更の説明会についてでございますけれども、1月に予定をいたしておりましたけれども、県との協議で、3月議会の終わった4月中旬に予定をいたしております。それから、2点目の総合公園の町内、町外の利用状況の把握でございますけれども、正確な把握はもちろんできておりません。現在予測できるのは、テニスコートであるとか野球場の利用状況では住所が出てまいりますので、その状態から、憶測で申しわけないんですけれども、大体海田6、町外4ぐらいの割合ではないかと推測いたしております。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）それでは、仮称海田町福祉センターの人件費並びにプールにかかる維持管理費のお尋ねでございます。

まず、人件費でございますけれども約2,900万円、このうち職員が3名、プール監視人の人件費、合わせて2,900万でございます。なお、この積算に当たりましては、ひまわりプラザの人件費を参考にしております。

次に、プール維持管理費でございますけれども、これはさきの12月議会でご答弁申し上げましたように、約700万円というふうに推計をしております。以上でございます。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）教育に関して、心に響く道徳教育、例を挙げてみると、こういうことでございます。

道徳教育は、道徳時間に行います道徳と教育活動全般を通して行う道徳の教育がござい  
ますが、県が言っておりますこの心の教育、さらには心に響く道徳教育と申しますの  
は、例えば子どもたちの心に深く入る読書活動を通して、読書の日常活動を通して子  
どもたちの心を育てていくとか、あるいは体験的な活動、子どもたちが苦しい思いをして、  
それを乗り越えたときの喜び、これを体感をさせながら育てていくとか、あるいは、例  
えばいろんな施設に子どもたちが訪問をして、そこでもろもろの体験をしたことで物の  
見方、考え方が心底から体感できる、そういう体験を通すことによって授業が一層充実  
し深まっていくと、こういう状況の道徳教育を推進していこうと、こういうことござ  
います。

2点目でございます。市と県との制度上の違い、何か挙げると。学校教育というのは、  
ご存じのように、学校教育法に則って、教育の内容は学習指導要領に則ってやっている  
わけでございますから、根本的に大きな違いはございませんが、例えば学校の建設様式  
にいたしましても、ご存じ袋町小学校というのは、長い間、木造校舎の古い建物が、い  
わゆる原爆の記念として残っておった状況がございしますが、あそこは今、コミュニテ  
ィースクールといいましょうか、いわゆる地域に開かれた、諸活動が地域の人ができる、  
そういう建物と学校とが一体になって、中に仕切りはございますけども、建物そのもの  
は1つに建設されまして、そうしてそういう中で子どもたちが、地域の方が学び、生涯  
学習を学びにおいでになったところと交流をしながら幅広い体験を積んでいく。ある  
いはそういう中で、先ほど申し上げたような体験的な活動を進めていくと、そういうよ  
うな体験ができるようなもの、あるいは、ご存じ、この近くでいいますと海田南小学校の  
ように、これは国の試験的な、研究的な建築様式であるそうでございますが、屋上がす  
べて緑化になっておって、町中の学校で植物の栽培であるとか、あるいは野鳥である  
とか、あるいは水辺の生物の観察であるとかいうのが、そういう各階でできるような、そ  
ういう施設をつくったところもございします。しかしながら、教える中身、学ぶ中身とい  
うのは、市であろうと県であろうと同一でございます。

それから、3点目に、学区の問題。これは推進していくのが教育委員会の立場じゃな  
いかということでございますが、いわゆる学校というものは、これはご存じのように、  
地域の人にとっては本当に非常に文化の中心といいましょうか、心のよりどころとい  
いましょうか、そういうもので非常に深い結びつきがございします。

今回、合併に関する住民説明会で回っていきまして中で、合併に関する学区の問題、

これに対しては3件のお尋ねがあったと私、記憶しております。1つは、いわゆる学校の規模が小さいので、もう少し広がった体験的な活動ができる、クラブ活動なんかを中心にして考えられたんだろうと思いますが、そういう方向でのありようはどうかということで、心配しておるんだがという声がございました。これについては、私どもは、現在国はいわゆる地域型の総合スポーツ事業といいましょうか、昔で言う学校がすべてのクラブ活動を背負っていったものが、いわば地域で、いろんなスポーツクラブを中心としながら地域がそういうものをつくっていき、地域で育っていくというような、そういう方向へ今国は変わろうとしておりますので、そういう意味からいうと、将来的には、学区の問題とは別個の問題としてそのクラブ活動なんかは考えていく必要があるんじゃないかと、こういうように考えております。

それから、もう1点は、そのお尋ねの中の1点は、心配の1点は、いわば学級が41人とか2人とかになりますと、これは2クラスに分かれるわけですが、このままで行くと、例えば西小なんかの場合が39名とか8名とかという大人数学級になるじゃないかと。いわゆる小人数学級としての学習が心配なんだがというお尋ねでございました。

それについては、現在の状況からしますと、海田西小学校の場合は、これはむしろ町内でいいますと、国が目指しております20人少々という、そういうクラス編制状況が生じる可能性がある。そういう状況が今あるわけですが、それから、広島市に合併した場合に、広島市は財政基盤が大きゅうございますから、教育予算も大きゅうございます。そういう中で、いわゆる講師といいましょうか、そういう者を派遣していったる事例もございます。そういうようなことで、今40人学級の解消というのが国の1つの方向でございますから、そういうことについては、たとえ合併してもこの問題については対応していただけるという展望がありますという話です。

もう1件は、先ほど、私、申し上げましたように、学校というのは地域にとって非常に大事なんだと、だから学区を変えないでくれという声でございます。今はむしろ道路があったりあるいは川があったり、あるいは非常に越えていくような状態があるが、その学区は昔からの、子どもたちがそこへ通ってきて、友達も大勢いるんだから変えないでほしいと、こういうような声がございます。この3つがあったと思います。

そういう視点から考えますと、やはり強く校区の住民、あるいは皆さんから声が上ってきて、それを踏まえてやっぱり学区を検討の委員会、諮問をしまして、その返答をいただきながら考えていかなければいけない問題だろうというふうに考えております。

現在では、我々としましては、そういういろんなご意見があるものにつきましては、幅広い対応、学校選択のある程度の幅を持たせた、そういう対応をされていておるところでございます。

○議長（河野）水道課長。

○水道課長（畠山）水道につきましてお答えいたします。

1点目の水利権についてでございますが、水利権は河川法第23条の流水の占用の許可ということで許可をいただいておりますものでございまして、既設、これ、当初昭和48年に設置したものでございますが、そのとき、取水8,000トンということで許可をいただいております。それで、今回もこの8,000トンの取水は変わるものではございません。

それと、国信浄水場の急速ろ過だけ残す努力をしてみたらどうかということでございますが、現在は広島市より送水する計画になっておりますが、国信浄水場について、今まで広島市と協議した中で、それは施設は中止するだけであって、現在のところ、廃止とかいうことは決まっておられません。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）先ほどの発言の中で学校名を間違っておりました。海田南小学校ではなくて、矢野南小学校でございます。訂正をいたします。

○議長（河野）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原）先ほど職員の研修のところで、庁一体感がないというふうに聞いたのは、庁舎の一体感ということでよろしゅうございますか。その観点でちょっと説明を補足させていただきます。

職員の心構え等の内容が盛り込まれていなかったというようなことでございますけれども、現実には職員の身分等がまだそういう意味で確定していないということで、職員についてはとりあえず今住民に説明をするということで、こちらも地元へ入っていくということで、その認識を新たにしてくれということで、説明会をということで職員の説明をさせていただいております。

また、庁舎の一体感、全体としての一体感が欠けているのではというご指摘でございますけれども、昨年4月1日に推進本部を設置をいたしまして、その後、担当者をそれぞれ各課ごとに決めまして、その説明会をさせていただいております。その事務取扱者を通しまして各課をとりまとめ、いろんな事務事業の取り扱いについての精査をしていくという方法で、また推進本部会議へそれを上げて協議をしていくという方法でやって

まいりましたので、そうした意味では、いろんな各課の事務がある中で、大変協力なり頑張ってくれておるといことでございます。そうした意味で、推進本部委員からまた各課委員への周知も徹底をさせていただいて、今後も全体的な一体感のもとに事務を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（永海）合併建設計画、教育予算が少ないではないかというご指摘でございますが、これは以前にも教育部長の方がお答えさせていただいたと思いますが、広島市には海田町よりも古い時代に建った校舎がまだ随分残っておるといふうなことで、当初、海田町のそういう校舎の改築等については全然だめだというお話でございましたんですが、やはりそれでは海田町としてのなかなかご理解が得られないというふうなことで、そういうふうなご無理をお願いをして、頑張っという事業も認めていただいたというものがございます。

それから、五日市の例を出して、額が多かったという話ですが、これは恐らく五日市は、あの当時人口急増で、児童、生徒数が極端に増えたために、そういう学校建設に費用がかかったんだらうというふうに推測をいたしております。

それから、織田幹雄先生の顕彰碑を役場の跡地の公園についてどうかということですが、これにつきましては、公園整備の中で考えていただくよう広島市の方と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）それではもう少し質問させていただきますが、今、職員の待遇の問題は検討中というんですが、これ、以前から、私も今回の合併特別委員会があった時点でも話したんですけど、海田町は以前から事務レベルで、随分広島市との打ち合わせとか検討会を何遍もやっておるんです。それ、皆さん、よう知っておってでしょう。特別室をつくったりして、助役が委員長になったりして何年やっておるんですか。それで今からまだ検討中というて、来年4月には合併しようかというところまで行きよるんです。ですから、我々議員はやめたらそれで終わりですが、職員はまだ今から何十年も広島市へ勤めてもらわないけんですが、秋ごろまでにそれを検討するというのはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、その点について、もう一度、再度、恐らくできておるんじゃがまだ発表せんのか、できておるなら早く皆さんに安心をさすために発表をするべきではないかと思いますが、その点についてお願いしたいと思います。

それから、福祉センターの問題ですが、先ほどありましたように、公園の問題が、私はひっかかるんです。と申しますのは、都市計画決定をしたものが、都市計画法のいろんな条文を読んでみましたら、移動の問題とか、今都市計画決定の変更というのが都市計画法の21条に載っております。それとか市町村の都市計画の決定事項とかいうのがいろいろこうありまして、そこらを踏まえてみましたら、建物の設計はほとんどできて議会へ提案しておるのに、まだ今から1月にやると言った説明を延期して4月ごろにやると言っって、それなら初めから予算が通ってからやるんで間に合うのかどうか、非常に誤差がある、言われることとすることに。1月29日にやりますと言うて議会通信に出して、皆さんに周知しておって、県の方の関係で、町のことで、町のことを進行せないけん。建物の設計図まで出して議会に提案しておるものを4月ごろに、それじゃ変更になったらどうするんですか、いけんようになったら。その点についてちょっと、どうもおかしい。これ、はっきりしてください。

それで今の教育問題、改めて聞くんですが、道德問題、教育基本法の9条にも宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位、教育上、これを尊重しなければならないというふうな道德教育に近いいろんな要素を新しい教育に、国なり県なりが取り入れておるんです。それに対して、今、教育長の言われるような学校5日制になって、余暇の時間にそういう道德教育なんかの教室を設けてでもやるような気があるかないか。土曜日は、半日間は、学校の子どものために開放するというようなことを聞いております。そういうふうな取り組みが、道德とかいろんなそういうふうな指導が、先生にもそういうふうな気風を持っておる人がおってかどうか。休みじゃけ、わしら、もう知らんよと。また今パトロールの問題でも、教育委員会は町へ頼んだ。4人ほど町内パトロールできたから先生は関係ないよと。例えば先生の1人でも、1時間でも2時間でも町内パトロールへ参加をしていただく。地域の自治会でも、夏休みと年末には町内自治会、パトロールで町内を回って、いろいろそういう啓蒙をしておるんです。そういうふうな教育委員会の取り組みがないものかと思うんですが、教育長のお考えを伺います。

それから、今確かに、広島市の秋葉市長は、いろいろ聞きましたら、ほかのところから、教育委員会の方で聞きましたら、30人学級というのを取り入れたいということをはっきり言っておられるんです。そうしますと、今の西中は、西小学校も余剰教室が多いからそういう1つの施設に十分適用するような教育環境ではないかと思うんです。それでしたら、今、県下でも何校かありますように、30人学級として小・中一貫教育という

ような、県内でも安芸郡でも今のモデルのようなものをつくるような気があるかないか、お願いしてみたいと思います。

それから、さっき、答弁になかったんですが、水道料金の30%値上げの問題です。私は言っておるんですけど、その点について1つも答弁がないんです。都市計画税の問題も含めてちょっと話したんですけど、その点について再質問いたします。

○議長（河野）上下水道部長。

○上下水道部長（木原）それでは、一番最初に、水道料金の問題につきましてご答弁申し上げます。

ご存じのように、当初任意協の中で、水道料金については同一地域、同一料金ということで、広島市の料金に合併をした場合、直ちに統一しようということで、任意協議会で諮られましたけれども、これが決まらなかったということで、今後は法定協議会の方でゆだねられるということになろうかと思います。ですから、今現在でどうなっておるかということではなくて、今後の課題として残っているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）道德の教育に宗教教育的な、そういう心の教育を取り組むつもりはないかと。現在、宗教教育そのものはご存じのように公立学校ではできないという状況でございますが、要するに、生き物の命であるとか、あるいはそういうものを育てるというようなことで、現実には、例えば土曜日、あるいは休日等に学校へ子どもたちを集めて、瀬野川沿いにそういう子どもたちを連れていきながら、そういう生物を観察させたり、生き物を観察させたりというようなことで、いわば、今の宗教教育につながるような命の大切さ、そういう活動に取り組んでいる先生もございます。

それから、教育委員会としては、休日の日にこうしろ、ああしろということは大変難しゅうございますが、例えば公民館の活動でありますとか、あるいは公的な施設の諸行事の中に、子どもたち、あるいは親子のそういう活動、さらに先生がアドバイザーとして加わっていただくような、そういう展望を持った行事は取り入れておりまして、そういう方向でもって取り組んでいきたいと思っております。

それから、西小学校、中学校一貫教育ということでございますが、非常に環境的にあそこはいいんです。保育所、小学校、中学校、高等学校、それで今条件として、海田中学校と海田高等学校の校長先生方が同級生というようなこともございます。こういうよ

うなことで、小・中・高の連携をした授業研究とかというようなことで、連携をした教育を進めていく前段階として今先生方にお願いをしたいということで、今取り組んでおるところでございます。保育所との連携も小学校とは行き来しておりまして、例えば、あそこの今のビオトープ等も使いながら、あるいは絵手紙、そういうような活動も一緒になってやっておるというようなこともございます。そういうようなことで、今、山岡議員がおっしゃいました趣旨のことは既に取り組み始めておるところでございます。将来的に、これがどういう制度につながっていくかということはこれからの展望を見たいと思っております。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）山岡議員、再々質問の職員の処遇についてでございますが、これにつきましては、今現在のところわかっておりますのが基本的な事項、例えば海田町の定数の職員は広島市に引き継ぐとか、それとか引き継ぐに当たって海田町の調査によって各職員の意向とか希望とか、そういうものは受け入れるよと、余地はあるとというような基本事項は協議をさせていただいております。それで、どうして15年に入ってからかということでございますが、具体のものは、それにつきましては、広島市も広島市の人事異動、それとか昇給とかいろいろございますが、それと並行して、当然海田町の職員も広島市の職員になるわけでございますので、その辺の時期を勘案しながら、そういう時期で協議をしたいと。

また、はっきり申しまして、人事に関しては広島市は最後にやる事項だというような認識を持っておりまして、法定協なり協定書の締結なり、そういう段階を踏んだ中で人事についてははっきりしていきたいということがございます。それと、これまでかなりの町と合併をなさっておられます。そういう経緯の中で、1年間で十分間に合うという認識を持っておられますので、海田町としてもそれに乗ってフローを早目に固めていただきたいというようなことで協議を進めさせていただいております。そういうことでございます。それで、今現在あるかというところと全くございません。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）日の出公園の都市計画変更が、説明会が4月になっても間に合うかというお話ですけれども、間に合う予定で調整をいたしております。それから、議会の関係ですけれども、県の方では担保力の話、つまり道路、公園等についてはもともと不変性のある、変わらない施設というふうな考え方がございます。したがって、1回都市

計画決定をしたものをまた変えて、やっぱり不都合が生じたのでまた戻せという話はないということでございます。

○議長（河野）時間延長します。

○14番（山岡）それでは、先ほどの、今、学区のことについては、教育長は一切やる気はないということなんですが、町長、住所表示の問題、今の曙町が道路が挟んでこっちとこっちになっておると。今回、合併を期限にその再編成をする気はあるかないか、ほっとくんか、今教育委員会みたいにどうでもええんだと、どっちがどうです、ちょっと町長、答弁。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）山岡議員が言われるように、これまでも、例えば曙町などがバイパスが通ったために二分割になっておると、こういうような状況も現実起きております。こらが今の住居表示でいいますと、あの大きな道路を挟んでやはり町名は同じというようなことで、やはり不便さはあろうかと思えます。ただ、これはまた自治会長等と協議して、でき得れば道路とかあるいは水路とか、こういうことで切れれば一番いいなと思えますけれども、やはり地域と協議をしてみたいと、こういうように思います。

○議長（河野）本日の議事日程は、終了する見込みがございませんので、本日は延会をいたします。なお、明日も9時から本会議を開きますのでご参集ください。本日はご苦労さんでございました。

午後4時59分 延会